

Commission for the Conservation of  
Southern Bluefin Tuna



みなまぐろ保存委員会

## 第 13 回委員会年次会合報告書

2006 年 10 月 10 - 13 日  
日本、宮崎

## 第13回委員会年次会合報告書

2006年10月10-13日

日本、宮崎

### 議題項目 1. 開会

#### 1.1 歓迎の辞

1. 中前水産庁次長が会議の歓迎挨拶を述べた。挨拶文は別添1に記載。
2. 議長(鈴木亮太郎、日本)は、会合を開会し、参加者を歓迎した。あわせて、ヨーロッパ共同体が委員会の協力的非加盟国として参加を要請していることが紹介された。
3. 会合は、議長が提案した委員会及び拡大委員会会合の運用手続きを了承した。

#### 1.2 議題の採択

4. 議題は採択され、別添2に記載。
5. 参加者リストは別添3に記載。

### 議題項目 2. 拡大委員会による決定事項の承認

6. 委員会は、別添4の第13回委員会年次会合に付属する拡大委員会による決定事項を承認した。

### 議題項目 3. CCSBT 14の議長及び副議長並びに開催地の選定

7. CCSBT 14はオーストラリアが主催し議長を務める。
8. 副議長はニュージーランドが任命された。

### 議題項目 4. その他の事項

9. その他の事項はなかった。

### 議題項目 5. 会議報告書の採択

10. 報告書は採択された。

**議題項目 6. 閉会**

11. 会議は 2006 年 10 月 13 日午後 9 時 30 分に閉会した。

## 別添リスト

別添

- 1 歓迎挨拶
- 2 議題
- 3 出席者リスト
- 4 第13回委員会年次会合に付属する拡大委員会の報告書

中前水産庁次長 歓迎挨拶

議長、ご出席の皆様おはようございます。

皆さん、ようこそおいで下さいました。2001年に宮古でCCSBT8をホストして以来、今回また皆さんを日本にお迎えできたことを、非常にうれしく思います。

まず初めに、会議の開催にあたり多大なご尽力をいただいた事務局の皆さんに、感謝の言葉を申し上げたいと思います。今回の会議の準備にあたっては、非常に困難な思いをされたと思いますが、素晴らしい会議環境を提供していただきました。

また、我が国が会議をホストするにあたり、多大なご支援をいただいた、地元の宮崎県、宮崎市にも、感謝しております。今回の会議場は非常に立派な施設であります。地元の皆さんのご支援がなければ、この会議場で会議を開くことはできませんでした。

さて、会議の開催にあたり、我が国としての考えを述べさせていただきます。

みなみまぐろ資源の持続的な利用は、すべてのCCSBTメンバーの共通した、最大の目標であります。しかしながら、現在、みなみまぐろの資源は悪化が懸念されており、これに対してCCSBTが適切に対処し、資源の回復に向けて新たな一歩を踏み出すことが求められています。

我が国は、最も古くからみなみまぐろを利用してきた国として、また最大の消費国として、資源回復に向け強い意志と責任を有していることを、ここで強調したいと思います。

我が国は、昨年来、自らの調査により、我が国が2005年漁期のSBTの漁獲枠を超過したことを明らかにし、その原因を除去すべく、本年4月から漁船毎の個別割当制を新たに導入し、漁獲されたすべてのみなみまぐろ一つ一つにタグをつけることを主な内容とする管理制度に移行したところです。この制度改正により、漁獲から水揚げまでを完全に網羅し、漁業情報に内在するとされる不確実性を一掃し、確実にみなみまぐろ漁業を管理することが可能となりました。

この制度改正の実施に際しては、漁業者のみならず国内関係者の理解を得るにあたっては非常に苦勞しました。しかしながら、この漁獲枠管理制度の改善がみなみまぐろの資源回復にとって必要不可欠であるとの認識のもと、全力を挙げて対応しました。

さらに、この漁獲枠管理制度を実効あらしめるため、みなみまぐろ全量水揚げ検査を行うべく、水産庁の漁港駐在官の大幅な増員も実現しました。これらにより、これまでの我が国みなみまぐろ漁業に向けられた批判に対し明確な回答を提示するとともに、今年度以降、我が国は委員会によって定められた割当量を確実に遵守することを、今、皆様の前で確約することができます。今次会合では、我が国が導入したタグを用いた新制度を正しくご理解いただき、CCSBTにおける管理制度の改善に資するよう、すべての加盟国で是非導入していただきたいと思ひます

さて、いくつかの漁業種類では、漁獲実績の把握が技術的に困難であることが、明らかになっています。現在みなみまぐろを利用している漁業としては、はえ縄、まき網、一本釣り等があります。はえ縄や一本釣りでは、漁獲直後に魚一尾ごとに重量を計測することが可能です。

一方で、みなみまぐろのまき網漁業は非常に特殊であり、漁獲直後に水揚げを行わず、そのまま蓄養のいけすに移送してしまうため、実際の漁獲量を推定することに多くの努力を必要としています。

それぞれの漁業の特徴を踏まえ、適切な管理手法が向上することが望まれます。

昨年の CCSBT 以来、各漁業の不確実性の検証のため、2つのパネルの開催、特別会合、及び科学委員会と数々の議論がなされてきました。まだ不確実なことは多く残っておりますが、我々は科学委員会が指摘するように、資源の回復に直ちに取り組む必要があります。不確実性を理由にこれを放置することは、将来に禍根を残すとともに、責任ある参加国の対応とは言えません。

我が国は最大のはえ縄漁業国として、率先してこれに取り組む用意があります。議論だけを何年繰り返しても得るものではありません。他の参加国においても、資源回復という大義のため、それぞれ小異をすて大同に立つ姿勢でこれに協力していただきたいと思ひます。

最後に、会議に出席して下さったすべての皆さんが快適にすごされ、美しいこの宮崎の秋を心ゆくまで堪能していただけますことを祈念して、開会の挨拶といたします。

ありがとうございました。

議題  
第 13 回委員会年次会合  
2006 年 10 月 10 - 13 日  
日本、宮崎

1. 開会
  - 1.1 歓迎の辞
  - 1.2 議題の採択
2. 拡大委員会による決定事項の承認
3. CCSBT 14 の議長及び副議長並びに開催地の選定
4. その他の事項
5. 会議報告書の採択
6. 閉会



参加者リスト  
第 13 回年次会合  
2006 年 10 月 10 - 13 日  
日本、宮崎

議長

鈴木 亮太郎 外務省経済局漁業室室長

SC 議長

アンドリュー・ペニー 魚類環境保護サービスコンサルタント

遵守委員会議長

デービッド・ウッド 漁業省上席国際顧問

オーストラリア

グレン・ハリー (代表者)	農漁業林業省漁業林業局長
ジョン・カリッシュ	農漁業林業省漁業養殖業担当部長
スティーブン・ロウクリフ	農漁業林業省国際漁業政策担当官
ケビン・マックロクリン	農漁業林業省地方科学局漁業海洋科学計画担当官
キャンベル・デイビーズ	CSIRO 海洋大気研究部主任研究員
スティーブン・バイグレイブ	農漁業林業省地方科学局漁業海洋科学計画担当官
ペニー・リチャーズ	外務貿易省法務部上席法務官
フィリップ・キンプトン	外務貿易省法務部上席担当官
サラ・ウィザース	在日オーストラリア大使館
トリッシュ・ストーン	オーストラリア漁業管理庁ミナミマグロ漁業上席管理官
ウィリアム・ストーリー	法務省国際法室法律官
マルコム・サウスウェル	オーストラリア漁業管理庁ミナミマグロ漁業管理官
ブライアン・ジェフリーズ	オーストラリアまぐろ漁船船主協会会長
ベン・ハー	ダエヤン漁業有限会社
リック・コレジャ	セコル代表
リチャード・リンゼイ	AFE サリンググループ
テリー・ロマノ	シップ・エージェンシー・オーストラリア代表
グレン・サント	トラフィック・オーストラリア代表

アンドリュー・ウィルキンソン  
ティム・タナカ

トニーズ・ツナ・インターナショナル  
トニーズ・ツナ・インターナショナル大阪支社

## 日本

中前 明	水産庁次長
山下 潤 (代表者)	水産庁資源管理部部長
勝山 潔志	水産庁資源管理部国際課国際交渉官
坂本 孝明	水産庁資源管理部国際課課長補佐
長谷川 裕康	水産庁増殖推進部漁場資源課課長補佐
桑原 智	水産庁資源管理部遠洋課課長補佐
成澤 行人	水産庁資源管理部遠洋課かつお・まぐろ漁業企画官
晝間 信児	水産庁資源管理部国際課
渡辺 英人	外務省経済局漁業室
魚住 雄二	遠洋水産研究所業務推進部長
宮部 尚純	遠洋水産研究所温帯性まぐろ資源部長
伊藤 智幸	遠洋水産研究所浮魚資源部まぐろ研究室
境 磨	遠洋水産研究所温帯性まぐろ研究室
石川 賢廣	日本かつお・まぐろ漁業協同組合組合長
中村 正明	日本かつお・まぐろ漁業協同組合顧問
羽根田 弘	日本かつお・まぐろ漁業協同組合理事
西川 徳市	日本かつお・まぐろ漁業協同組合理事
西川 喜美男	日本かつお・まぐろ漁業協同組合理事
鈴木 敬幸	日本かつお・まぐろ漁業協同組合理事
三浦 望	日本かつお・まぐろ漁業協同組合国際部
臼井 壮太郎	日本かつお・まぐろ漁業協同組合理事
勝倉 宏明	日本かつお・まぐろ漁業協同組合理事
久保田 長秀	日本かつお・まぐろ漁業協同組合理事
籠尾 啓太	日本かつお・まぐろ漁業協同組合理事
羽根田 薫	日本かつお・まぐろ漁業協同組合理事
池田 祐司	日本かつお・まぐろ漁業協同組合理事
後潟 洋	日本かつお・まぐろ漁業協同組合理事
上竹 秀人	日本かつお・まぐろ漁業協同組合理事
中竹 正浩	日本かつお・まぐろ漁業協同組合理事
森 深哉	日本かつお・まぐろ漁業協同組合理事
上夷 和輝	日本かつお・まぐろ漁業協同組合理事
松元 一茂	日本かつお・まぐろ漁業協同組合理事

早崎 文哉	日本かつお・まぐろ漁業協同組合理事
羽根田 正	日本かつお・まぐろ漁業協同組合理事
白川 修	日本かつお・まぐろ漁業協同組合理事
早崎 達哉	日本かつお・まぐろ漁業協同組合理事
石丸 宏	全国遠洋かつおまぐろ漁業者協会会長
鶴本 正輝	全国遠洋かつおまぐろ漁業者協会副会長
池田 博人	全国遠洋かつおまぐろ漁業者協会
本山 雅通	全国遠洋かつおまぐろ漁業者協会アドバイザー
原田 雄一郎	OPRT（社団法人責任あるまぐろ漁業推進機構）専務
橋爪 一彰	経済産業省農水産室
濱口 安行	経済産業省農水産室

## ニュージーランド

スタン・クローザース（代表者）	漁業省上席国際顧問
アーサー・ホーア	漁業省上席漁業管理官
シェルトン・ハーリー	漁業省上席研究官
アンドリュー・ジェンクス	外務貿易省法律顧問
ブルース・マッカラム	在日ニュージーランド大使館
チャールス・ハフレット	ソランダー代表
ロバート・カイワイ	在台北ニュージーランド大使館
サラ・オムンゼン	漁業省

## 大韓民国

キュー・ジン・ソック（代表者）	海洋漁業省国際協力局研究官
ソン・ヨー・ジェオン	海洋漁業省国際協力局
ダエ・イオン・アン	国立漁業調査開発研究所上席研究官
ホー・ソン・キム	マリーンプラス（株）
チー・ゴン・キム	思潮産業（株）
クン・ジェ・クァク	ドンウォン産業（株）

## オブザーバー

## 欧州共同体

ジョン・スペンサー  
アナ・ヨハンセン

欧州委員会地域漁業管理機関担当官  
欧州委員会地域漁業管理機関

### 漁業主体台湾

ツー・ヨウ・セイ（代表者）  
ホン・イェン・ファン  
シュー・リン・リン  
イン・ホー・リウ

行政院農業委員会漁業署組長  
行政院農業委員会副組長  
行政院農業委員会漁業署スペシャリスト  
台湾遠洋鮪船魚類輸出業同業公会インド洋運営委員会  
会長

ウェン・ジュン・シェウ

台湾遠洋鮪船魚類輸出業同業公会インド洋運営委員会  
主任委員

クワン・ティン・リー

台湾遠洋鮪船魚類輸出業同業公会秘書

### インドネシア

ニラント・パーボウオ  
ダー・レトノワチ

海洋漁業省漁業部長補  
海洋漁業省漁業部漁業情報統計担当官

### フィリピン

ジル・アドラ  
リチャード・サイ

漁業養殖業局長補  
フィリピン国際はえ縄協会会長

### CCSBT 事務局

ブライアン・マクドナルド  
ニール・ハーミス  
宮澤 軌一郎  
ボブ・ケネディー

事務局長  
次期事務局長  
事務局次長  
データベースマネージャー

### 通訳

馬場 佐英美  
小池 久美

山影 葉子

Commission for the Conservation of  
Southern Bluefin Tuna



みなまぐろ保存委員会

別添 4

## 第 13 回委員会年次会合に付属する 拡大委員会報告書

2006 年 10 月 10-13 日  
日本、宮崎

第13回委員会年次会合に付属する  
拡大委員会報告書  
2006年10月10-13日  
日本、宮崎

**議題項目 1. 開会**

**1.1 第13回委員会年次会合に付属する拡大委員会の議長及び副議長の選出**

1. 第13回委員会年次会合議長(鈴木亮太郎氏)が開会した。
2. 鈴木亮太郎氏(日本)及びグレン・ハリリー氏(オーストラリア)が拡大委員会会合の議長及び副議長として確認された。

**1.2 議題の採択**

3. 修正された議題が採択、別紙1に掲載された。
4. 参加者リストは別紙2。
5. 会合に提出された文書リストは別紙3。

**1.3 オープニング・ステートメント**

**1.3.1 メンバー**

6. 拡大委員会メンバーによるオープニング・ステートメントは別紙4。オープニング・ステートメントにおいて、拡大委員会メンバーは、今次会合で優先的に検討すべき問題を明確にしている。

**1.3.2 協力的非加盟国**

7. フィリピンのオープニング・ステートメントは別紙5に記載。

**1.3.3 他の国及び団体**

8. 欧州共同体とインドネシアのオープニング・ステートメントは別紙6。

**議題項目 2. 事務局からの報告**

9. 事務局長は、事務局からの報告を提出した(CCSBT-ESC/0610/04)。拡大委員会は、報告を留意した。

10. 事務局長は、彼の後任として10月16日から着任するニール・ハーミス氏を紹介した。議長は、拡大委員会を代表してハーミス氏を歓迎した。ハーミス氏は、拡大委員会が信任をおいてくれたことに感謝するとともに、この重要な資源の管理において拡大委員会の一助となることを楽しみにしていると述べた。

### **議題項目 3. CCSBT に関する機密事項の取り扱い**

11. 日本は、7月の特別会合において合意された機密事項の取り扱いが、オーストラリア漁業管理局の局長であるリチャード・マクロクリンによって破られたことが重大な関心事であるとした。氏は、市場レビューレポートで触れられた不調和に関する情報を一方的かつ部分的に取りあげ、またそのことがメディアで報道された。
12. オーストラリアは、機密違反を認め、事件を謝罪し、関係者間で協議し政府職員に対して今後より注意するよう指示した旨述べた。

### **議題項目 4. 財政と運営**

#### **4.1 財政運営委員会からの報告**

13. 事務局長は、2006年修正予算案(CCSBT-ESC/0610/05)及び2007年予算案(CCSBT-ESC/0610/06)について説明を行った。
14. 事務局長は、予算の基礎となる前提を説明した。拡大委員会は、予算案を財政運営委員会で検討するために委ね、結果報告を受けることとなった。予算は2007年の活動に関する会議の議論を考慮して、変更されることがありうるとされた。オーストラリアは、とりわけ新たな監視取締措置のための資金を算入することが必要であると述べた。
15. 財政運営委員会(財運委)が、2006年修正予算及び2007年予算案検討のため召集された。ニュージーランドが財運委議長に指名され、オーストラリアがラポルツァーを務めた。
16. 財運委は、会議文書 CCSBT-EC/0610/05 にある 2006 年修正予算を検討のうえ承認した。財運委は、報告で特定されている支出過剰については吸収するよう勧告した。拡大委員会は 2006 年修正予算を採択した。
17. 財運委は、2007 年予算案の検討を行い、45,000 ドルの補正が CCSBT 13 で合意された遵守委員会特別会合の開催に必要であることに留意した。さらに、CCSBT 13 で合意された新たな監視取締(MCS)措置に関連するコストのため、予算案のその他の項目におけるコスト削減について詳細に検討した。財運委が承認した削減項目は:
  - 印刷費用、機材借用料及び雑費の削減を主とした会議費用の削減(例 可能であればセルフケータリングでの会議、ホスト国がフリーの会場を提供する)。



- 支出削減に資するその他の方法がない限り、科学委員会及び資源評価グループへのパネリストの出席者を4人から3人に削減する
  - 2007年CCSBT標識放流計画のタグの購入を控える。
  - 管理手続きワークショップは開催しない。
  - 管理戦略の開発はしない。
18. 拡大委員会は、別紙7表1のとおり修正された2007年一般予算を承認した。
  19. さらに、財運委はCCSBT13で合意されたMCS措置開発のため事務局に一名を雇用するには100,000ドルの追加費用が必要であることに留意した。財運委は、SRPタグging計画の用船日数を少々削減できれば、節約分でこの新たな要件を可能にすることが可能であると助言した。
  20. 拡大委員会は、別紙7表2のとおり修正された特別予算を承認した。また、拡大委員会は、CCSBT13で合意されたMCS措置開発のため事務局に一名を雇用するため、特別予算から一般予算に100,000ドルを上限に移すことを合意した。
  21. 2008年の暫定予算については、財運委はメンバーの分担金の10%増を勧告した。

#### 4.2 財政問題の討議

22. 財運委報告の検討に際し、オーストラリアは、“漁業依存の指標、特に日本のはえ縄のCPUEへの信頼レベルに対する漁獲量不調和の影響によって、小規模な指標のセット(航空調査、CCSBTタグging、NZ入漁船及びインドネシア漁獲モニタリング)への依存が増加した”という拡大科学委員会の結論に配慮すべきとした。
23. このことを鑑み、拡大科学委員会は、確認可能かつ信頼できる指標を確保することが必要であると勧告し、最も優先されるべきは次のセットである: 漁獲量及びCPUEの確認、航空調査、インドネシアのモニタリング及び報告率の確認をとまなうタグging。
24. オーストラリアは、航空調査が現時点で全水域の漁業における幼稚仔豊度の信頼できる唯一の指標であることを特に考慮すれば、委員会のすべてのメンバーの全水域の漁業に直接具体的なメリットがあり、また2007年は545,000ドルかかると述べた。航空調査費用は、過去2年においてオーストラリアが単独で提供しており、オーストラリア政府が提供するSBT科学調査予算の一部となっている。オーストラリアとしては、すべてのメンバーがこの重大かつ重要な調査へ貢献すべきと考えている。
25. 漁業に関係し受益する誰もが、漁業の理解と管理のために貢献することは基本原則である。
26. オーストラリアは、これがCCSBTの科学調査計画(SRP)の極めて重要な構成要素であると、すべてのメンバーが明確に理解することを求めた。

27. 拡大科学委員会による来年の SRP レビュー結果に応じ、オーストラリアは、航空調査が再来年の予算に計上されることが確保されることを望んでいる。
28. 本年の航空調査の費用負担に対する他のメンバーからの支援は合意に到らず、オーストラリアは、航空調査の全費用の支払いを継続することを了承したものの、拡大科学委員会は、CCSBT 14 での検討のため、すべての科学活動について、優先順位を明確に指示したものを提供すべきとした。
29. 委員会は、オーストラリアによる委員会の科学研究への価値ある貢献及び航空調査への支援を歓迎した。
30. ニュージーランドは、用船のデータもまた、拡大科学委員会によって加入量モニタリングの重要な信頼できる指標と認められている旨述べた。その信頼性は、100% オブザーバーカバレッジに関連する。費用はニュージーランドが年間 200,000 ドルを負担している。

## **議題項目 5. 遵守**

### **5.1 遵守委員会からの報告**

31. 遵守委員会議長(CC 議長)が、遵守委員会報告書(別紙 8 に記載)を提出した。CC 議長は、次のとおり述べた。
  - 遵守委員会メンバーは、大規模な未報告漁獲のために、よりよい漁獲量の監視及び CCSBT の保存管理措置の遵守レベルをあげるために必要となる措置について、大幅な改善が要求されることを認識した。
  - 会議には、20 を超える公式な報告書、プレゼンテーション及び提案が提出された。
  - 科学委員会議長は、拡大科学委員会での議論を報告するとともに、漁獲量と努力量データにおける信頼性の重要性を強調した。
  - 拡大科学委員会は、遵守委員会に対し、情報の不可欠な性質及び統計的な正確性に関する助言を提示した(第 11 回科学委員会報告書パラグラフ 62-68)。
32. CC 議長は、遵守委員会が、利用可能な時間内で野心的な課題を自ら課したと述べた。特に、監視、管理及び取締り(MCS)措置の統合パッケージに関する提案の開発に重きがおかれた。CC 議長は、次のとおり述べた。
  - オーストラリアは、遵守委員会に 8 つの MCS 措置の詳細を提出、それぞれの課題を遂行するための決議案及びその導入日程を提案した。
    - 効果的な漁獲証明制度(CDS)、
    - 監視、管理及び取締り(MCS)措置を補完する遺伝子技術の活用、
    - 中央管理型漁船監視システム(VMS)の導入、
    - 国際オブザーバー計画、

- 漁船登録、
  - 転載規制、
  - 乗船検査、及び、
  - 入港国措置。
  - ニュージーランドは、遵守強化の様々な手法を概説した文書とともに、効率的な漁獲証明制度を提案した文書を提出した。
  - 日本は、個別船割当の配分及び漁獲時における SBT へのタギングを含む新たな国内 MCS 制度を説明した。日本は、2つの決議を提案した。
    - CCSBT による新たなタギングシステムに関する提案、及び、
    - SBT 蓄養に関する管理遵守措置に関する提案。
  - 遵守委員会は、鍵となる優先事項として、4つの提案に焦点を絞ることに合意した。
    - CDS 及び CDS の基礎としての個別魚へのタギング、
    - VMS、
    - 独立オブザーバー計画、及び、
    - 転載規制。
33. CC 議長は、これらの提案に関する決議作成の終了には十分な時間がなかったとし、委員会に対し CCSBT 13 においてさらなる作業を実施するよう勧告した。その後、優先順位の高い4つの提案を取り扱い、また、いかに導入に向けた進展を図っていくか検討する遵守委員会作業グループ (CCWG) のために、CCSBT 13 会合は中断された。
34. CCWG は、拡大委員会が検討するために3つの決議案を作成した。これらは、漁獲証明制度の開発に関するもの(別紙 9)、漁船監視システムに関するもの(別紙 10)、及び大型漁船による洋上転載に関するもの(別紙 11)となっている。CCWG は、独立オブザーバー計画設立の提案について、合意に達することができなかった。
35. CC 議長は、拡大委員会に採択されたならば、3つの決議案はその導入前に相当な作業を必要とすると述べた。その作業を休会期間中の 2007 年中頃に遵守委員会作業グループとして実施することが提案された。いくつかのメンバーはさらに作業を実施すべきとして、以下をあげた。
- オブザーバープログラム。
  - 漁船登録。
  - 入港国による措置。
  - 乗船検査。

## 5.2 取締り、管理、監視の統合

36. メンバー、協力的非加盟国及びオブザーバーは、未報告漁獲の排除を確保し、適切な資源評価の基礎となる正確なデータを提供しうる、統合さ

れた遵守措置のパッケージを、可能な限り早期に採択し、完全に導入することが、極めて重要であると認識した。

37. とりわけ、メンバーは以下の遵守措置に関する3つの決議を採択した。
  - 漁獲証明制度(別紙9)。
  - 漁船監視システム(別紙10)。
  - 大型漁船による転載の規制(別紙11)。
38. 上記の3措置の導入はかなりの作業を要すること並びに、独立オブザーバー計画、入港国による措置、乗船検査及び漁船登録のようなその他の重要な措置の合意には時間が十分でなかったことに留意し、メンバーがさらなる作業を休会期間中の2007年中頃に遵守委員会会合において実施することが合意された。メンバーは、まぐろの種及び合法的な漁獲の起源を特定するために遺伝情報を使用するという提案を拡大科学委員会へ付託することにつき合意した。
39. さらに、拡大委員会は、管理措置における透明性と信頼性を改善するため、すべてのメンバーと協力的非加盟国がCCSBT事務局にタイムリーな方法で提供すべき以下の情報について合意した。
  - a) 本漁業のための、会社、割当所有者又は漁船<sup>1</sup>いずれかへの、年間割当量及び漁獲配分の取極、及び
  - b) 漁期又は漁業年の終了時における、会社、割当所有者又は漁船の割当に対する最終漁獲量。
40. メンバー及び協力的非加盟国が、“オリンピック”方式によって管理をしている場合、(b)によって詳細を報告することのみが要求される。
41. 漁業のコンプライアンス改善における日本のタギング制度の有用性を認め、拡大委員会は、すべてのCCSBTメンバーと協力的非加盟国に対し、可及的速やかに適用するため、本提案のさらなる進展に協力することについて、合意した。

### オーストラリアSBT調査

42. 日本代表団は、オーストラリア蓄養の独立レビューに提起された不確実性については、一層の調査が必要であると指摘した。日本は、オーストラリアに対し、旗国の責任として以下問題の調査を要請した。日本は、以下問題を明らかにすべきとした。
  - a. 漁獲量の推定に使用されている40尾サンプルの代表性(40尾サンプルのバイアス)、及び、
  - b. 曳航中の体重変化、
  - c. 曳航中の死亡魚の計数の正確性、
  - d. 蓄養時における成長率の正確性、及び、
  - e. 蓄養いけすへ移送される尾数。

---

<sup>1</sup> 提供される漁船詳細は船名及びコールサインを含む。

43. メンバーは項目(b)と(d)について以下を認めた。
- 漁期中及び漁期間の変動性のため、適正な再現をとまなう何漁期かにわたる実験が必要となる。最低3年の実施期間と調査死亡枠の使用が必要と思われる。
  - 蓄養手法の違い(給餌方法、管理手法、取りあげ時期など)は成長率への影響があり、このことは、検討が必要なバリエーションの数を考えた場合、実験デザイン及び信頼区間へ大きな影響を与える。
  - もっとも効果的な手法は、漁獲時に体重を正確に推定し、蓄養手法の違いを調査する必要性を否定することを確保することである。  
どうであれ、漁期ごとの結果は報告される。
44. オーストラリアは、最初の年に(a)、(c)及び(e)の最終化に主眼点をおいた実験デザインと実験研究に関する作業を可能な限り早期に完了するよう努める。本作業にかかる日程は以下のとおり。
- 他のCCSBTメンバーから提起された問題を取り扱う最初の実験デザイン案をオーストラリアが提出する – 2006年11月
  - 他のCCSBTメンバーからのコメント – 2006年12月末
  - 最初の実験デザインの最終化 – 2007年1月中旬
  - 実験プロジェクトの入札の最終化 – 2007年2月末
  - 実験手法の実施 – 2007年2月
  - 最初の結果を委員会へ報告 – 2007年5月
  - 修正した実験デザインの提出 – 2007年7月
  - 拡大科学委員会による結果と修正デザインの検証 – 2007年9月
  - 拡大委員会による結果の検証 – 2007年10月
  - 2007年12月1日、実験2年目開始
  - 拡大科学委員会による検討のため、毎年7月に年次報告を作成。

#### **議題項目 6.           みなみまぐろ漁業のレビュー**

45. 拡大委員会メンバーの SBT 漁業に関する報告は別紙 12。これらに関する質問はなかった。

#### **議題項目 7.           拡大科学委員会からの報告**

46. SC 議長は、第 11 回科学委員会会合(SC11)の報告書の主要な結果の概要について発表を行った。SC11 報告書は別紙 13、発表要旨については別紙 14 に記載した。主要な結果は、
- 示唆された過去の過剰漁獲の大きさは、多くの主要な SBT の指標を危うくし、SBT オペレーティングモデルを設計・条件づけている基礎を害し、提案されている SBT MP の再評価を必要とする。

- 過去の代替の複数の漁獲シナリオについては、高い不確実性が存在する。この不確実性のため、SAGは2006年に正式な評価を行うことができなかった。正確には、過去の漁獲量とCPUEについて異なる仮定のもと、オペレーティングモデルを使用して、代替の複数のシナリオが幅を持った形で評価された。
- シナリオ評価の結果は、全般的に2005年の評価と一致しており、SBTの産卵資源量は、その元々の資源量よりかなり減少しており、かつ1980年レベルよりもずっと低い水準にあり、最大持続生産量(MSY)を実現するレベル以下であることを示した。シナリオは、不調和漁獲を反映した結果として、2006年の産卵資源量の中央値レベル(110,000t - 170,000t)が、2005年の産卵資源量の中央値の推定値(2005年の推定では50,000t)よりかなり多いことを示したものの、依然として中央値B2006/B0(初期資源に対する2006年の資源量)は10%から13%という深刻な減少を示している。
- これらのシナリオの下、2014年の資源量が2004年のそれを上回る可能性を50%にする短期目標として会議において結論づけられた推定漁獲レベルは、約9,900トンから12,100トンという比較的狭いレンジ内であった。
- SBT産卵資源量の持続性及び再建を高い可能性で確保するためには、3つのステップが必要とされる。
  - さらなる資源減少の可能性を低くするために、総漁獲量を直ちに14,925トン以下に削減すること。
  - 総漁獲量及びCPUEシリーズの推定における信頼性回復への速やかな取組。加入群及びインドネシア漁業のモニタリングの継続と、可能であればその改善。
  - 暫定的な管理手続きを今後3年から5年の間に採択し、その後、資源再建を高い可能性で確保することを意図した完全な管理手続きを実施する。

#### メンバーからの質問に対するSC議長からの回答:

47. オーストラリアは、指摘されているような過剰漁獲がなかった場合のSBT資源の状況について質問した。
- SC議長は、この質問はCCSBT 12においても問われ、諮問パネルに委ねた旨述べた。しかしながら、過去の過剰漁獲の起こりえた規模と原因について、委員会からの助言を得るまで取り扱うことができなかった。SC 11において、評価すべきシナリオの選択の後で、改めてSC議長からパネルに問題を投げかけた。時間が限られており、パネルはSC 11において問題を取り扱うことができなかった。しかしながら、その後、パルマ博士は、質問へ取り組みと回答のため、オペレーティングモデルのパラメーターの中心的な仮定の1セットのもと、セントラルシナリオ(シナリオC)の一つだけを用いて、最初の予備的な歴史的分析を実施した。加入を2006年に使用した推定値から変更しないと仮定す

ると、本シナリオ(シナリオ C)においては、現行推定の 11%に対して、産卵資源は推定処女資源レベルの 19%となった。この推定値は、1980 年レベルの 58%に相当する。また、加入が産卵資源の増加の結果増えたと仮定すると、推定産卵資源は、推定処女資源レベルの 29% となる。つまり、この特定のシナリオのもとでは、現行推定値の 2.5 倍となる。これは推定された 1980 年レベルの 88%に相当する。

48. オーストラリアは、SBT 資源評価のため、今後 3 年間で信頼できる科学プロセスを確立する可能性について質問した。
  - SC 議長は、正確な総漁獲量データ(又は最低限不確実性の判明している漁獲量データ)に加え、水域及び年級ごとの代表的な SBT 組成についてはえ縄の CPUE に関する信頼できる指標の提供にかかっていると回答した。また、SC は、この期間内に暫定管理手続きが開発されることを望むとした。
49. 日本は、SBT の保存と管理は体重よりむしろ尾数をもって行われるのではと質問した。
  - SC 議長は、評価のための入力データは尾数でも体重でも行うことができるが、いずれにしても十分な代表的サイズ組成データをとまなうことで、尾数又は体重は、年次の年齢別漁獲推定に変換しうると回答した。
50. 日本は、表層漁業に対し、CPUE データが使用できない、又は使用されない理由を質問した。
  - SC 議長は、表層漁業(まき網漁業)における実際の漁獲努力量は、SBT 豊度と意味のある関係はなく、そのため CPUE 指標を提供し得ない。商業目視データは、CPUE に類似する指標(スポッティング・インデックス)として用いられているが、多くのバイアスの可能性をはらんでいる。これらの理由から、改善された科学的航空ライントランセクト調査への取組は増強され、またそのことはオーストラリア大湾における 2 から 4 歳魚の豊度の指標として適しているとますます考えられてきている。
51. 日本は、管理手続きに使用される他のえ縄漁業の CPUE の可能性について質問した。
  - SC 議長は、それらのデータは使用可能であり、場合によっては利用されることがあるが、他のえ縄漁業の CPUE インデックス(ニュージーランド、台湾、韓国)は、限られた水域、わずかな年級群、又はわずかな年数をカバーするに過ぎないとした。それゆえ、それらの他のインデックスは、SBT 評価においてそれほど有力又は有用なものではない。ほとんどの SBT 分布レンジ及び年級群をカバーする日本の LL CPUE インデックスのみが、漁業のすべての歴史について使用可能であり、SBT の利用可能な資源のインデックスを潜在的に提供することができる。

52. ニュージーランドは、関連する資源状態は実質的に 2005 年評価から変更はなかったのかと質問した。
- SC 議長は、評価された過剰漁獲シナリオのもとでは、資源はいくぶんより生産性が高いと考えられ、SB2006/SB0(枯渇)の推定値は 2005 年の約 0.08 からシナリオ C では約 0.12 に増加した旨回答した。
53. ニュージーランドは、評価されたすべてのシナリオは将来過剰漁獲が起きえないと仮定したのか否かについて説明を求めた。
- SC 議長は、すべてのプロジェクションは、具体的に将来の一定の漁獲レベルを仮定したシナリオのレンジを用いて行い、それらのプロジェクションにおいて考慮された将来の最大漁獲量は 14,925 トンであったと答えた。換言すれば、将来においては、すべての過剰漁獲は生じないと仮定したことになる(SC 11 報告書パラグラフ 58-59)。
54. ニュージーランドは、過剰漁獲がなく、報告漁獲量が正しいとして、2014 年の産卵親魚量が 2004 年より多くなる確率 50%を達成するための TAC 勧告について質問した。
- SC 議長は、過剰漁獲が行われていない場合(すなわち SAG7 報告書別紙 6 図 15 のシナリオ 0)、約 6,500 トンのコンスタントな漁獲量が、2014 年の産卵親魚量が 2004 年より多くなる確率 50%を与えるために必要であるとした。

## **議題項目 8. 生態学的関連種作業部会からの報告**

55. 台湾は、別紙 15 にある第 6 回生態学的関連種作業部会報告書を提出した。会合の成果物の報告として、台湾は以下のとおり述べた。
- 第 6 回生態学的関連種作業部会(ERSWG)は、2005 年拡大委員会から 2 つの強力で明瞭な指示を受け取った。第一は混獲種に関するデータ提供の問題で、第二は ERS の問題に関連する管理助言の提供である。これらは、ERSWG が検討すべき最も重要な問題であり、会議ではそれらの議論をなしうよう多くの時間が割かれた。
  - 多くの問題が会議中に議論された。しかしながら、今回の説明は 2 つの主要課題に絞る。
  - 別添 7 にある決議案は、ログブックとオブザーバーの 2 つのデータソースに関するデータ収集とデータ提供の 2 つのセクションを含む。データ提供のセクションには、漁獲の規模と種(又は分類群)ごとの相互作用は、委員会に対し、はえ縄は 5 度区画、その他の漁法は 1 度区画で、月ごとに、提供することとある。しかしながら、空間的なスケールでのデータ提供が、国内の機密保持協定に違反するという場合においては、データは可能な限りの最小解像度で提供されるものとするが、CCSBT 統計海区以上となってはならない。



- 海鳥及びサメ提案に関する作業文書の議論では、認識されている課題について、重要な進展が見られた。
    - 別添 8a は、海鳥の偶発的混獲削減に関する勧告案である。国による行動計画の策定及び導入、偶発的捕獲データの収集及び提供、CCSBT 4 で合意された 30 度以南のすべての SBT 漁船におけるトリポール使用の義務化の導入確保、必要であれば 2 本のトリポール又はその他の追加的措置の使用を奨励すること、新たな緩和措置の調査並びに SBT 船団への実践ガイドの作成といった、海鳥死亡数の削減に資する本勧告案の精神については、概ね合意された。しかしながら、メンバーは、本勧告案の 2 つのパラグラフについて異なる見解をもち、CCSBT での検討のためそれらの意見が列挙された。2 つのパラグラフとはパラグラフ 1 及び 3 であり、問題は海鳥死亡数の削減の目標レベルを特定するか否か、及び収集、提供されるデータの種類を明確に特定するか否かということである。
    - 別添 8b は、サメ類の保存及び持続的利用に関する勧告案である。メンバーは、サメ類のデータ提供に関連するパラグラフ 1 の網掛けと括弧付きの部分を除き、文章の大部分について合意した。パラグラフ 1 の文章は、データ提供の勧告案に基づいており(別添 7)、データ提供に関するドラフトの採択時には、このパラグラフについて異論はなかった。
  - 重要な進展は、ERSWG が、海鳥の偶発的捕獲の削減、サメ類の保存と持続的利用、及び生態学的関連種データを収集し提供することを内容とした委員会への助言に関する合意を、ERSWG7 において結論づけるとコミットメントを表明したことにある。
  - ERSWG は、残された事案について可能な限り早期に合意するため、ERSWG7 を 2008 年から前倒しして 2007 年に召集することを委員会に勧告した。
56. オーストラリアは、対象としていない種の管理若しくは緩和又はそれらの種に関するデータ収集にとって意味のある措置に合意することができなかったと述べた。さらに、オーストラリアは、水域と業務の面で CCSBT と重複する IOTC と WCPFC に言及した。これら両機関とも、サメ類及び海鳥の混獲緩和措置の導入に合意しており、CCSBT が同様の措置を採択することを望んでいるとした。

## 議題項目 9. 総漁獲可能量(TAC)及びその配分

### 9.1 総漁獲可能量(TAC)及びその配分

57. 議長は、それぞれの代表に対し、総漁獲可能量及びその配分について当初の見解を表明するよう求めた:
- オーストラリアは、グローバル TAC は約 11,500 トンと示唆されていると答えた。しかし、この立場はもっぱら以下に左右される。

- 3年間 TAC をこのレベルに固定。
- この3年のうちに、堅実な長期にわたる決定ができるよう、“信頼のおける”資源評価を提供する科学的な管理プロセスが開発されなければならない。
- 漁獲証明書及び VMS を含む監視、管理及び取締りの適切なパッケージが、CCSBT において実施されなければならない。
- 上記を措置しないのであれば、オーストラリアは、今次会合において TAC に合意せず、オープニング・ステートメントで述べた件を取り扱うために他の手段を模索すると述べた。オーストラリアは、その TAC 5,265 トンからの削減は受け入れない。また、オーストラリアは、ニュージーランドの未解決となっている割当問題について言及した。結論として、オーストラリアは、ニュージーランドの不満が公正に取り扱われることを要求し、CCSBT 1 における取極を受け入れる必要があると認識しているとした。
- ニュージーランドは、総論でオーストラリアのポジションを支持するとし、特に、TAC についての取極の前に遵守措置に関するパッケージの合意と関係させることについて支持した。さらに、ニュージーランドは、オーストラリアに対し、CCSBT 1 の覚書及び同国の未解決となっている割当問題を解決する必要性に対するサポートに感謝した。
- ニュージーランドは、科学委員会の助言に基づく意味ある漁獲量削減を支持する。具体的な詳細は、遵守委員会の作業の成果、及び本資源の評価に適した健全なシステムを有することを確実にするための科学委員会の将来の作業のための勧告によって決まる。
- 日本は、2014 年のメディアンバイオマスが 2004 年のそれに等しいか、上回るために、最低でも 3,950 トンの TAC 削減が適当であると応えた。
- 韓国は、資源評価グループと科学委員会会合の成果に対する失望を表明した。多くの不確実性があるのは承知しているが、TAC 勧告は予防的措置を考慮して下されなければならないと考えている。韓国は、関係した科学者は、自らの見解を表明したようには見受けられず、会合の成果は、彼らの付託事項を考慮してなすべきことよりも政治的であったと思われるとした。韓国としては、5,000 トンの TAC 削減を提案し、議論は違法漁獲が行われたことを考慮し、メンバー間におけるこれらの削減量をいかに分担するかについて検討すべきであると伝えた。
- 台湾は、資源状況及び将来の軌道における高いレベルの不確実性に言及し、メンバーに漁獲削減がもたらす経済的、社会的問題を考慮に入れるよう求めた。全体像がはっきりするまで、TAC に関する意見を留保した。
- フィリピンは、50 トンの割当しか受けておらず、削減されるのであれば残念であるとした。
- 欧州共同体は、SBT は主対象魚種ではないと述べた。メカジキ漁業の予備的調査に関連する非常に少量の混獲があるのみであり、SBT を主対象とする意図はないとした。さらに、その実施については TAC 問題

に関する科学的助言に従うが、現在の SBT 資源状況については多くの不確実性があると述べた。

- インドネシアは、SBT 輸出に関する貿易制限の取極の縮小を模索していると述べた。

58. 欧州共同体は、その混獲は適度な割当の配分を超過することはないと確信をもっていると伝えた。
59. 議長は、欧州共同体が 10 トンの TAC を受け入れたと述べた。
60. 拡大委員会は、暫定管理措置の一部として、以下の 2007 - 2009 年の拘束力のある漁獲枠配分のもと TAC の採択に合意した。

	名目漁獲枠(トン)	漁獲枠(トン)
日本	6065	3000 (2007 - 2011)
オーストラリア	5265	5265 (2007 - 2009)
ニュージーランド	420	420 (2007 - 2009)
韓国	1140	1140 (2007 - 2009)
台湾	1140	1140 (2007 - 2009)

61. 拡大委員会は、各メンバーが表 3 列にある漁獲枠に拘束されることに合意した。
62. また、拡大委員会は、CCSBT 条約第 11 条パラグラフ 2(b)の目的で、予算は表 2 列にある名目漁獲枠の比で分担されることに合意した。
63. TAC は、資源に関連する例外的な環境が現れた場合のみレビューされる。
64. 拡大委員会は、協力的非加盟国及びオブザーバーの暫定漁獲配分について、以下のとおり、合意した。

	漁獲枠(トン)
インドネシア	750
フィリピン	45
南アフリカ	40
欧州共同体	10

65. 拡大委員会は、新たな TAC が 11,800 トンになることに留意した。
66. また、メンバーは、日本市場の不調和に関するレビューパネルによる知見を考慮して、日本の漁獲枠を 2007 年から最低 5 年間 3,000 トンに固定し続けるべきであることに合意した。拡大委員会は、2011 年にこの配分レベルのレビューを行い、その時点の資源状態が許容し、拡大委員会及び日本の関係当局による遵守措置が、すべての未報告漁獲を除外することを確保するに十分と見なされる場合に、このレベルはレビューされる。
67. 同時に、メンバーは、2010 年漁期から、オーストラリア、ニュージーランド及び日本の国別割当に関する CCSBT 1 の MOU のすべてのステップを同時に発効させることに合意した。メンバーは、グローバルクォータ (TAC) がすでに 2001 年 (CCSBT 8) に増加していること、及び漁獲不調和がさらなる TAC 増を妨げていたことに留意した。メンバーは、CCSBT 1 の

MOU 発効の観点から、ニュージーランドの国別割当は、1,000 トン又はグローバルクォータの 6%のいずれかより大きい方に引き上げることに留意した。

68. SBT 資源の回復へ貢献するため、台湾及び韓国は、最低 3 年間それぞれ 1,000 トン以下のレベルに実際の漁獲を維持することを約束した。
69. 拡大委員会は、来る 3 年間において、実際の漁獲レベルが 11,530 トン以下になることに留意した。
70. オーストラリアは、仮にさらなる SBT 資源の悪化がレビューを必要とするか、自らの SBT 蓄養事業のレビューの結果としてかかるレビューが必要であれば、将来において自国の配分レベルをレビューすることを約束した。
71. 拡大委員会からの要請に応え、オーストラリアは、蓄養事業の実際の漁獲レベルを適切に監視し委員会に報告することを確保するため、2007 年に頑強かつ信頼おける実験に着手することを約束した。オーストラリアは、この点に関し、メンバーのコメントがあるのであれば、それを求めるために、可及的速やかに、計画を提出することに合意した。
72. メンバーは、インドネシアへの暫定的及び恒久的配分の双方を決定するという観点から、インドネシアにおける SBT の漁獲水揚量を監視するためのプログラムを継続することに合意した。恒久的配分の条件は、完全なメンバーシップ並びに CCSBT の目標及び原則への協力である。
73. メンバーは、議題項目 5.2 に述べられた MCS 措置に関する決議案及びその他の約束を完全に履行することに合意した。
74. メンバーは、適切なタイムフレームをもって CCSBT が SBT 資源を 1980 年レベルに回復させることを可能とする新たな管理及び科学的プロセスの制定に合意した。新たなタイムフレームは、科学委員会により概算される。
75. メンバーは、2009 年 CCSBT 会合における議論のため、CCSBT 科学諮問パネルの支援により、完全な資源評価を実施することに合意した。

## 9.2 その他の措置

76. その他の措置はない。

## 9.3 管理手続き

77. 本議題項目の議論はなかった。

## 議題項目 10. 漁獲証明制度

78. 漁獲証明制度の議論は、議題項目 5 において取り扱われた。

### **議題項目 11. 国別割当における過剰漁獲と過小漁獲の管理**

79. 本項目の議論は、議題項目 5 及び 9 において取り扱うことが合意された。

### **議題項目 12. 国際オブザーバー計画**

80. 国際オブザーバー計画の議論は、議題項目 5 において取り扱われた。

### **議題項目 13. インドネシアの漁獲監視**

81. 他のデータシリーズの信頼性の欠如に照らし、インドネシアの SBT 漁獲量の監視継続の重要性が、特に議論された。計画は、ベノア港における漁獲量と水揚量に関する重要な継続的なデータシリーズを提供している。オーストラリアは、1992 年以来計画に資金を提供している。来年の計画維持に必要な資金は、157,000 ドルとなっている。CCSBT 12 における取極に従い、オーストラリアは、拡大委員会に対し、計画へ直接資金提供することの検討を求めた。オーストラリアは、日本が CCSBT 予算の 15% 削減を求めたことにつき、日本に対して確認した。オーストラリアは、来年の計画への資金提供を継続することに合意した。日本は、チラチャップとジャカルタにおけるまぐろ類水揚量の監視のために IOTC への資金提供を継続するための資金を模索していることを述べた。会議は、オーストラリアと日本による取組を評価した。会議は、2 つの計画の調整とデータ処理が IOTC によって実施されていることを留意した。

### **議題項目 14. 協力的非加盟国**

82. 議長は、検討すべき 3 つの事案があるとし、2007 年におけるフィリピンの協力的非加盟国のステータス、南アフリカの協力的非加盟国の加入の承認、及び欧州共同体の協力的非加盟国への申請をあげた。

83. 協力的非加盟国への国別割当の問題は、議題項目 9(総漁獲可能量及びその配分)の一部として別途議論された。

#### ***2007 年におけるフィリピンの協力的非加盟国ステータスの継続***

84. フィリピンは、2006 年 3 月から 6 月の月別漁獲報告の提出が遅れたことを謝罪し、当該期間における漁獲がなかったことを伝えた。従前の CCSBT 代表の退職にともなう本部の移転に関してコミュニケーションの問題が発生し、CCSBT への情報提供が遅れる結果となった旨述べた。これらの遅延は繰り返されないであろうとした。

85. 拡大委員会は、2007 年においてフィリピンのステータスを継続することに合意した。

86. 台湾は、フィリピンに対し、委員会が求めるすべてのデータ、情報を迅速に提供するよう要請した。議長は、フィリピンに、この問題に留意するよう求めた。

#### **南アフリカの協力的非加盟国の承認**

87. 議長は、南アフリカが協力的非加盟国として認められている旨述べた。
88. オーストラリアは、将来において協力的非加盟国のステータスを継続するためには、協力的非加盟国は、決定事項を承知するため、最低でも CCSBT 年次会合に出席し、可能であれば、データ共有について関わりを持てるよう科学委員会会合に出席することが期待されるとコメントした。
89. 南アフリカの歴史的漁獲量情報の正確性に関する日本からの質問に対し、事務局長は南アフリカの歴史的漁獲量に関する CCSBT 10 以来の議論と南アフリカとの TAC の交渉を紹介した。また、SC 議長もコメントを求められ、南アフリカは 20 のメカジキ漁業許可と 30 のまぐろはえ縄漁業許可を発給していることを伝えた。しかしながら、いくつかの許可が実際に稼働しているか定かではないとした。
90. 事務局長から南アフリカに対し、過去の漁獲量データの妥当性に関する情報の提供及び委員会会合への出席を要請する書簡を発出することが合意された。

#### **欧州共同体の協力的非加盟国への申請**

91. 議長は、欧州共同体からの申請は委員会手続規則に照らすと公式な検討には遅すぎたものの、要望があれば規則の適用を除外しようとした。
92. 拡大委員会は、手続規則の適用除外に合意し、欧州共同体の申請を受理、議長によって公式に受け入れられた。
93. 欧州共同体は、拡大委員会の柔軟性に感謝した。SBT 漁業の存在は地味なものであり、本来サメ類及びメカジキといった南洋漁業の不可避な混獲であると述べた。その他漁業として存続するに十分な割当を望むだけであり、割当に関する問題を提起する意志はないとした。

#### **協力的非加盟国への申請に関するベリーズからの問い合わせ**

94. 会議は、CCSBT の協力的非加盟国への申請方法に関し、ベリーズから質問書が接頭したことに留意した。事務局長は要請された情報を提供したが、ベリーズからは受取確認を除いた返答は受領していない。また、ベリーズが同じ時期に他の地域漁業管理機関から同様の情報を求めていることが留意された。

#### **議題項目 15. CCAMLR との関係**

95. 事務局長が、CCSBT は CCAMLR との関係について検討を終了していないこと及び何も決定されなかったことを知らせる書簡を発出することが合意された。

## **議題項目 16. 非加盟国との関係**

96. 事務局長は、非加盟国との関係について問題点を簡潔に述べた。

### **16.1 インドネシア**

97. インドネシアは、近い将来 CCSBT 協力的非加盟国の申請を提出することが見込まれていると述べた。

98. 台湾は、インドネシアのはえ縄漁船による SBT の漁獲が広範囲にわたっていることへの懸念が CCSBT 11 において提起されたことに留意した。また、台湾は本件に注目しているとし、特に、

- インドネシアの SBT 漁業の監視と管理の強化を促進するため、台湾は 2006 年 6 月に漁労漁業局長(インドネシア海洋漁業省)と面談するため特使を派遣した。その際、漁業管理の改善の共同取組に関する事案が議論され、詳細を詰めるためのさらなる協議を持つことが合意された。
- 6 月初旬、台湾はヤハヤ氏(在台北インドネシア経済貿易事務所代表)に対し前述の意図を繰り返し説明のうえ、9 月初旬の協議開催を催促した。

99. オーストラリアは、台湾の国民が産卵場でのインドネシア漁業に従事しているという問題提起を行った。台湾国民による活動の報告は歓迎され、作業の着手は喜ばれた。

### **16.2 欧州連合**

100. 欧州共同体との関係については、議題項目 14(協力的非加盟国)において対処された。

### **16.3 その他**

101. 事務局長は、中国が SBT についておそらく少量の混獲を除いて現在関心を有していないと表明していることについて言及した。関連する中国との往復書簡は文書 CCSBT-EC/0610/15 に記載。

## **議題項目 17. 行動計画**

102. 行動計画については特段行動する必要がないことが合意された。

## **議題項目 18. 調査死亡量枠**

103. 拡大科学委員会が提案した調査死亡枠が認められた。

104. 会議の議題の他の項目で合意されたオーストラリアの蓄養に関する実験のために、追加の調査死亡枠が必要となるかもしれないことが留意された。

#### **議題項目 19. 　　他の機関との活動**

105. 事務局作成文書(CCSBT-EC/0610/18)に提案されているコンタクトが合意された。

#### **議題項目 20. 　　2007 年の作業計画**

106. 拡大委員会は、別紙 16 の作業計画表に合意した。
107. また、メンバーは、効率と有効性の改善の目的をもって、CCSBT を近代化する緊急の必要性があることを認めた。
108. 国連公海漁業協定レビュー会合及び IUU 漁業に関する公海タスクフォースの参加者は、地域漁業管理機関のパフォーマンスレビューが喫緊の課題であることに合意している。さらに、日本の神戸で開催されるまぐろ類地域漁業管理機関の合同会合は、高度回遊性資源の管理に対する組織の体制強化を促進することが期待されている。
109. これらの状況を考慮し、また他の地域漁業管理機関において現在レビューが立ち上げられていることに留意し、メンバーは、会期間作業グループが事務局とともに CCSBT の完全な内部レビューを実行することを決定した。それぞれのメンバーは作業グループに 1 名を指名することができ、作業グループと事務局は、世界的に最善な手法と合致した形で、委員会の有効性と効率を改善するための複数の勧告案をセットの形で CCSBT 14 において提示する。

#### **議題項目 21. 　　委員会文書の機密性**

110. CCSBT 13 における会議のいかなる報告書も制限しないことが合意された。
111. 日本市場のレビュー報告書に関し、日本は、日本市場のレビューパネルの進行役を務めた影山氏が事務局へあてた 7 月 24 日付け電子メールにおいて、“...報告書本文に商業的に微妙な情報が含まれているので、パネルは報告書を機密文書として取り扱うことを望んでいる...”と伝えている。当該電子メールの写しは、豪州農漁林業省及び日本国水産庁に送付されている。
112. しかしながら、報告書の公開について制限することを望むか否かについて、2 つの報告書(日本市場レビュー及び豪州蓄養レビュー)の全著者に対して事務局が正式に書面にて確認することが合意された。事務局は、会



期間にメンバーに対し著者の意向を通知する。それまでの間、2つの報告書は機密として取り扱われる。

## **議題項目 22. その他の事項**

113. 本議題項目に関する議論はなかった。

## **議題項目 23. 閉会**

### **23.1 第14回委員会年次会合に付属する拡大委員会の議長及び副議長の選出定**

114. オーストラリアは、CCSBT 14 議長としてダリル・クインリバン氏を指名した。なお、クインリバン氏は、2002年のCCSBT 9の議長を務めた。ニュージーランドは、アーサー・ホーア氏を副議長に指名した。

### **23.2 会合報告書の採択**

115. 報告書は採択された。

### **23.3 閉会**

116. 会合は2006年10月13日午後9時30分に閉会された。

## 別紙リスト

### 別紙

- 1 議題
- 2 参加者リスト
- 3 文書リスト
- 4 メンバーのオープニング・ステートメント
- 5 協力的非加盟国のオープニング・ステートメント
- 6 他の国及び団体のオープニング・ステートメント
- 7 2007年予算及び特別予算
- 8 第1回遵守委員会報告書
- 9 貿易の有無にかかわらずみなみまぐろのすべての漁獲を記録するための漁獲証明制度の実施に関する決議案
- 10 漁船監視システムの開発と導入に関する決議案
- 11 大型漁船の転載に対する計画創設に関する決議案
- 12 SBT 漁業のレビュー – 拡大委員会メンバーからの報告
- 13 第11回科学委員会報告書
- 14 科学委員会議長による第11回科学委員会報告書のプレゼンテーションスライド
- 15 第6回生態学的関連種作業部会会合報告書
- 16 2007年 CCSBT 作業計画表

**議題**  
**第 13 回委員会年次会合に付属する拡大委員会**  
**2006 年 10 月 10 - 13 日**  
**日本、宮崎**

1. 開会
  - 1.1. 第 13 回年次会合に付属する拡大委員会の議長及び副議長の選定
  - 1.2. 議題の採択
  - 1.3. オープニング・ステートメント
    - 1.3.1. メンバー
    - 1.3.2. 協力的非加盟国
    - 1.3.3. その他の国及び団体
2. 事務局からの報告
3. CCSBT に関する機密事項の取り扱い
4. 財政と運営
  - 4.1 財政運営委員会からの報告
  - 4.2 財政問題の討議
5. 遵守
  - 5.1 遵守委員会からの報告
  - 5.2 取締り、管理、監視の統合
6. みなみまぐる漁業のレビュー
7. 拡大科学委員会からの報告
8. 生態学的関連種作業部会からの報告
9. 総漁獲可能量及びその配分
  - 9.1. 総漁獲可能量及びその配分
  - 9.2. その他の措置
  - 9.3. 管理手続き
10. 漁獲証明制度
11. 国別割当における過剰漁獲と過小漁獲の管理
12. 国際オブザーバー計画
13. インドネシアの漁獲監視

14. 協力的非加盟国

15. CCAMLIR との関係

16. 非加盟国との関係

16.1. インドネシア

16.2. EU

16.3. その他

17. 行動計画

18. 調査死亡量枠

19. 他の機関との活動

20. 2007 年の作業計画

21. 委員会文書の機密性

22. その他の事項

23. 閉会

23.1. 第 14 回委員会年次会合に付属する拡大委員会の議長及び副議長の選定

23.2. 会合報告書の採択

23.3. 閉会

参加者リスト

第 13 回委員会年次会合に付属する拡大委員会

2006 年 10 月 10 - 13 日

日本、宮崎

議長

鈴木 亮太郎

外務省経済局漁業室室長

SC 議長

アンドリュー・ペニー

魚類環境保護サービスコンサルタント

遵守委員会議長

デービッド・ウッド

漁業省上席国際顧問

オーストラリア

グレン・ハリー (代表者)

農漁業林業省漁業林業局長

ジョン・カリッシュ

農漁業林業省漁業養殖業担当部長

スティーブン・ロウクリフ

農漁業林省国際漁業政策担当官

ケビン・マックロクリン

農漁業林業省地方科学局漁業海洋科学計画担当官

キャンベル・デイビーズ

CSIRO 海洋大気研究部主任研究員

スティーブン・バイグレイブ

農漁業林業省地方科学局漁業海洋科学計画担当官

ペニー・リチャーズ

外務貿易省法務部上席法務官

フィリップ・キンプトン

外務貿易省法務部上席担当官

サラ・ウィザース

在日オーストラリア大使館

トリッシュ・ストーン

オーストラリア漁業管理庁ミナミマグロ漁業上席管理官

ウィリアム・ストーリー

法務省国際法室法律官

マルコム・サウスウェル

オーストラリア漁業管理庁ミナミマグロ漁業管理官

ブライアン・ジェフリーズ

オーストラリアまぐろ漁船船主協会会長

ベン・ハー

ダエヤン漁業有限会社

リック・コレジャ

セコル代表

リチャード・リンゼイ

AFE サリンググループ

テリー・ロマノ  
グレン・サント  
アンドリュー・ウィルキンソン  
ティム・タナカ

シップ・エージェンシー・オーストラリア代表  
トラフィック・オーストラリア代表  
トニーズ・ツナ・インターナショナル  
トニーズ・ツナ・インターナショナル大阪支社

## 漁業主体台湾

ツー・ヨウ・セイ（代表者）  
ホン・イェン・ファン  
シュー・リン・リン  
イン・ホー・リウ

行政院農業委員会漁業署組長  
行政院農業委員会副組長  
行政院農業委員会漁業署スペシャリスト  
台湾遠洋鮪船魚類輸出業同業公会インド洋運営委員会  
会長

ウェン・ジュン・シェウ

台湾遠洋鮪船魚類輸出業同業公会インド洋運営委員会  
主任委員

クワン・ティン・リー

台湾遠洋鮪船魚類輸出業同業公会秘書

## 日本

中前 明  
山下 潤（代表者）  
勝山 潔志  
坂本 孝明  
長谷川 裕康  
桑原 智  
成澤 行人  
晝間 信児  
渡辺 英人  
魚住 雄二  
宮部 尚純  
伊藤 智幸  
境 磨  
石川 賢廣  
中村 正明  
羽根田 弘  
西川 徳市  
西川 喜美男  
鈴木 敬事  
三浦 望

水産庁次長  
水産庁資源管理部部長  
水産庁資源管理部国際課国際交渉官  
水産庁資源管理部国際課課長補佐  
水産庁増殖推進部漁場資源課課長補佐  
水産庁資源管理部遠洋課課長補佐  
水産庁資源管理部遠洋課かつお・まぐろ漁業企画官  
水産庁資源管理部国際課  
外務省経済局漁業室  
遠洋水産研究所業務推進部長  
遠洋水産研究所温帯性まぐろ資源部長  
遠洋水産研究所浮魚資源部まぐろ研究室  
遠洋水産研究所温帯性まぐろ研究室  
日本かつお・まぐろ漁業協同組合組合長  
日本かつお・まぐろ漁業協同組合顧問  
日本かつお・まぐろ漁業協同組合理事  
日本かつお・まぐろ漁業協同組合理事  
日本かつお・まぐろ漁業協同組合理事  
日本かつお・まぐろ漁業協同組合理事  
日本かつお・まぐろ漁業協同組合国際部

臼井 壮太郎	日本かつお・まぐろ漁業協同組合理事
勝倉 宏明	日本かつお・まぐろ漁業協同組合理事
久保田 長秀	日本かつお・まぐろ漁業協同組合理事
籠尾 啓太	日本かつお・まぐろ漁業協同組合理事
羽根田 薫	日本かつお・まぐろ漁業協同組合理事
池田 祐司	日本かつお・まぐろ漁業協同組合理事
後潟 洋	日本かつお・まぐろ漁業協同組合理事
上竹 秀人	日本かつお・まぐろ漁業協同組合理事
中竹 正浩	日本かつお・まぐろ漁業協同組合理事
森 深哉	日本かつお・まぐろ漁業協同組合理事
上夷 和輝	日本かつお・まぐろ漁業協同組合理事
松元 一茂	日本かつお・まぐろ漁業協同組合理事
早崎 文哉	日本かつお・まぐろ漁業協同組合理事
羽根田 正	日本かつお・まぐろ漁業協同組合理事
白川 修	日本かつお・まぐろ漁業協同組合理事
早崎 達哉	日本かつお・まぐろ漁業協同組合理事
石丸 宏	全国遠洋かつおまぐろ漁業者協会会長
鶴本 正輝	全国遠洋かつおまぐろ漁業者協会副会長
池田 博人	全国遠洋かつおまぐろ漁業者協会
本山 雅通	全国遠洋かつおまぐろ漁業者協会アドバイザー
原田 雄一郎	OPRT（社団法人責任あるまぐろ漁業推進機構）専務
橋爪 一彰	経済産業省農水産室
濱口 安行	経済産業省農水産室

## ニュージーランド

スタン・クローザース（代表者）	漁業省上席国際顧問
アーサー・ホーア	漁業省上席漁業管理官
シェルトン・ハーリー	漁業省上席研究官
アンドリュー・ジェンクス	外務貿易省法律顧問
ブルース・マッカラム	在日ニュージーランド大使館
チャールス・ハフレット	ソランダー代表
ロバート・カワイ	在台北ニュージーランド大使館
サラ・オムンゼン	漁業省

## 大韓民国

キュー・ジン・ソック (代表者)	海洋漁業省国際協力局研究官
ソン・ヨー・ジェオン	海洋漁業省国際協力局
ダエ・イオン・ムーン	国立漁業調査開発研究所上席研究官
ホー・ソン・キム	マリーンプラス (株)
チー・ゴン・キム	思潮産業 (株)
クン・ジェ・クァク	ドンウオン産業 (株)

## 協力的非加盟国

### フィリピン

ジル・アドラ	漁業養殖業局長補
リチャード・サイ	フィリピン国際はえ縄協会会長

### オブザーバー

### 欧州共同体

ジョン・スペンサー	欧州委員会地域漁業管理機関担当官
アナ・ヨハンセン	欧州委員会地域漁業管理機関

### インドネシア

ニラント・パーボウオ	海洋漁業省漁業部長補
ダー・レトノワチ	海洋漁業省漁業部漁業情報統計担当官

### CCSBT 事務局

ブライアン・マクドナルド	事務局長
ニール・ハーミス	次期事務局長
宮澤 軌一郎	事務局次長
ボブ・ケネディー	データベースマネージャー



## 通訳

馬場 佐英美

小池 久美

山影 葉子

文書リスト  
第 13 回委員会年次会合に付属する拡大委員会

(CCSBT-EC/0610/)

01. Draft Agenda and the Annotation
02. List of Participants of Extended Commission and CCSBT13
03. Draft List of Documents
04. (Secretariat) Report from the Secretariat
05. (Secretariat) Revised 2006 Budget
06. (Secretariat) Draft 2007 Budget
07. (Secretariat) Report from the Compliance Committee
08. (Secretariat) Review of SBT Fisheries
09. (Secretariat) Report from the Extended Scientific Committee
10. (Secretariat) Management of Over-catch and Under-catch in National Allocations
11. (Secretariat) Quota Trading
12. (Secretariat) International Observer Program
13. (Secretariat) Cooperating Non-members
14. (Secretariat) Relationship with CCAMLR
15. (Secretariat) Relationship with Non-members
16. (Secretariat) Action Plan
17. (Secretariat) Research Mortality Allowance
18. (Secretariat) Activities with Other Organisations
19. (Secretariat) Workplan
20. (Secretariat) Confidentiality of Extended Commission Documents
21. (Australia) Peer Review of the *'Report of the Independent Review of the Australian SBT Farming Operations Anomalies'*
22. (Australia) Overview of a proposed new CCSBT compliance framework
23. (Australia) Proposal to convert the CCSBT trade information scheme into a catch documentation system
24. (Australia) Assessment of the proposed Japanese SBT fishing control system
25. (Australia) DNA sampling proposal for the SBT fishery
26. (Australia) Implementation of a centralised vessel monitoring system for the CCSBT

27. (Australia) Implementation of an enhanced CCSBT international observer programme
28. (Australia) Amendments to the CCSBT vessel register
29. (Australia) Adoption of transshipment protocols for the SBT fishery
30. (Australia) Implementation of boarding and inspection regimes for the CCSBT
31. (Australia) Adoption of port state measures for the CCSBT
32. (Taiwan) Proposal for Management of Over-catch and Under-catch in National Allocations/Catch Limit
33. (Japan) Proposal to implement tagging requirement on each SBT caught
34. (Japan) Proposal on management measures on SBT farming
35. (Japan) Weight frequency analysis of farmed SBT
36. (New Zealand) Implementation of a CCSBT Catch Documentation Scheme
37. (SC Chair) Report of the 7th Meeting of the CCSBT Stock Assessment Group and the 11th Meeting of the Scientific Committee

**(CCSBT-EC/0610/SBT Fisheries- )**

Australia	- Australian's Annual Review of the Southern Bluefin Tuna Fishery
Fishing Entity of Taiwan	- Review of Taiwan's SBT Fishery of 2004/2005
Japan	- Review of Japanese SBT Fisheries in the 2005 Fishing Season
New Zealand	- Review of New Zealand SBT Fisheries
Republic of Korea	- Review of Korean SBT Fishery
Republic of the Philippines	- 2006 Philippine Report to CCSBT

**(CCSBT-EC/0610/Rep )**

01. Report of the Fourth Meeting of the Management Procedure Workshop (May 2005)
02. Report of the Management Procedure Special Consultation (May 2005)
03. Report of the Sixth Stock Assessment Group Meeting (August-September 2005)
04. Report of the Tenth Meeting of the Scientific Committee (September 2005)
05. Report of the Twelfth Annual Meeting of the Commission (October 2005)
06. Report of the Sixth Meeting of the Ecologically Related Species Working Group (February 2006)
07. Report of the Special Meeting of the Commission (July 2006)
08. Report of the Seventh Stock Assessment Group Meeting (September 2006)
09. Report of the Eleventh Meeting of the Scientific Committee (September 2006)

**(CCSBT-EC/0610/Info )**

01. Report of the Review Conference on the Agreement for the Implementation of the Provisions of the United Nations Convention on the Law of the Sea of 10 December 1982 relating to the Conservation and Management of Straddling Fish Stocks and Highly Migratory Fish Stocks

## オーストラリアのオープニング・ステートメント

CCSBT メンバー、オブザーバー、議長、事務局、新事務局長ハーミス、御列席の皆様。

始めに、水産庁、宮崎県の知事及び関係者の皆様並びに宮崎市長に対し、この CCSBT 第 13 回会合を主催いただいたことに感謝したいと思います。ここは、日本の実に素晴らしい場所であり、また 魅力的な会場です。このようなリラックスできる場所は、我々がこの委員会で困難な問題を丁重に取り扱うことにふさわしいものと思います。

SBT 管理を目的とした当初の三締約国による取極は、オーストラリア、日本及びニュージーランドが、合意した漁業資源の管理を目的に本漁業の漁獲量の削減を内容とした最初の自主協定(三国間協定)を結んだ 1980 年代中頃までさかのぼります。その後 1993 年に、みなみまぐろ資源を管理するための正式な機構として、CCSBT を設立することに合意しました。

この委員会が難産であり、その十代の時期が大荒れであったと言っても過言ではありません。今次会合の課題は、締約国が CCSBT を独り立ちさせ、世界のよりよい回遊性資源管理委員会の一つとしてしかるべき地位を占めせんとする現実感と意志を有するのかを決することになるでしょう。我々は今まさに引き返すことにできない場所にいます。我々は世界クラスかつ最善の実践を行う委員会となることを求めるのか、あるいは失敗するのか。何が起こるかを述べることは簡単ではありませんが、この会合を始める起こりについて話させていただきます。

私が、オーストラリアのみなみまぐろ保存委員会コミッショナーとなった 1998 年は、大混乱の時代であり、日本が要求した試験操業計画を巡る紛争の真っ只中にありました。この紛争は、非常な難題であり、すべての解決には

おおよそ5年を費やし、それによりメンバー及び国家間の一般的な関係に難事を引き起こしました。どの面においても困難で、難しい時代でした。とはいえ、2003年にTACについて最終的に合意した時、また独立科学パネルを創設した時には、過去の日々に終止符が打たれたものと、私は思いました。CCSBTメンバーが培った信頼と協力の新たな段階を経験してまいりました。しかしながら、担当官同士の信頼が、日本のはえ縄業界の一部の行動によって害されていることが分かりました。

委員会は、現在、メンバーの何れも望み扱いにくく困難な状況に直面しております。その問題が築きあげてきた信頼と委員会の存続を左右するということが、問題の深刻さを表しております。

今次CCSBT会合の争点は、はえ縄によって漁獲されたSBTが1985年から2005年にかけて178,000トンも不法に漁獲されていたということにあります。CCSBTが発効した1994年以降でも、133,000トンの魚が国別割当を超過し漁獲されました。この魚の価値は？178,000トンのSBTは6-8百万豪ドルに、133,000トンではおおよそ4-5百万豪ドルになると推定されます。もし過剰漁獲がなかったならば、漁業は現在の5-6倍も大きな規模にあるでしょうし、2020年までに本漁業を1980年レベルに再建するという当初の目標も視野に入ってきたことでしょう。目標を達成したことを喜び、さらにはすべての者へより多くのクォータを配分することについて議論することができたと思います。しかし、それは叶わぬことでした。

このような状況のもと、過剰漁獲がなかった場合の資源状況を推定した外部科学者からの文書について言及したいと思います。それは、実際のところ、過剰漁獲のレベルはほとんど許し得ないとしています。委員会は、漁獲量について正しい決定を下してきておりますが、すべてのメンバーに多額の負担を強い漁業の回復に害を及ぼした日本のはえ縄漁業業界の行動に対してもまた、下されねばなりません。

議長、私は奮闘してまいりました、この過剰漁獲の大きさを人々がすべて受け入れるための見通しについて純粋に奮闘しました。ほとんど不可能であることがわかりました。控え目にいっても 6-8 百万豪ドル、178,000 トンという数字は、資源回復に対するメンバーの熱意を瞬時にうちくさき、私もたじろがされています。おそらく、南方海域における海賊船によるパタゴニアン・トウンスフィッシュの長年にわたる不法漁獲に似たものを見いだすことでしょう。長きにわたるタラ紛争におけるその他の出来事及び漁獲に同様のものを見いだすかもしれません。しかし、過去 10 年超における世界中でオーストラリアが費やした違法漁獲との戦いの時間において、SBT の過剰漁獲は抜きんでております。

この状況を考慮しますと、おそらくさらに心配されるのは、はえ縄漁業を過剰漁獲に駆り立てるもの(操業経費と収益性の欠如)は、すべてのまぐろはえ縄漁業に同様であるということです。私は、世界中の高価なまぐろ漁業において、過剰漁獲の問題はいずれ明らかになると理解しております。

国連海洋法条約(UNCLOS)のもと回遊性魚種の資源管理機関を設立するため各国が合意したとき、定められた規則に基づき行動し、委員会の決定を遵守することが義務づけられました。我々は、皆、国際的な環境における行為について、一般市民社会に対する責任をおっています。200 海里排他的経済水域の権利や公海における自由といった権利に付随する義務と責任を受け入れることなく、海洋法から明白な利益を得ることはできません。これら責任には、公海において漁業に従事する自国の漁船、会社及び国民の行動を、正しく規制し説明をするという要件を含みます。

現在、委員会メンバーのうち三ヶ国は、義務を拡大し、この委員会の将来に活用されるであろう国連公海漁業協定の締約国になっています。

我々は、皆、あと知恵に熟練しており、物事後賢くなります。済んだことは済んだことです。オーストラリアは、過剰漁獲が起こることを望んではお

りませんし、日本の行政官もまた望むことはないでしょう。そのことが起きたことは悲しむべき事実ですが、我々は今、過剰漁獲の程度を扱う方法について合意し、過剰漁獲が起きたことを認め監視と遵守の問題を修復し、より良い将来に向け動き出す必要があります。

我々がこの問題にこれからの 4 日間を費やすというのは意味のないことです。むしろ、将来においてこのようなことが起こりえない、起こらないことを確実にするための協定を策定し、合意することに時間を費やすことが必要です。この目的のため、オーストラリアは、すべての国の漁業について監視と遵守の改善に資する漁獲監視、転載管理、漁船監視及びオブザーバー計画を含むいくつかの提案を用意しています。日本は、希望をもって日本に輸入される SBT のより効果のある市場管理と監視につながる制度創設のプロセスに着手したと宣言しております。これらは、ポジティブな進展でしょう。

メンバーと一般市民社会が、本委員会や締約国となっているその他の委員会に何を求めるかという、ルールとプロセスに対する透明性、正直さ及び誠実さであります。我々が前進する間に何よりも必要なことは、日本のはえ縄漁業及びその他すべてののはえ縄漁業の業界が本委員会及びその他委員会のルールに最終的に従うことです。

この問題が何を示しているかという、我々の誰もこのような行いから免れることはできず、本委員会のすべてのメンバーの国内プロセスは綿密な調査を前提として、開かれかつ透明なものであることを確実にしなければなりません。

このような状況のもと、オーストラリアは、委員会に対し、メンバーとなっている本委員会及びその他すべての漁業委員会における国際的な義務に完全に合致することを確実にするため、他の締約国とともに、建設的に作業することを保証します。我々は、委員会の目的に沿うことを確実にするため、すべてのメンバーとともに、引き続き誠実に協力してまいります。我々はすべ



でのメンバーから完全な遵守をひきだすまで、この問題の追及を止めることはないので、ご安心下さい。

議長、これを我々のオープニング・ステートメントとし、我々の前にある問題を解決するため、前進し、建設的な方法を探っていくこととさせていただきます。

グレン・ハリー

オーストラリア CCSBT コミッショナー

CCSBT 13 日本、宮崎

2006 年 10 月 9 日

## 大韓民国のオープニング・ステートメント

代表団、ご出席の皆様、おはようございます。

韓国代表団は、CCSBT13において皆様とお会いし作業をともにする機会をいただいたことに感謝するとともに、今次会合を用意していただいた日本に対し謝意を表したいと思えます。

ご存知のとおり、韓国は、まぐろ及びまぐろ類の持続的保存の責任を果たすべく5つ目のまぐろ類地域漁業管理機関(RFMOs)のメンバーとなりました。

我々は、5つの委員会すべてが高度回遊性まぐろ魚種の協力的な保存と利用について、緊密な関係を築く必要があることを、十分に承知しております。資源の持続的利用を最大にするために、すべてのメンバー及び協力的非加盟国は保存管理措置に従わねばなりません。

我々の主要な管理目標の一つは資源状況を改善することでなければなりません。資源量は深刻に減少しており、将来のMSYの安全も危険性をはらんでおります。

委員会は、最低でも我々自身に対し、持続的かつ責任をもって管理された漁業を確保するという国際的な地域漁業管理機関として、その有用性と有効性を示さなければなりません。しかし、この点において、委員会はその責任を果たしておりませんでした。

韓国は、何年かの間、SBT資源再建のためのTAC削減の問題についてほとんど何も成しえなかったことを残念に思っております。一方で、SBT資源の傾向を示す、すべての情報と状況証拠から判断するに、TAC削減は不可避の選択です。

今次会合において、我々が共有しかつ非常に貴重な財産であり、過去数年にわたって絶え間なく問題が持ちあがっているみなみまぐろ(SBT)の減少に関する懸念が取り扱われることを期待します。

特に、委員会は我々に何が起こったのかを研究すること、すなわち SBT 資源が MSY レベルをはるかに下回るほど落ち込んでいるのにもかかわらず、我々のメンバーが起こしたいくつかの挑戦的な行為は、今次会合の最も重要な点になります。持続的生産のための委員会の保存管理措置を軽視し、無視し、そして害するそのような違反は、軽く扱ってはならず、我々とその利益を守るために真摯に受けとめられなければなりません。

何年もの間、過剰漁獲が行われておりました。これは、我々が違法、無報告、無規制(IUU)漁業と呼ぶものに他なりません。我々にとって大きな脅威です。そして、勿論、委員会は関係したメンバーにその責任があることを再確認する必要があります。韓国は、SBT 資源の回復を確保し、SBT 漁業の MSY を達成するためには、それらの国に対し素早く何らかの行動をとることが、断固として、直ちに、明らかに必要であると確信しております。

代表団、ご出席の皆様、

我々は、我々自身を同じ船にのる仲間と呼ぶことができます。少なくとも、我々は、関係国を代表して、一大局をもって、今次会合に出席しています。韓国は、SBT 漁業のためメンバー及び協力的非加盟国が一致協力して議題について協力していくことを心から望みます。

ご安心下さい、韓国は、メンバー及び協力的非加盟国と緊密に協力し、誠実かつ責任ある方法をもって、先に述べた問題を解決するために、全精力を傾ける所存です。

韓国は、成功裏に今次会合を準備していただいたスタッフの皆様にあらためて御礼申しあげたいと思います。

ありがとうございました。

### 漁業主体台湾のオープニング・ステートメント

議長、代表団、ご出席の皆様、

我が代表団を代表して、会場としてこの美しい宮崎をお選びいただいたことに対し、感謝の意を述べさせていただきたいと思います。また、事務局の運営をより効率良くするためにスタッフを5年にわたって率いてきたブライアン・マクドナルド氏の貢献に対しても、感謝しております。彼の努力なくして、他の地域漁業管理機関と同等の拡大委員会における十分に定着した組織的な枠組みは実在しなかったでしょう。

新たに協力的非加盟国となった南アフリカ共和国にも祝辞と歓迎の挨拶を送りたいと思います。あわせて、欧州共同体がオブザーバーステータスをもって、拡大委員会の今次年次会合に出席していることについても留意したいと思います。欧州共同体はさまざまな地域漁業管理機関において、重要な役割をはたしておりますし、我々は SBT 資源の保存と管理についても素晴らしい貢献をしてくれるものと確信しております。欧州共同体からの代表を歓迎します。

キャンベラでこの7月に開催された特別会合においては、日本のみなみまぐろ(SBT)市場データ及びオーストラリア SBT 事業の独立レビューによって、未報告漁獲が莫大であったと思われるという事実が判明し驚かされました。失望しましたが、将来においてそのような誤った行いを正すための統合的に監視しうる遵守措置を講じることを望みます。国別割当に対する過剰漁獲及び過小漁獲を管理することについて、拡大委員会における現在の運用について、そのような過剰漁獲の返済は見直されなければなりません。

議長、昨年台北で開催された前回の拡大委員会においては、選択された管理手続きの導入が、科学委員会が勧告した最初の漁獲量削減の決定に関連する

ことが認められました。我々は、メンバーが当該会合において科学委員会による最初の削減について合意に達しなかったことを残念に思っております。資源再生のため、今次会合におけるこの主要課題について結論がでることを望んでおります。

そのうえで、我々が直面している難局を打開するためには、すべてのメンバー及び協力的非加盟国が、資源状態を推定するための基礎として確固たる科学データを得ることについて、漁業操業の監視及び漁獲データをいかに改善するかを協力して模索しなければなりません。今まで、さまざまな措置がメンバーによって提案されていますが、前進するためには優先順位を定めなければなりません。我々は、いかにして短期間に有効に進展を図るかを考える必要があります。資源の持続的利用の目的のため、今次会合において主要課題のいくつかに焦点を絞る必要があります。我々は、今週のうちに他の代表団と建設的に作業し CCSBT のさらなる前進を期待しております。

ありがとうございました。

## ニュージーランドのオープニング・ステートメント

議長、ありがとうございます

代表団、オブザーバー、ご出席の皆様、おはようございます。

まず、ホストを務めていただいた日本政府のあたたかいおもてなしに感謝するとともに、宮崎という美しい都市を会場としていただいたことについて賛辞を述べさせていただきたいと思います。

鈴木氏が委員会議長に選出されたことについてお慶び申し上げます。また、マクドナルド氏の5年間にわたる傑出した貢献にも感謝します。

議長、今回は重大な会合であります。CCSBTは岐路に立たされております。これから我々がともになさんとする決定は、世界のみなまぐろ漁業の将来を決することでしょう。また、CCSBT、おそらくさらにはすべてのRFMOが適切であるか否かを決することでしょう。

それゆえに、我々が緊急かつ完全にこれらの決定に達することがなされねばなりません。これは、すなわち、みなまぐろの保存と最適利用を確保するためには、過去の行為への責任を受け入れること、及びみなまぐろの保存と最適利用を確保するという、本委員会の基礎をなす中心的な目的に沿って将来に関する決定を下すことを意味します。

従って、ニュージーランドは、委員会がなすべき4つの主要分野として以下認識しております。

一点目として、最良かつ利用可能な科学及び予防的原則の適用に調和するTACを設定すること。この点において、ニュージーランドは、科学委員会が意味ある漁獲の削減を勧告したこと、またその助言が明白なものであることを述べさせていただきます。

二点目として、可能な限り早期に、委員会の監視と遵守制度を飛躍的に改善する方策を採択する必要があります。私は、この分野において遵守委員会がここまで貧弱な経過にあることに失望しております。

三点目は、委員会の近代化及び RFMO の最良の実践を反映することを目的とした、CCSBT の内部レビューに着手するということです。このことは国連公海漁業協定レビュー会議の勧告に合致するものです。

最後に、委員会における配分の問題を扱う必要があります。現行の配分制度は、国連公海漁業協定にある配分の原則に一致しておらず、最早正当なものとは言えないというのがニュージーランドの見解です。

この問題について、ニュージーランドが、極めて真剣にその国際的な責任を果たすということを強調しておきたいと思います。このテーブルについたニュージーランドの代表は、皆、最大持続的生産量を支える資源量レベルまで世界のみなみまぐる漁業を再生することを委員会の目標に定めてまいりました。このことは、時に、我々の利にそぐわない決定をすることを意味します。しかし、そのようにしてきたのは、ニュージーランドは健全で持続的でない漁業管理には我慢ならなかったからです。

それゆえに、私は、拡大委員会のすべてのメンバーに対して、昨年来の独立パネルによって確認された不調和漁獲のレベルが、どれだけ深刻にニュージーランドを蹂躪し悩ませたかということを明らかにしたいと思います。

CCSBT の発足当時、ニュージーランドは、SBT 資源再生に貢献するため不公平な国別割当を受け入れました。沿岸国の権利によって最終的には割当を増加するということが認められることにもとづき行われました。このことは、CCSBT1 の覚書にまとめられており、後に CCSBT10 において拡大委員会の現行メンバーすべてによって是認されました。



ニュージーランドに18年間の犠牲を強いている間に、天文学的レベルの不法漁獲がなされていたことが、今明らかになりました。

我々の科学的分析は、この過剰漁獲がなかったならば、資源は今1980年又はMSYレベルまで再生されていたと指摘しております。従って、ニュージーランドは、他が不適切な利益を享受している一方で、その沿岸国の権利に関して多額の費用を支払わされてきたと考えております。従いまして、委員会のメンバーが、友好的に国際的な義務に矛盾することなく高潔に行動し、この状況を正す方法を探求されることを期待しております。ニュージーランドは、CCSBTが最早この問題を見做すという立場をとることは想定しておりません。

我々は間違っておりました、正義を求めます、もしここに得られないのであればどこで得ることができるのでしょうか。

議長、拡大委員会メンバーの皆様、もし適切にこれらの四点に対処できないのであれば、国際社会は我々を不完全と判断するでしょうし、それは正しいと思います。我々を裁くと同時に、国際社会はその他のRFMOを暗に裁くことでしょう。

また、国際社会が漁業管理におけるRFMOの有効性に疑義をとなえるのであれば、管理するためにその他の方法を模索し始めることでしょう。これは世界の生産的な公海漁場の多くから完全に撤退することを意味するかも知れません。

他のメンバーが、これからの日々ニュージーランドと同様の真剣さをもって、これらの課題にアプローチしていただけるものと信じ、CCSBTの完全な再生のために緊密かつ建設的に作業することを期待します。

ありがとうございました。

## 日本のオープニング・ステートメント

我が国が開始した、新しいみなみまぐろ漁業管理制度について、改めて紹介したいと思います。

昨年まで、SBT を漁獲するリストアップされた漁船の操業情報を集計して、漁獲枠に達すると見込まれる月日及び海域を指定して SBT 操業を停止させていました。昨年秋、リストアップされていない漁船による SBT 漁獲が発見、摘発され、操業停止を指示した後、指定した海域外でのみなみまぐろ漁獲が大量に行われたことから、漁獲枠 6,065 t を 1,800 t 超過する遺憾な事態が生じました。

この事態は、これまでの管理制度に欠陥が存在することを示しており、我が国は直ちに制度の抜本的な改善に着手しました。その結果、本年 4 月から次のような新たな SBT 漁業管理制度を確立しました。

第一に、個々の漁船に対し、SBT 漁獲枠を割当てることとしました。これは、無償の漁獲割当であり、異なる漁業者間での譲渡は認められないものであります。

第二に、漁獲した SBT には、一尾ごとに漁獲した漁船のコールサイン及び通し番号を記したタグを付けさせることとしました。この通し番号は、陸揚げ前に水産庁に報告され、陸揚げの際には指定された港で水産庁の取締官により全数がチェックされます。

第三に、違法に漁獲、水揚げされた SBT、即ち理由無くタグの付けていない SBT の所持販売は禁止されました。

これらは、いずれも漁業法に基づく農林水産省令及び告示で担保され、違反に対しては厳格な罰則が適用されます。

さらに、SBT の陸揚げを検査する水産庁の取締官の員数を増強するとともに、昨年度の漁獲枠超過分約 1,500 t を本年度の漁獲枠から差し引いて、漁船への割当を実施しました。

これらの措置は、従来から実施している、水産庁漁業取締船の派遣、VMS による位置情報の報告、RTMP、オブザーバー乗船と併せ、SBT 漁業管理を確実なものとしています。

この管理措置は、各加盟国が、漁獲した SBT にタグを付けることに同意してもらうことによって完全なものとなります。

加盟国の中のある漁業においては、漁獲時の SBT を過小に見積もっていると指摘されています。その後の短期間の飼育により、体重が 2 倍に成長することが報告されており、これが漁獲時の過小見積もりでなければ、世界の養殖史上、画期的な成長率を実現したと言えるものでありますが、まずは早急に高い透明性を確保して、実態を検証するよう要請します。検証の結果が出次第、それを受け入れるべきとは考えますが、現時点でプレコーショナルアプローチをとることも、賞賛されるべき対応であると言えます。

日本は、過去の長年に亘り、多量の過剰漁獲を行っていたとして、マスメディアに向けて極めて偏った、一方的な情報の流出が行われましたが、

その根拠に関しては、直ちにそういった推定結果を受け入れることはできないと考えております。しかしながら、昨年の実態を踏まえ、直ちに再発防止措置を講じたところであることは、既に説明した通りであります。

今、SBT 資源は憂慮すべき状況にあります。我々 CCSBT は、科学委員会の勧告を実行しなければならず、総漁獲量を「意味のある削減」しなくてはなりません。

日本は、責任ある SBT の漁業国として、また消費国として、資源の回復を目指しこの「意味のある削減」に最大の貢献をするつもりであります。

## フィリピンのオープニング・ステートメント

議長、  
代表団、  
ご出席の皆様、  
おはようございます。

フィリピン代表団を代表して、あたたかく歓迎していただいた日本政府に対し、ここから感謝申し上げたいと思います。

宮崎のこの美しい会場における CCSBT の第 13 回年次会合に出席することを喜ばしく思っております。

CCSBT へのフィリピンの出席は、みなみまぐろの保存と管理に関する懸念について、CCSBT メンバーと意見を交わすと同時に、協力的非加盟国としての地位を高める好機であります。

今次年次会合の議題を受け入れるとともに、CCSBT メンバーとともに、現行の国別割当及び遵守要件の問題の観点から、フィリピン船団の経済的な存続の可能性に関連する問題を議論することを期待しています。

フィリピンは、SBT 資源の保存と管理のため役立つオプションは、何であれ、前向きに貢献するため、どれだけ些細な方法も遂行いたします。

## 欧州共同体のオープニング・ステートメント

議長、代表団、ご出席の皆様、

欧州共同体にとって、みなみまぐろ保存委員会年次会合に初めて出席させていただくことは光栄なことであります。

ご存知のとおり、欧州共同体は、長期の資源の保存及び持続的利用における RFMO 及びそれらが果たす主要な役割並びにそれら組織の強化及び近代化の重要性に尽力しております。欧州共同体は、ほとんどすべての現存する RFMO のメンバーであり、未加盟のものについてもオブザーバーとなっております。さらに、現在、南太平洋における新たな RFMO の創設にあたっております。

我々は、あなた方の機関の重要な働きについて、関心をもってフォローしており、また今回の年次会合に出席することを楽しみにしております。

お気づきのとおり、EC は南洋における漁業ではみなみまぐろを専獲しておりません。しかし、近年、調査漁獲に従事しているある国のはえ縄漁船がみなみまぐろを若干量混獲しました。私は、みなみまぐろの混獲のレベルがすべての海域の統計によれば 1,000kg から最大で 3,400kg と極めて限られたものであることを強調しておきたいと思えます。

従いまして、RFMO との協力に関する共同体の不変の方針に沿って、CCSBT における協力的非加盟国の地位を与えて下さるようお願いを申し上げます。それほど多くない量の割当を望んでおります。

ありがとうございました。

## インドネシアのオープニング・ステートメント

議長、  
代表団、ご出席の皆様。

はじめに、インドネシア代表団を代表して、第 13 回年次会合に付属する拡大委員会に参加するよう招待していただいたみなみまぐろ保存委員会事務局長及びこの大事な会合をホストして下さった日本政府に対し、感謝申し上げます。

事務局長が送付した 2006 年 7 月 5 日付けの外務省局長にあてられたレターによって、現在の連絡体制が強化されました。一方で、海洋漁業省は強固な意図を考慮しておりますし、最近では我が国の関係機関から CCSBT におけるその地位をオブザーバーから協力的非加盟国に上げることに支持も得ております。この点に関しては、委員会への正式な要請として近い将来において公式に考慮いただくことを再度述べさせていただきます。

地域におけるまぐろ漁業管理の発展について RFMO と協力しようとするインドネシアの意志により、IOTC/OFCF 及びオーストラリアの ACIAR/CSIRO/DAFF と協力して国内の漁業統計データ収集の改善に努めております。そのような協力によって、インド洋海域におけるはえ縄漁業によって漁獲されたまぐろのデータは高い正確性が与えられるようになりました。現在の発展は、SBT を含むまぐろ類の管理を支援する RFMO にとって役立つことでしょう。

最後に、インドネシア政府に代わり、委員会に協力するというインドネシアのコミットメントについてあらためて述べさせていただくとともに、インドネシアの SBT に対する現行の貿易制限措置の解除について拡大委員会が検討する機会を与えてくださいますようお願いいたします。

ありがとうございました。

表 1: 一般予算 - 2007年 (CCSBT 14)

収入	2008 暫定値	2007	2006 修正予算 <sup>△</sup>	差額
<b>メンバー分担金</b>	<b>1,656,360</b>	<b>1,378,600</b>	<b>1,378,200</b>	<b>400</b>
日本	600,599	499,883	499,738	145
オーストラリア	534,486	444,856	444,728	128
ニュージーランド	134,091	111,605	111,572	33
韓国	193,592	161,128	161,081	47
漁業主体台湾	193,592	161,128	161,081	47
<b>職員所得税</b>	<b>78,000</b>	<b>75,000</b>	<b>78,000</b>	<b>-3,000</b>
<b>2005年からの繰越金</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>112,500</b>	<b>-112,500</b>
<b>2006年特別会合勘定</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>
<b>積立金利子収入</b>	<b>34,000</b>	<b>34,000</b>	<b>34,000</b>	<b>0</b>
<b>預貯金</b>	<b>0</b>	<b>100,000</b>	<b>0</b>	<b>100,000</b>
<b>日本、宮崎県からの財政支援</b>	<b>0</b>	<b>20,000</b>	<b>0</b>	<b>0</b>
<b>台湾からの特別分担金</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>29,185</b>	<b>-29,185</b>
<b>総収入額</b>	<b>1,768,360</b>	<b>1,607,600</b>	<b>1,631,885</b>	<b>-24,285</b>
<b>支出</b>				
<b>年次会合 - (CCSBT14)#</b>		<b>123,735</b>	<b>151,100</b>	<b>-27,365</b>
通訳費用		26,535	34,400	-7,865
会場借料		32,250	33,000	-750
機材借料		15,450	32,200	-16,750
その他の費用 (SC議長の年次会合への出席等を含む)		35,000	40,000	-5,000
出版と翻訳費用		10,000	7,000	3,000
インドネシアの年次会合出席に伴う費用		4,500	4,500	0
日本、宮崎県からの財政支援		0	0	0
<b>特別会合</b>		<b>0</b>	<b>54,400</b>	<b>-54,400</b>
<b>12th SC &amp; 8th SAG</b>		<b>300,165</b>	<b>296,950</b>	<b>3,215</b>
通訳費用		44,415	48,300	-3,885
会場借料		22,750	0	22,750
機材借料		20,000	33,500	-13,500
コンサルタント雇用費 - SAG議長、SC議長、諮問パネル		190,000	184,700	5,300
その他の費用		16,000	18,800	-2,800
出版と翻訳費用		7,000	7,000	0
インドネシアの年次会合出席に伴う費用		0	4,650	-4,650
<b>補助委員会</b>		<b>157,000</b>	<b>67,500</b>	<b>89,500</b>
第6回生態学的関連種作業部会		0	67,500	-67,500
第7回生態学的関連種作業部会		74,000	0	74,000
CPUE モデリング作業部会		38,000	0	38,000
遵守委員会特別会合		45,000	0	45,000
暫定管理手続き作業部会		0	0	0
<b>特別プロジェクト</b>		<b>143,000</b>	<b>126,000</b>	<b>17,000</b>
オペレーティングモデル/管理戦略開発		0	16,000	-16,000
標識放流計画調整費		143,000	110,000	33,000
<b>事務局に関する費用</b>		<b>759,700</b>	<b>934,500</b>	<b>-174,800</b>
事務局職員経費		455,000	461,300	-6,300
職員所得税		75,000	78,000	-3,000
職員の年金/社会保障		85,000	55,100	29,900
職員の保障・保険/旅行保険/物品保険		21,000	16,300	4,700
旅行/運搬費 - 海外及び国内		86,700	100,200	-13,500
その他、委員会の報告書の翻訳		20,000	20,000	0
トレーニング		2,000	2,000	0
一時帰国手当て、本国帰国経費及び移転費		15,000	191,600	-176,600
その他臨時職員費用		0	10,000	-10,000
<b>事務局管理費</b>		<b>124,000</b>	<b>95,000</b>	<b>29,000</b>
事務所賃貸料		40,000	38,000	2,000
		36,000	32,000	4,000
物品購入費		34,000	10,000	24,000
電話/通信費		11,000	10,000	1,000
その他		3,000	5,000	-2,000
<b>TOTAL GROSS EXPENDITURE</b>		<b>1,607,600</b>	<b>1,725,450</b>	<b>-117,850</b>

△ 端数略

# 遵守委員会費用を含む。

表 2: 2007年特別予算 - SRP標識放流計画 (表層漁業)

	<u>概算</u> <u>2007</u>
<b>収入</b>	
<b>メンバー分担金</b>	<b>529,406</b>
日本	191,963
オーストラリア	170,832
韓国	61,876
漁業主体台湾	61,876
ニュージーランド	42,858
東海岸標識放流計画からの収益金	14,522
2005年からの繰越金	32,246
<b>総収入</b>	<b>576,174</b>
<b>支出</b>	
<b>標識装着費</b>	<b>576,174</b>
用船料	349,174
標識購入費	227,000
<b>TOTAL GROSS EXPENDITURE</b>	<b>576,174</b>



Commission for the Conservation of  
Southern Bluefin Tuna



みなみまぐろ保存委員会

別紙 8

# 第一回遵守委員会 報告書

2006年10月8-9日  
日本、宮崎

貿易の有無にかかわらずみなまぐろのすべての漁獲を記録するための  
漁獲証明制度の実施に関する決議案

(第13回年次会合における採択のために - 2006年10月10-13日)

## 貿易の有無にかかわらずみなまぐろのすべての漁獲を記録するための 漁獲証明制度の実施に関する決議案

みなまぐろの保存のための拡大委員会は、

資源の長期的持続性の確保のために、拡大委員会の保存及び管理措置に対する遵守の改善に資する監視、管理及び取締りの統合パッケージを拡大委員会が採用しようとする意志に留意し、

世界のみなまぐろ漁業のすべてに適用される監視、管理及び取締り措置の必要性を想起し、

委員会が、その管轄権の下、みなまぐろ貿易の監視を通じ、より正確で包括的なデータを収集するための統計証明スキームを 2000 年 6 月 1 日に導入したことに留意し、

さらに、統計証明スキームはみなまぐろの国内消費と取引を適切にカバーしていなかったことに留意し、

みなまぐろの漁獲から販売まで個々の漁獲を追跡する包括的かつ効果的な漁獲証明制度の採択が、委員会の機能を改善することを考慮し、

以下のとおり合意した、

1. 委員会は、以下を考慮し、貿易の有無にかかわらず、漁獲されたすべてのみなまぐろを記録する漁獲証明制度の開発、導入しなければならない。
  - CCSBT 12 において合意された CDS 原則。
  - 他のまぐろ類地域漁業管理機関と整合する必要性。
  - CDS(原産地証明)の基礎としての個別魚タギングの実用性<sup>1</sup>。
2. 委員会が第 14 回委員会年次会合において当該制度を承認するため、メンバー及び協力的非加盟国は、当該会合の前の会期間会合において、漁獲証明制度スキームの詳細を最終化しなければならない。当該制度は、2008 年 1 月 1 日又は委員会の合意する日から施行されなければならない。
3. 漁獲証明制度は、転載、輸入、輸出、再輸出及び国産品水揚げの間を含め、すべてのメンバー及び協力的非加盟国によるすべてのみなまぐろの漁獲、水揚げ、及び貿易に対し適用されなければならない。
4. 漁獲証明制度は以下の要素を含まなければならない。

---

<sup>1</sup>最初の取り組みとして、2007 年 7 月までに、事務局が提案を作成することが依頼された。

- (i) 漁獲証明制度は、すべてのみなみまぐろの漁獲、水揚げ及び貿易の流れ（トランスファー、転載、輸入、輸出、再輸出及び国産品水揚げを含む）を追跡しなければならない。
  - (ii) すべての漁獲証明書の写しは、旗国又は漁業主体へ適当な期間内に提出されなければならない、受領後適当な時間内に、旗国又は漁業主体によって変更することなく事務局に転送されなければならない。
  - (iii) 輸入、輸出、再輸出又は国内水揚げされるみなみまぐろの個々の積荷には、完全かつ有効なものとして、メンバー又は協力的非加盟国の政府が正式に認めた者による署名及び押印のなされた漁獲証明書が添付されなければならない。
  - (iv) 文書の写しは、関係するメンバー又は協力的非加盟国によって保管され、照合、分析及び検証のため、定期的に事務局へ追加の写しが提出されなければならない。
  - (v) 完全かつ有効な漁獲証明書のないみなみまぐろは、CCSBTの保存管理措置に反して獲られた漁獲物と見なされ、輸入、輸出、再輸出又は国内市場への水揚げを認めてはならない。
  - (vi) 漁獲証明制度は、漁獲証明書の正当性を確認するために、メンバー又は協力的非加盟国の政府が認めた職員によって、いつでも検査されるという要件を含まなければならない。
  - (vii) 漁獲証明制度は、生を奪う時点において、個別のSBTのタグの装着と体重及び体長の測定を含まなければならない。
5. この決議はすべてのメンバー及び協力的非加盟国を拘束しなければならない。

漁船監視システムの開発と導入に関する決議案

(第13回年次会合において採択-2006年10月10-13日)

## 漁船監視システムの開発と導入に関する決議案

みなみまぐろ保存のための拡大委員会は、

資源の長期的持続性確保のために、拡大委員会の保存管理措置に対する遵守の改善に資する監視、管理及び取締りの統合的なパッケージを導入しようとする拡大委員会の意志を留意し、

世界のみなみまぐろ漁業のすべてに適用される監視、管理及び取締り措置の必要性を想起し、

さらに、みなみまぐろの違法、無規制、無報告漁業の根絶と委員会の保存管理措置の遵守確保における、効果的かつ十分に実効的な衛星を利用した漁船監視システムの意義を認識し、

一部のメンバー及び他の地域漁業管理機関が漁船監視システムを確立しており、それらの知見がみなみまぐろ保存委員会の漁船監視システムの開発及び導入に有用であることを認識し、

以下、合意した:

1. 委員会メンバー及び協力的非加盟国は、SBTを漁獲し、メンバー及び協力的非加盟国に置籍する漁船について、衛星と連係した漁船監視システムを開発、導入しなければならない。
2. メンバー及び協力的非加盟国は、第14回委員会年次会合において最低基準に合意するため、当該会合前の会期間会合において漁船監視システムの詳細を最終化しなければならない。漁船監視システムは、2008年1月1日から導入されなければならない。
3. 漁船監視システムは、以下の要素を含まなければならない。
  - (i) 旗国又は漁業主体は、漁船監視装置を搭載した自らの漁船を監視、管理しなければならない。
  - (ii) 事務局に送信されるデータの機密を保護及び確保するため、使用に関する手続き及び条件が、会期間に策定されなければならない。
  - (iii) 次のデータは、漁船が漁業している間、漁船の漁業活動を特定できる頻度で、継続的かつ自動的に報告されなければならない。漁船認識番号、地理的位置及び日時。

- (iv) 漁船監視装置は、改ざん防止が施されていないならば、また、装置にアクセス又は改ざんが行われたか否かを知るための公的な封印とともに設置されなければならない。
  - (v) 装置の技術的障害に際し、漁船の漁労長又は船主は、漁船の漁業活動を特定できる頻度で、漁船認識番号、地理的位置及び日時を、旗国又は漁業主体に報告することが求められなければならない。
4. メンバー及び協力的非加盟国は、特定の大きさを上回る漁船に対し、2008年1月1日から、排他的経済水域内でのSBTの漁獲について、義務的な漁船監視システムを導入しなければならない。
  5. VMSは、旗国又は漁業主体の権利及び責任を制限してはならない。
  6. 他の地域漁業管理機関の取極は、機密性に関する手続き及び条件の作成において参考にされなければならない。
  7. メンバー及び協力的非加盟国は、パラグラフ1及び2に基づき策定された漁船監視システムに従い行動するため、自国の国内規則及び手続きを確保しなければならない。
  8. この決議は、すべてのメンバー及び協力的非加盟国を拘束しなければならない。

## 大型漁船の転載に対する計画創設に関する決議案

みなまぐろ保存委員会 (CCSBT)は、

違法、無規制、無報告(IUU)漁業活動が、CCSBTによって採択された保存管理措置の有効性を阻害していることから、その根絶の必要性を考慮し、

組織的なまぐろロンダリング活動が行われ、IUU漁船による相当数の漁獲物が正式に許可された漁船の名の下に転載されていることに、重大な関心を表し、

それゆえに、大型はえ縄漁船の水揚物の管理を含め、国家の主権を超えた水域における転載行為の監視を確実にするという必要性を意図し、

資源の科学的評価の改善のため、かかる大型まぐろはえ縄漁船の漁獲データを収集することの必要性を考慮し、

CCSBT条約第8条パラグラフ3(b)に従い、以下合意した。

### セクション 1. 洋上における転載監視計画

1. 委員会は、ここに大型まぐろはえ縄漁船(以下、LSTLVsという)及び洋上においてそれら漁船から転載物を受ける権限を付与された運搬船に最初に適用される洋上転載監視のための計画を策定する。委員会は、2010年年次会合において、本決議のレビューと適当であれば修正を行わなければならない。
2. メンバー及び協力的非加盟国は、自国LSTLVsの洋上転載を認めるか否かを決定しなければならない。但し、メンバー及び協力的非加盟国が自国LSTLVsによる洋上転載を認める場合には、かかる転載はセクション2、3及び4並びに付属書1及び2に定められた手続きに従い実施されるべきである。

### セクション 2. 国家の主権を超えた水域における洋上転載を受けとることを認められた船舶の記録

3. 委員会は、LSTLVsから洋上においてSBTを受けとることを認められた運搬船について、CCSBT記録を創設し、維持しなければならない。本決議の目的のため、記録にない運搬船は、洋上転載活動におけるSBTの受けとりを認められていないものとみなされる。
4. メンバー及び協力的非加盟国は、事務局に対し、可能であれば電子媒体にて、洋上転載物を受けとることを認められた運搬船のリストをCCSBT14までに提出しなければならない。当該リストは以下情報を含まなければならない。



- 1) 船籍
  - 2) 船名、登録番号
  - 3) 過去の船名(該当する場合)
  - 4) 過去の船籍(該当する場合)
  - 5) 他の登録からの削除の詳細(該当する場合)
  - 6) 国際信号符字
  - 7) 船舶の種類、長さ、総トン数(GT)及び積載能力
  - 8) 船主及びオペレーターの氏名及び住所
  - 9) 転載を許可された期間
5. メンバー及び協力的非加盟国は、最初のCCSBT運搬船記録が作成された後、CCSBT運搬船記録への追加、削除及び/又は修正といった変更が生じた時は、事務局長に対し、速やかに通知しなければならない。
6. 事務局長は、CCSBT運搬船記録を維持し、メンバー及び協力的非加盟国の船舶に関し通知された機密保持の要件に合致した方法で、CCSBTウェブサイトへの掲載を含む電子的手段を通じて、記録の広報を行うための措置を講じなければならない。
7. 洋上転載を認められた運搬船は、漁船監視システム(VMS)の搭載と稼働が要求されなければならない。

### セクション 3. 洋上転載

8. メンバー及び協力的非加盟国の主権の及ぶ水域におけるLSTLVsによる転載は、関係沿岸国又は漁業主体の事前許可が条件となる。
9. メンバー及び協力的非加盟国は、自国に置籍するLSTLVsが以下の条件に従うことを確保するため、必要な措置を講じなければならない。

### 旗国又は漁業主体の許可

10. LSTLVsは、旗国又は漁業主体の事前許可を得ないかぎり、洋上における転載は認められない。

### 通知義務

#### 漁船:

11. パラグラフ10の事前許可を受けるにあたり、LSTLVの船長及び/又は船主は、その旗国又は漁業主体に対し、予定している転載の少なくとも24時間前に以下の情報を通知しなければならない。

- a) LSTLVの船名及びCCSBT許可船リストにおける番号、
  - b) 運搬船の船名及び洋上において転載物を受けることを認められた運搬船のCCSBT記録における番号並びに転載される製品、
  - c) 転載される製品のトン数、
  - d) 転載の日時及び位置、
  - e) SBT漁獲の地理的位置。
12. 当該LSTLVは、旗国/漁業主体に対し、転載後15日以内に、CCSBT許可船リストにおける番号とともに、付属書2に定められた様式に従い、CCSBT転載申告書を作成し、送付しなければならない。

#### **運搬船:**

13. 運搬船船長は、CCSBT事務局及びLSTLVの旗国であるメンバー又は協力的非加盟国に対し、転載終了後24時間以内に、洋上において転載物を受けることが認められているCCSBT運搬船記録の番号とともに、CCSBT転載申告書を作成し、送付しなければならない。
14. 運搬船の船長は、水揚げを行う国又は漁業主体の所管官庁に対し、水揚げの48時間前に、洋上において転載物を受けとることを認められているCCSBT運搬船記録の番号とともに、CCSBT転載申告書を送付しなければならない。

#### **地域オブザーバー計画**

15. 個々のメンバー及び協力的非加盟国は、2008年1月1日までに、付属書3のCCSBT地域オブザーバー計画に従い、洋上で転載するすべての運搬船にCCSBTオブザーバーを乗船させることを確実にしなければならない。CCSBTオブザーバーは、本決議の遵守及び、特に転載された数量とCCSBT転載申告書に報告された漁獲量が一致することを観察しなければならない。
16. 船舶は、事務局長に適切に通知された不可抗力の場合を除き、CCSBT地域オブザーバーをとまなわない、洋上における転載の開始又は継続は、禁じられなければならない。

#### **セクション4. 一般条項**

17. 漁獲証明制度に関するCCSBTの保存管理措置の有効性を確実にするため、
- a) 統計証明書の確認をもって、LSTLVsの旗国であるメンバー及び協力的非加盟国は、転載が各LSTLVの報告した漁獲数量と一致することを確実なものとしなければならない。
  - b) LSTLVsの旗国であるメンバー及び協力的非加盟国は、決議に則り転載が行われたことを確認した後、転載された魚の統計証明書を確認しな

なければならない。この確認は、CCSBT地域オブザーバー計画を通じて得られた情報に基づかなければならない。

- c) メンバー及び協力的非加盟国は、LSTLVsの漁獲したSBTが締約国の領域内に輸入される際には、CCSBT許可船リストにある漁船に対して確認された統計証明書及びCCSBT転載申告書の写しの添付を求めなければならない。
18. メンバー及び協力的非加盟国は、事務局長に対し、年次会合の6週間前に、以下を報告しなければならない。
    - a) 前年のSBT転載数量。
    - b) 前年に転載を行ったCCSBT許可船リストに登録されているLSTLVsのリスト。
    - c) LSTLVsから転載物を受けた運搬船に配乗されたオブザーバーの報告に関する内容及び結果を評価する包括的な報告書。
  19. 甲板における加工の有無を問わず、転載され、メンバー及び協力的非加盟国に水揚げ又は輸入されるすべてのSBTは、最初の販売がなされるまで、CCSBT転載申告書をとまわなければならない。
  20. 毎年、事務局長は、本決議の遵守をレビューする委員会年次会合に対し、報告書を提出しなければならない。
  21. これらの条項は2008年7月1日から効力を有しなければならない。
  22. 同一の措置の重複を避けるため、CCSBT運搬船記録にある転載船におけるICCAT又はIOTCのオブザーバーは、本決議で策定された基準に合致していること、及びCCSBT事務局が通知を受けていることを条件に、CCSBT転載計画に参加していると見なしう。CCSBT事務局は、ICCAT及びIOTCに提出されたSBTの情報に関し連絡を保たなければならない。また、CCSBT事務局は、転載及びオブザーバー基準について、他の地域漁業管理機関の事務局と情報交換を行わなければならない。

付属書 1 - CCSBT 転載申告書

運搬船		漁船	
船名及びコールサイン	船名及びコールサイン	船籍国	船籍国
旗国/漁業主体 許可番号	旗国/漁業主体 許可番号	登録番号(該当する場合に限る)	登録番号(該当する場合に限る)
CCSBT登録番号(該当する場合に限る)	CCSBT登録番号(該当する場合に限る)		

日 月 時 年: 20|\_|\_| 代理店名: LSTLV船長の氏名: 運搬船船長の氏名:

出港: |\_|\_|\_|\_|\_|\_|\_|\_| 自: |\_|\_|\_|\_|\_|\_|\_|\_|

帰港: |\_|\_|\_|\_|\_|\_|\_|\_| 至: |\_|\_|\_|\_|\_|\_|\_|\_| 署名: 署名:

転載: |\_|\_|\_|\_|\_|\_|\_|\_|

重量はキログラム又は単位(例箱、カゴ)を使用しこの単位のキログラムで水揚重量を表示する: |\_|\_|\_|\_| キログラム  
 転載場所

魚種	港		製品の形態			
	洋上		丸	鰹腹抜き	ドレス	ファイル

転載が洋上でなされた場合、CCSBT オブザーバーの氏名及び署名:

## 付属書 2 - CCSBT 地域オブザーバー計画

1. 各メンバー及び協力的非加盟国は、洋上において転載物を受けとることを認められているCCSBT運搬船記録に含まれ、洋上転載を行う運搬船に対し、洋上における各々の転載活動の間、CCSBTオブザーバーの配乗を要求しなければならない。
2. 事務局長は、オブザーバーを指名し、CCSBT地域オブザーバー計画を実行するメンバー及び協力的非加盟国に置籍するLSTLVsから洋上において転載物を受けとることを認められた運搬船にオブザーバーを配置しなければならない。

### オブザーバーの指名

3. 指名されるオブザーバーは、その任務を達成するため、以下の適性を有しなければならない。
  - a) 魚種及び漁具を識別するに十分な経験、
  - b) CCSBT保存管理措置に関する十分な知識、
  - c) 正確に情報を観察及び記録する能力、
  - d) 観察する船の旗国の言語に関する十分な知識。

### オブザーバーの義務

4. オブザーバーは、以下を満たさなければならない。
  - a) CCSBTが定めるガイドラインが求める技術訓練を修了する、
  - b) メンバー及び協力的非加盟国のうち一ヶ国の国民とし、可能であれば、運搬船の旗国又は漁業主体とは異なるものとする、
  - c) 5.に定められた業務を実行する能力がある、
  - d) 委員会事務局が維持するオブザーバーリストに含まれる、
  - e) LSTLVの乗組員ではない、又はLSTLV会社の雇用者ではない。
5. オブザーバーの任務は、特に、以下を行わなければならない。
  - a) 委員会が採択した関連する保存管理措置に対する運搬船の遵守状況を監視する。オブザーバーは、特に、
    - i. 行われる転載活動についての記録と報告、
    - ii. 転載に従事した時の船舶の位置を確認、
    - iii. 転載された製品の観察及び推定、
    - iv. 関係LSTLVの船名及びそのCCSBT許可船リスト番号の確認及び記録、
    - v. 転載申告書のデータの確認、
    - vi. 転載申告書のデータの証明、
    - vii. 転載申告書への副署、
  - b) 運搬船の転載活動の日別報告を発出する、

- c) このパラグラフに従い収集された情報をまとめた全般的な報告書の作成、及び船長に対し、関連する情報を追記する機会を提供する。
  - d) 観察期間の最終日から20日以内に、前項の全般的な報告書を事務局に提出する。
  - e) 委員会が定めるその他職務の遂行。
6. オブザーバーは、LSTLVs及び船主の漁業活動に関するすべての情報を機密事項として取り扱い、オブザーバーとして指名される条件として、当該要件を書面にすることに応じなければならない、
7. オブザーバーは、割り当てられた船舶を管轄する旗国又は漁業主体の法と規則において定められた要件に従わなければならない。
8. オブザーバーは、すべての船舶職員に適用される行動に関する序列及び一般規則が、本計画のオブザーバーの業務を阻害するものでないことを条件に、本計画のパラグラフ9に定められた船舶乗組員の義務とともに、かかる序列及び一般規則に対し敬意を払わなければならない。

#### 運搬船の旗国又は漁業主体の義務

9. 運搬船とその船長の旗国又は／漁業主体のオブザーバーに関する責任は、特に以下を含まなければならない。
- a) オブザーバーは、船舶職員、装置及び機器へのアクセスが許されなければならない;
  - b) また、オブザーバーは、パラグラフ5に定められたその業務を遂行することを円滑化するため、要請を行った後、配置された船舶に備え付けられている場合、以下の機器へのアクセスが許されなければならない、
    - i. 衛星航行機器、
    - ii. 使用されている場合、レーダー表示スクリーン、
    - iii. 通信のための電子手段、
  - c) オブザーバーは、その他士官と同等に、部屋、食事及び適当な衛生設備を含む、宿泊設備の提供を受けなければならない、
  - d) オブザーバーは、事務作業のため船橋又は水先案内人室において適当な場所の提供を受け、同様にオブザーバー業務を遂行するため甲板上にも場所を提供されなければならない、及び
  - e) 旗国又は漁業主体は、船長、船員及び船主が、オブザーバーの業務遂行において、妨害、脅迫、干渉、影響を与えること、贈賄又はその試みを行わないことを確保しなければならない。
10. 事務局長は、転載を受けた運搬船の旗国又は漁業主体及びLSTLVの旗国又は協力的非加盟国に対し、すべての該当する機密保持要件に一致する方法で、

すべての未処理データ、概要及び航海に関する報告を提供することが求められる。

11. 事務局長は、遵守委員会及び科学委員会にオブザーバー報告書を提出しなければならない。

#### **オブザーバー料金**

12. 本計画の実施にともなう費用は、転載活動への従事を望むLSTLVsの旗国であるメンバー及び協力的非加盟国によって拠出されなければならない。料金は、計画の総費用をもとに算出され、CCSBT事務局の特別口座に支払われ、事務局が計画実施のため口座を管理しなければならない。
13. いかなるオブザーバーも、パラグラフ12に求められた料金の支払いがない船舶に配乗されてはならない。



**Australian Government**  
**Bureau of Rural Sciences**

オーストラリアのみなみまぐろ漁業  
年次レビュー

P.I. Hobsbawn, J.D. Findlay, S. Rowcliffe and R. Murphy

みなみまぐろ保存委員会第13回年次会合に付属する拡大委員会に提出された  
作業文書 CCSBT-EC/0610/SBT Fisheries-Australia

宮崎  
2006年10月



## 目次

1. 序文.....	3
2. 努力量に関する操業上の制約.....	4
規制措置 .....	4
3. 漁獲量及び努力量.....	5
投棄魚 .....	5
4. 過去の漁獲量及び努力量.....	8
5. 年間の船団規模及び努力量.....	10
南オーストラリア州 .....	10
西オーストラリア州 .....	10
ニューサウスウェールズ州 .....	10
タスマニア州 .....	11
クイーンズランド州 .....	11
6. 過去の船団規模及び分布.....	11
7. 漁業監視.....	11
漁獲物投棄記録 .....	12
オーストラリア漁獲記録日報及び蓄養場移送日誌.....	12
蓄養場投棄記録 .....	12
オブザーバー計画 .....	12
8. その他の要因.....	12
輸入/輸出統計 .....	12
市場 .....	13
オブザーバー・カバー率 .....	13
別添 1: SBT 漁期：1988-89年から2005-06年.....	14

## 1. 序文

この報告は、2003-03 割当年及び 2004-05 割当年<sup>1</sup>におけるオーストラリアのミナミマグロ(*Thunnus maccoyii*; 以下 SBT)漁業の漁獲量と漁業活動をまとめたものである。2005-06 割当年の表層漁業の予備データも提示した。

暦年ベースの 2003 年、2004 年及び 2005 年におけるオーストラリアの国内 SBT 漁獲量は、それぞれ 5827 トン、5062 トン及び 5244 トンであった。2003 年(暦年)の漁獲量は、以前に合意されたオーストラリアの国別配分より大きいのが、これは 2 年間の割当年にまたがる漁獲量を集計したためである。2002-03 割当年の漁獲量は 5391 トン、2003-04 割当年の漁獲量は 5120 トン、2004-05 割当年の漁獲量は 5248 トンであった。2003-04 の漁獲量は以前に合意されたオーストラリアの国別配分を下回るが、2002-03 漁期において 2 漁獲枠所有者が割当を超えて漁獲したためである。このことについては、2003-04 の割当から過剰漁獲分を控除することで対処された。2005 年 8 月には 2003-04 漁期に発生した 5764 キロの違法漁獲を告発した。128 トンの過剰漁獲及び 6 トンの違法漁獲を 2003-04 割当年に追加すると 5254 トンとなるが、合意されたオーストラリアの国別割当の範囲内に収まった。

表 1: 暦年及び割当年別の SBT 国内総漁獲量

暦年	漁獲量 (t)	割当年	漁獲量 (t)
1990	4586	1989-90	4849
1991	4489	1990-91	4316
1992	5248	1991-92	4894
1993	5373	1992-93	5212
1994	4700	1993-94	4937
1995	4508	1994-95	5080
1996	5128	1995-96	5188
1997	5316	1996-97	4978
1998	4897	1997-98	5097
1999	5552	1998-99	5232
2000	5257	1999-00	5257
2001	4853	2000-01	5247
2002	4711	2001-02	5262
2003	5827	2002-03	5391
2004	5062	2003-04	5120
2005	5244	2004-05	5248

<sup>1</sup> オーストラリアの SBT 漁業を説明する際には、「暦年」、「漁期」、「割当年」など、様々な期間を使用することがある。別途記されていない限り、この報告書では割当年を使用した。各漁業部門の漁期が割当年をまたがる場合があることに注意する必要がある。オーストラリア割当年の開始日と終了日は異なることがあり、それは別添 1 に示した。

## 2. 努力量に関する操業上の制約

### 規制措置

国内の操業は、1995年みなみまぐろ管理計画の下での漁業権で与えられている個別譲渡可能漁獲枠によって管理されている。

オーストラリア漁業管理庁は、SBT まき網漁業及びはえ縄漁業について危険回避の遵守戦略を採用している。これには、海上及び水揚げ港で行う漁船の遵守検査、水産会社や輸出事業所への抜き打ち検査を含む SBT 漁獲時から輸出時までの総合的な監査体制、及び次の漁期の戦略を向上させるための遵守リスクの総合的な年次レビューなどが含まれている。

オーストラリアは、国内はえ縄漁業における SBT の偶発的漁獲と死亡を削減するため、操業海区の規制、漁獲枠最低保有量、漁業オブザーバー、強制的な漁船モニタリング制度などを実施している。アーカイバル・タグ及びオブザーバーのデータを海表面温度や中層水温と合わせた SBT 分布モデルを用いて、SBT の豊度が高い海区を予測し、入漁規制水域を確認している。東部まぐろかじき漁業(ETBF)では、SBT の交互作用の確率が高い海区を特定し、コア・ゾーン及びバッファ・ゾーンと称している。2004-05 漁期の5月から10月までのコア・ゾーンへの入域については、オブザーバー・カバー率を100%とし、強制的な漁獲枠最低保有要件を設けた。バッファ・ゾーンへの入域については、オブザーバー・カバー率を25%、強制的な漁獲枠最低保有要件付きとした。これらの要件は、漁獲枠の多寡に応じたオブザーバー・カバー率とするため、表2のとおり2005-06 漁期に変更した。

表 2: SBT 漁獲枠所有と該当するオブザーバー・カバー率レベル

入漁水域に対して必要とされる漁獲枠所有	オブザーバー・カバー率レベル (%)
0-500 キロ (コア及びバッファ)	100
>500 キロ(バッファ)	25
500 キロ -2 トン (コア)	100
2 トン -5 トン (コア)	75
5 トン -10 トン (コア)	50
10 トン -20 トン (コア)	25
>20 トン (コア)	10

国内漁業の遵守管理結果を高めるため、また国際的な管理義務により良く対応するため、オーストラリアは2004年12月1日より SBT 漁業法管理計画に一連の改訂を実施している。改訂内容には以下が含まれる。

- 改訂した目標、管理措置、パフォーマンス測定基準。
- 現在の資源に照らし合わせた委員会のレファレンス・ポイントの採用。
- 広範な環境的影響を軽減するために、混獲に対する行動計画及び戦略。
- SBT 漁獲枠保有者の漁獲枠に対する説明責任を高めるための改訂事項。
- 漁獲され曳船用いけすに移転された SBT について、海上からの日報、海上における漁獲

推定量に基づく暫定的な SBT 漁獲枠の削減、及び VMS による日報又は漁獲地点・曳航船の地点に関する報告(手作業)。

### 3. 漁獲量及び努力量

2004-05 年のオーストラリアの SBT 漁獲量のうち、99.3% はまき網船によるもので残りははえ縄船によるものであった。1988-89 割当年から 2004-05 割当年の漁法別及び州別の漁獲量を表 5 に示す。隻数及び探索時間の漁期別漁獲量は表 4。2004 年及び 2005 年の暦年ベースのオーストラリアの SBT 漁獲量をそれぞれ図 1 及び図 2 に示した。

表 3: 2002-03 漁期、2003-04 漁期及び 2004-05 漁期の漁法別 SBT 漁獲量

2002-03 年		
まき網	南オーストラリア州	5375 トン
はえ縄	西オーストラリア州及び ニューサウスウェールズ州	17 トン
2003-04 年		
まき網	南オーストラリア州	4874 トン (少量は直接輸出、残りは蓄養用)
はえ縄	西オーストラリア州、南オーストラリア州、ニューサウスウェールズ州、クイーンズランド州	247 トン
2004-05 年		
まき網	南オーストラリア州	5214 トン
はえ縄	ニューサウスウェールズ州	35 トン

2003 年、2004 年及び 2005 年の遊漁漁獲量の推定を示すにはデータが不十分であった。

#### 投棄魚

2004-05 年漁期及び 2005-06 年漁期中、SBT の投棄は確認されておらず、またオーストラリア大湾のまき網漁業から収集したログブックには報告はなかった。

2004 年には AFMA のオブザーバーは、SBT が偶発的に漁獲されやすい月と海区(5 月から 9 月までの南緯 30 度以南)において、ETBF はえ縄操業を監視した。オブザーバーのデータから、監視された操業では、はえ縄で漁獲された SBT のうち、61% が投棄されたことが示された。これとは対照的に、同時期に南緯 30 度以南で操業した他の漁船のログブックでは SBT の投棄レベルはわずか 10% となっている。この情報に対応するため、AFMA は、2005 漁期及び 2006 漁期から SBT が高い確率で漁獲される海区(コア・ゾーン及びバッファ・ゾーン)及び時期について、より厳しい入漁規制を設け、オブザーバー・カバー率を 100% とした。この定義は、ここに概説した SBT がもっとも漁獲されやすい時期及び場所よりさらに厳しいことに留意されたい。

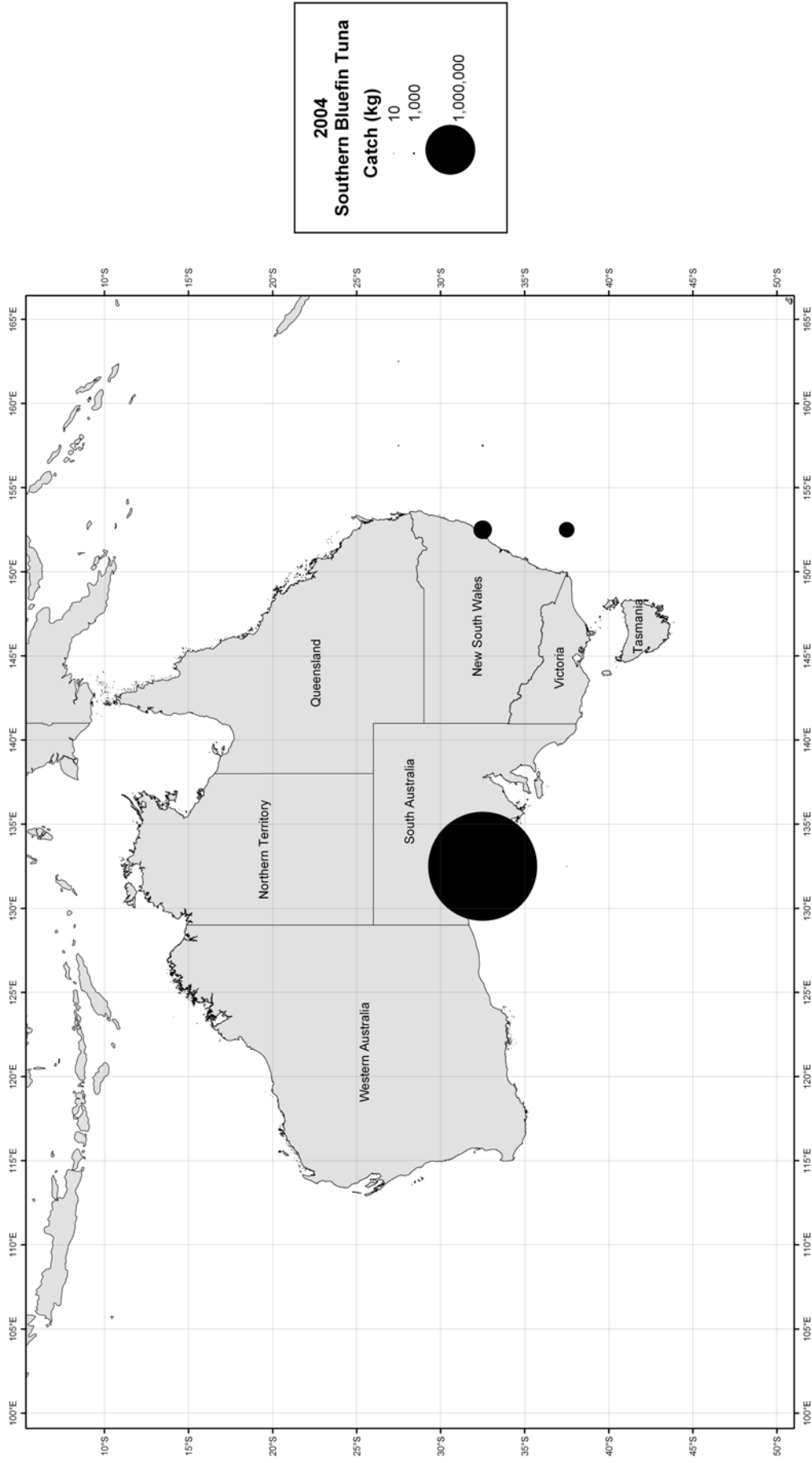


図 1: 2004 年のオーストラリアの SBT 漁獲量

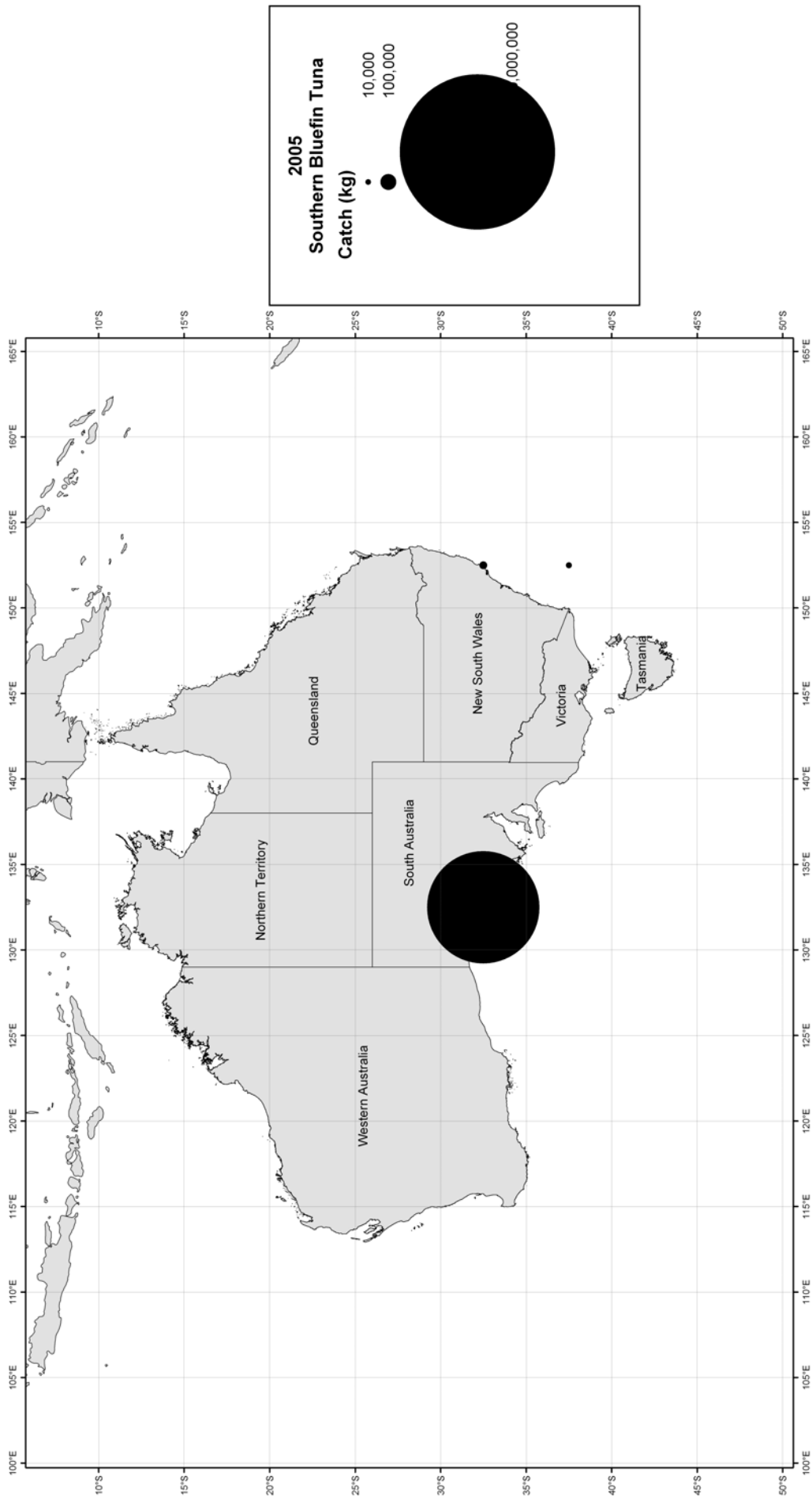


図 2: 2005 年のオーストラリアの SBT 漁獲量

2005年5月から9月までの南緯30度以南(SBTが通常漁獲される月)のETBFにおいては、14人のオブザーバーが漁期総計678千鈎のうちえ縄の努力量のオブザーバー・カバー率37.5%に相当する254千鈎を監視した。オブザーバー乗船中の総漁獲尾数は、327尾、うち240尾が保持、65尾が投棄(60尾は生存放流)、3尾が逃げ、19尾が標識放流された。標識放流された魚は投棄魚に含まれていないことに留意されたい。2005年のETBFログブックは、ETBFにおいて36トン(382尾)が保持され、34尾(8%)が投棄されたとしている。

2005年及び2006年にわたって、地方科学局(BRS)オブザーバーが南西まぐろかじき漁業(SWTBF)のはえ縄操業を監視した。2005年におけるオブザーブ業務中には22尾が投棄され1尾が水揚げされた。本漁業の努力量レベルが現在非常に低調であることに留意すべきである(1又は2隻が稼働)。

#### 4. 過去の漁獲量及び努力量

1988-89割当年から2004-05割当年までのオーストラリアの漁具別・州別の漁獲量を表5に示した。1994-95年漁期から2005-06年漁期のまき網漁業の漁期別漁獲努力量(探査時間数及び漁船数)を表4に示した。

表 4: 1994-95年漁期から2005-06年漁期までのまき網の漁獲量及び努力量

漁期	推定漁獲量(トン)	漁獲実績(トン)	隻数	船の探査時間	投網数	漁獲された1度区画数
1994-95	2179	2009	5	526	104	5
1995-96	2859	3442	6	631	89	11
1996-97	3134	2505	7	769	118	13
1997-98	3916	3629	7	671	143	8
1998-99	4418	4991	7	972	129	3
1999-00	4746	5131	8	764	107	5
2000-01	5100	5162	8	799	129	2
2001-02	5400	5234	7	1309	159	3
2002-03	5188	5375	7	1276	150	5
2003-04	5299	4874	6	1202	160	4
2004-05	5225	5215	8	1168	139	4
2005-06	5372	5189	7	1281	148	6

全般的に SBT の遊漁者による漁獲に関するデータの質は低い、初期的な調査では漁獲量と漁獲地点の年ごとの変動が多いことが確認された。過去10年間の示唆的な推定値では、年間の遊漁漁獲は3トンから85トンに及んでおり、漁獲量が最も多いのはタスマニア付近である(表6)。これらのデータは示唆的な推定値であり、各種異なるデータ源をもとにしている。

表 5: 1988-89 割当年から 2004-05 割当年までのオーストラリアの漁具別・州別の漁獲量

割当年	西オーストラリア		南オーストラリア		ニューサウスウェールズ		タスマニア		大型はえ縄船			オーストラリア合計			合計 全 漁具			
	アルパニー 竿釣り	エス・ラス 竿釣り	はえ縄 合計	竿釣り 及び まき網	蓄養 はいけす	はえ 縄	合計	竿釣り 及び まき網	はえ縄 合計	はえ縄	国内 はえ縄	国内 表層	国内 はえ縄	合計 はえ縄		RTMP		
1988-89	204	221	0	425	4872	0	4872	0	1	2	0	684	0	684	1	685	0	5984
1989-90	133	97	0	230	4199	0	4199	0	6	14	0	400	0	400	6	406	0	4849
1990-91	175	45	0	220	2588	0	2588	0	15	57	0	881	255	1136	15	1151	#300	4316
1991-92	17	0	0	17	1629	138	1781	34	90	36	20	2057	59	2116	124	2240	800	4894
1992-93	0	0	0	0	716	722	1506	16	238	23	44	2735	0	2735	350	3085	650	5212
1993-94	0	0	0	0	621	1294	1970	0	286	7	105	2299	0	2299	446	2745	270	4937
1994-95	0	0	0	0	908	1954	2864	0	157	4	109	1295	0	1295	268	1563	650	5080
1995-96	0	0	0	0	1447	3362	4809	28	89	0	262	0	0	0	351	351	0	5188
1996-97	0	0	0	0	2000	2498	4497	7	229	2	242	0	0	0	4507	472	0	4978
1997-98	0	0	0	0	916	3488	4403	~0	475	10	219	0	0	0	4433	664	0	5097
1998-99	0	0	0	0	28	4991	5018	~0	97	10	116	0	0	0	5016	216	0	5232
1999-00	0	0	0	0	0	5130	5143	0	114	0	10	0	0	0	5130	127	0	5257
2000-01	0	0	0	0	0	5162	5168	0	32	0	10	0	0	0	5162	38	0	5247
2001-02	0	0	7	7	0	5234	5234	0	*22	0	10	0	0	0	5234	29	0	5262
2002-03	0	0	0	0	0	5375	5375	0	17	0	0	0	0	0	5375	17	0	5391
2003-04	0	0	0	0	±0	4874	4874	0	*226	0	20	0	0	0	4874	247	0	5120
2004-05	0	0	0	0	0	5214	5214	0	35	0	0	0	0	0	5214	35	0	5248

# 1990-91 年にはオーストラリアの割当にさらに 700 トンの「冷凍」があった(配分されていない分)。

^ 機密性保持のガイドラインのもと、1997-98 年と 1998-99 年の西オーストラリア及び南オーストラリアの蓄養以外の漁獲は南オーストラリアの竿釣り及びまき網漁獲に含まれ、1999-00 年と 2000-01 年の西オーストラリアのはえ縄漁獲は南オーストラリアのはえ縄漁獲に含まれている。

~ 機密性保持のガイドラインのもと、1997-98 年から 1998-99 年のニューサウスウェールズの竿釣り及びまき網漁獲はニューサウスウェールズのはえ縄漁獲に含まれている。

! 機密性保持のガイドラインのもと、1997-98 年と 1998-99 年のタスマニアの引き網漁獲はタスマニアのはえ縄漁獲に含まれ、1999-00 年、2000-01 年、ならびに 2001-02 年のタスマニアのはえ縄漁獲はニューサウスウェールズのはえ縄漁獲に含まれている。

\* 機密性保持のガイドラインのもと、2001-02 年と 2003-04 年のニューサウスウェールズのはえ縄漁獲にはクイーンズランドのはえ縄漁獲が含まれている。

≈ 機密性保持のガイドラインのもと、2002-03 年と 2003-04 年の西オーストラリアのはえ縄漁獲はニューサウスウェールズのはえ縄漁獲に含まれている。

+ 機密性保持のガイドラインのもと、2003-04 年の南オーストラリアのはえ縄漁獲はニューサウスウェールズのはえ縄漁獲に含まれている。

‡ 機密性保持のガイドラインのもと、2003-04 年の追加的なまき網漁獲で蓄養はいけすに入らなかったものは南オーストラリアのいけす用漁獲に含まれている。



現在のところ、2004-05 年及び 2005-06 年の遊漁漁獲総量を定量化するにはデータが不十分であるが、漁業者の話から漁獲の空間的な変動が高いことが確認されている。2004-05 年は南オーストラリアで良い漁期となったが、その他の地域、特にタスマニアでは年次のミナミマグロ・トーナメントで非常に悪い結果が記録された(SBT は 1 尾も漁獲されなかった)。2005-06 年は、南オーストラリア、ビクトリア及びタスマニアの遊漁 SBT 漁獲量について良い年であった。

表 6: 1994 年から 2005 年までのオーストラリア遊漁者の漁獲量の示唆的推定値(トン)(出典: ニューサウスウェールズ州水産省).

年	遊漁漁獲量(トン)
1994	16
1995	データ不足
1996	データ不足
1997	データ不足
1998	38
1999	3
2000	10
2001	60
2002	85
2003	データ不足
2004	データ不足
2005	データ不足

## 5. 年間の船団規模及び努力量

2004-05 年には、合計 23 隻の商業漁船がオーストラリア水域で SBT の水揚げを行った。

### 南オーストラリア州

南オーストラリア州のオーストラリア大湾東部の表層に収束する 1 歳から 5 歳魚の SBT を対象に、2004-05 割当年は 7 隻のまき網船が操業したのに加え、様々な生餌船、平底ボートによる曳航、及び撒き餌船も使用された。漁期は 2004 年 12 月上旬に始まり、2005 年 4 月中旬に終了した。

### 西オーストラリア州

23 尾の SBT が SWTBF の 2005 年における漁獲として監視された。体長は 167 から 182cm であった。うち 1 尾の SBT ははえ縄操業のオブザーブ中に保持され、オブザーバーは揚縄時約 60% が生存していたと報告した。

### ニューサウスウェールズ州

2004-05 年には、16 隻の国内はえ縄船がニューサウスウェールズ州の漁業に、いずれかの時点で参加し、大型若齢魚と成魚を漁獲した。ニューサウスウェールズ州沖のはえ縄漁期は 2005 年 6 月上旬から 2005 年 10 月中旬までであった。

## タスマニア州

2004-05 割当年のタスマニア沖における SBT 漁業はわずかなものであった。

## クイーンズランド州

2004-05 割当年のクイーンズランド沖における SBT 漁業はなかった。

## 6. 過去の船団規模及び分布

ひき縄による SBT の漁獲はオーストラリア東岸沖において 1920 年代から報告されているが、SBT の商業漁獲が本格的にスタートしたのは、ニューサウスウェールズ州、南オーストラリア州で竿釣りや生餌による漁業が定着した 1950 年代初めで、後には(1970 年)西オーストラリアでも同様の漁業が確立された。その後、まき網が主な漁法として竿釣りに取って代わり、漁獲量は 1982 年に 21,500 トンでピークに達した。初期のオーストラリアの SBT 漁獲の大部分は缶詰加工用に利用された。1983-84 年の漁獲枠削減にともない、非常に小型の SBT 若齢魚を対象とする西オーストラリア州の竿釣り漁業が閉鎖され、日本の刺身市場に供給するための大型若齢魚を対象とした漁業が南東部において始まった。オーストラリアの総漁獲可能量(TAC)の約半分が日豪合弁事業のはえ縄船によりオーストラリア漁業水域(AFZ)で漁獲されていた 1989 年から 1995 年にかけて、表層漁獲はさらに削減された。合弁事業は 1995 年後半に停止された。1992 年から 1998 年まで、タスマニア州沖及びニューサウスウェールズ州沖で操業する国内のはえ縄船が、オーストラリアの総漁獲量の約 5-10%を漁獲していた。

1990-91 年に、SBT の価値を高める目的で、およそ 20 トンの SBT が南オーストラリア州のポートリンカーンの蓄養いけすに移送された。オーストラリアの SBT 総漁獲可能量(TAC)は蓄養用に利用されるようになり、TAC に占める割合は 1991-92 年の 3%から 1999-00 年には 98%となり、その後もこのような高いレベルが維持されている。

1979 年にオーストラリア漁業水域(AFZ)が宣言されて以来、日本のはえ縄船は各種の二国間の条件や、RTMP 及び合弁事業アレンジのもとで 1997 年まで操業していたが、同年に CCSBT で全世界総漁獲可能量の合意が得られなかったことを受け、すべての日本のはえ縄船が AFZ から排除された。Caton and Ward (1996) は、1979-80 年から 1994-95 年の二国間協定に基づく AFZ 内におけるはえ縄船の操業に関する補足協定の写しを提示している。

## 7. 漁業監視

漁業者及び魚類荷受人は法律によって一連の航海日誌(ログブック)及び漁獲記録の記載を義務付けられている。これらは監視、遵守及び調査の目的で漁業管理庁に送付されている。使用される書式は SBT の漁法ごとに定められている。航海日誌及び漁獲物投棄記録から得られたデータは、その記録ごとに定められている指定期間内に漁業管理庁に提出しなければならない。

## 漁獲物投棄記録

SBT の漁獲物投棄記録は、蓄養以外の目的で漁業者により漁獲された SBT を記録するためのものであり、荷降ろし後に漁業権所有者及び最初の荷受人によって署名される。漁獲物投棄記録は航海日誌のデータを検証する手段となる。

## オーストラリア漁獲記録日報及び蓄養場移送日誌

表層はえ縄及びその他の縄漁法を使用する漁業者は日誌に作成する必要がある。はえ縄漁業者は、オーストラリア表層はえ縄日誌を記入しなくてはならない。まき網漁業では、蓄養 SBT のみについて、漁獲船の船長がオーストラリアまき網及び一本釣り日誌を記入しなくてはならない。SBT 運搬船許可証の保持者又はその代表は蓄養場移送日誌と呼ばれる書類を記入し、これは魚が曳航用いけすから蓄養いけすに移送される時に尾数のカウントを行う監視会社に提供される。

## 蓄養場投棄記録

蓄養活動の調査と監視を行うためのデータ入手の具体的なプロセスが策定された。漁業管理庁が毎年の独立した会社と契約を結び、蓄養活動の監視を行う。適切な書式に漁獲時及び曳航中の死亡を記録し、漁業管理庁の監督官が要請した場合に提出しなくてはならない。

SBT が曳航用いけすから蓄養場に移送される際には、漁業管理庁が契約した監視会社がビデオで録画しなくてはならない。この記録を利用して蓄養場に移転された魚を数える。この数を、(40 尾のサンプルから得た)平均体重で乗じ、蓄養投棄記録を用いて割当量から差し引く。2003-04 年及び 2004-05 年漁期には、漁業管理庁の遵守担当官が海上での活動を監視した。

## オブザーバー計画

まき網漁業のオブザーバー計画は 2002-03 年漁期から実施されている。はえ縄漁業(東部まぐろかじき漁業の南東部)のオブザーバー計画は 2002 年半ばから実施されている。

監視及び遵守状況を高めるため、SBT 漁業の監視アレンジメントはレビューと改善を継続的に行っている。ニューサウスウェールズ沖のはえ縄業者による割当以外の漁獲のリスクを最小限に抑えるため、2000 年以降 SBT が回遊する水域への入漁は SBT 漁獲割当を保有する船だけに制限している。

## 8. その他の要因

### 輸入輸出統計

オーストラリアから輸出された魚を記録する貿易情報スキーム(TIS)を実施し、改善してきている。TIS の書類は、オーストラリアから輸出される最終段階で製品を扱う輸出登録機関の認可を受けた署名者により記入され、政府担当官が検証する。この書類は蓄養及び蓄養以外の SBT の双方に使われる。この制度は日本の輸入統計と対比できる SBT 輸出の完全な記録を提供するものである。

## 市場

2004-05年には、約56トンのSBTが国内市場用に向けられ、約82トン(加工後重量)が米国に輸出、残りは日本に輸出された。2005年7月、ニュージーランドから232キロのSBTが輸入された。

### オブザーバー・カバー率

2005-06年のオーストラリア SBT 漁期のまき網オブザーバー計画は、南緯 33 及び 35° 並びに東経 132 及び 133° における漁獲と曳航操業を監視した。オーストラリア人と南アフリカ人(各 1 人)のオブザーバーが、2005-06 年に漁獲のあった総投網数の 9.5%に相当する 14 投網を監視した。これらのオブザーブにより、期間中に 2005-06 漁期の推定漁獲トン数の 10.2%に相当する推定 550 トンの SBT を監視した。また、オブザーバーは、2 回の曳航操業について SBT の死亡率を監視、記録した。まき網漁船におけるオブザーバー・カバー率は 2 月と 3 月に限られているため、当該データが 12 月から 3 月にわたるまき網漁業の漁期のすべての漁船を必ずしも代表している訳ではない。

2005 年 5 月から 9 月までの南緯 30 度以南(SBT が通常漁獲される月)の ETBF においては、14 人のオブザーバーが漁期総計 678 千鈎のうちはえ縄の努力量のオブザーバー・カバー率 37.5%に相当する 254 千鈎を監視した。オブザーバー乗船中の総漁獲尾数は、327 尾、うち 240 尾が保持、65 尾が投棄(60 尾は生存放流)、3 尾が逃げ、19 尾が標識放流された。標識放流された魚は投棄魚に含まれていないことに留意されたい。保持された魚は体長 63 から 206cm であった。2002 年から 2005 年の ETBF はえ縄漁獲における投棄魚の体長分布は図 1 に示す。2005 年の ETBF ログブックは、同漁業において 36 トン(382 尾)の SBT が保持され、34 尾(8%)が投棄されたとしている。

2005 年の SWTBF においては、漁期総数 544 回の操業のうち 3 航海、47 回、167 から 182cm の SBT 23 尾が監視された。年を通した鈎数に対するオブザーバー・カバー率は 9%であった。うち 1 尾の SBT が SWTBF のはえ縄操業のオブザーブ中に保持され、オブザーバーは揚縄時約 60%が生存していたと報告した。ログブックによると、31 尾が 2004-05 漁期中に保持され、総重量 1195 キロであった。

別添 1: SBT 漁期 : 1988-89 年から 2005-06 年

割当年	開始日	終了日
1988-89	1988 年 10 月 1 日	1989 年 9 月 30 日
1989-90	1989 年 10 月 1 日	1990 年 9 月 30 日
1990-91	1990 年 10 月 1 日	1991 年 9 月 30 日
1991-92	1991 年 10 月 1 日	1992 年 10 月 31 日
1992-93	1992 年 11 月 1 日	1993 年 10 月 31 日
1993-94	1993 年 11 月 1 日	1994 年 10 月 31 日
1994-95	1994 年 11 月 1 日	1995 年 12 月 15 日
1995-96	1995 年 12 月 16 日	1996 年 12 月 15 日
1996-97	1996 年 12 月 16 日	1997 年 11 月 30 日
1997-98	1997 年 12 月 1 日	1998 年 11 月 30 日
1998-99	1998 年 12 月 1 日	1999 年 11 月 30 日
1999-00	1999 年 12 月 1 日	2000 年 11 月 30 日
2000-01	2000 年 12 月 1 日	2001 年 11 月 30 日
2001-02	2001 年 12 月 1 日	2002 年 11 月 30 日
2002-03	2002 年 12 月 1 日	2003 年 11 月 30 日
2003-04	2003 年 12 月 1 日	2004 年 11 月 30 日
2004-05	2004 年 12 月 1 日	2005 年 11 月 30 日
2005-06	2005 年 12 月 1 日	2006 年 11 月 30 日

## 韓国SBT漁業のレビュー

海洋漁業省  
大韓民国

### 序文

みなみまぐろ(SBT)漁業は、韓国の遠洋水産業界がもっとも最近開発したまぐろ漁業である。韓国のはえ縄船団によるSBT漁獲量は、1998年にピークに達し、2005年まで減少が続いている。漁獲量の魚種組成は、2004年には総漁獲量の17%、2005年には17.5%が対象魚種として計上され、残りはマグロ類、カジキ類、サメ類及びその他魚種で構成されていることを示している。韓国はえ縄船団は、はえ縄漁業による海鳥の混獲を減らすためのトリ・ラインを自主的に搭載している。

### SBT漁業のレビュー

#### 船団規模及び分布

韓国のSBT漁業は、メバチ及びキハダを対象とする熱帯水域から数隻のはえ縄船が転換し、1991年に開始された。したがって、この漁業は当初韓国水産業界にとって魅力あるものではなかったが、市場価格が上昇したため、はえ縄漁船の数は急速に増加し、1998年には最大の19隻という規模に達した。しかし、業界による自発的規則により、SBT漁業の年間船団規模は、それ以来16隻を超過することがなく、実際のはえ縄漁船の数は、2004年に6隻、2005年に7隻であった。SBTを漁獲対象とする漁船の年間隻数は、日本の市場価格及び漁場の漁獲条件に大きく依存している。

#### 漁獲量及び努力量の分布

韓国のSBTはえ縄漁業の漁期は、通常3月に始まり11月か12月に終了する。3月から7月又は8月までの前期には、通常、韓国のはえ縄船は南アフリカ沖のインド洋西部の公海で操業しており、時折、南東大西洋に操業を拡大、一方、後期には、西オーストラリア沖の東部インド洋へと移動する。漁獲パターンと漁場は、1991年を除き、過去10年間の漁業経緯についてほとんど変化していないが、2004年及び2005年において、10月まで西部及び中央漁場からもある程度の漁獲があった。

2005年は、16隻の登録はえ縄漁船のうち7隻がSBTを漁獲し、2004年から71%減となる33トン(製品重量として報告)の漁獲をあげた。これは、主として、漁場の移

動及び韓国はえ縄船の大部分がメバチ、キハダを対象として南アフリカのEEZ内で操業したためである。

SBTに関する韓国はえ縄漁業の努力量当たり漁獲量は、1994年のピーク時の8.4尾/1,000鈎から、減少傾向を示している。しかし、近年、CPUEは、概ね2.3から4.1尾/1,000鈎の間で安定している。2004年及び2005年のCPUEは2003年に比べ減少した。

### 各船に対する漁業の監視

漁業統計は、暦年で収集、報告される。ログブックに基づく漁獲量及び努力量のデータは、1977年に法定化された漁業データ収集システムを通じ、規定通り収集される。この国内規則にしたがって、遠洋漁船は、操業終了後30日以内(国内基地)又は60日以内(外国基地)に、国立漁業調査開発研究所(NFRDI)に対し、漁業活動の報告を提出しなければならない。

韓国政府(MOMAF)は、2002年に、まぐろ漁業を含む遠洋漁業についての漁業オブザーバー計画に着手した。この計画の目的は、関係する地域漁業機関の要件を満たすことにあり、それゆえ、訓練されたオブザーバーの任務は、漁業機関の条約に定められた要件と同様となっている。

2004-2005年は、2名のオブザーバーが、南アフリカのEEZ及びモザンビーク近海で操業する韓国SBTはえ縄漁船にそれぞれ配置された。科学的オブザーベーションは、2004年8月中旬、2005年11月から、それぞれ約2ヶ月間続けられた。航海の間、オブザーバーは対象及び混獲魚種の漁獲を監視した。本年はより多くのオブザーバーが配乗されることとなろうが、SBT漁業に関する科学的オブザーベーションは、実稼働漁船が限られているため、現在、より困難となっている。

### 海鳥

漁業者によれば、投縄時に、ある種の鳥(未確認)にたいいてい遭遇するという。しかしながら、海鳥の混獲に関する文書は利用可能ではない。科学的オブザーベーションの航海中、オブザーバーは、夜明け前の投縄、トリ・ラインの搭載及び解凍餌といった海鳥の食いを避けるための船上におけるいくつかの自主的な取り組みにもかかわらず、海鳥の偶発的漁獲を報告した。

### その他の非対象魚種

サメ類のデータは、船上における詳細の確認は、良い指導書や生態学の知識を持ち合わせない漁業者にとって困難であるため、“サメ”カテゴリーに収められるのが通例である。漁業者の同定によれば、ヨシキリザメ類やアオザメ類が優占種のように

ある。科学的オブザーベーションの航海中、ヨシキリザメ類及びアオザメ類が優占していた。

表 1. ミナミマグロを対象とした韓国はえ縄漁業の魚種組成 (%)

年	単位	SBT	ALB	YFT	BET	BUM	STM	SWO	SKJ	SHA	OTH	合計
<b>1998</b>	重量	320.7	11.5	3.0	10.6	0.7	0.1	6.0	0.1	3.8	0.0	338.4
	%	94.8	3.4	0.9	3.1	0.2	0.0	1.8	0.0	1.1	0.0	
<b>1999</b>	重量	564.4	5.9	103.5	4.3	0.9	0.5	5.9	0.0	4.9	0.2	690.5
	%	81.7	0.9	15.0	0.6	0.1	0.1	0.9	0.0	0.7	0.0	
<b>2000</b>	重量	234.3	5.6	0.2	1.3	0.0	0.1	1.0	0.0	0.8	0.0	243.3
	%	96.3	2.3	0.1	0.5	0.0	0.1	0.4	0.0	0.3	0.0	
<b>2001</b>	重量	333.2	1.4	0.0	0.6	0.0	0.0	0.0	0.0	27.0	39.2	401.5
	%	83.0	0.3	0.0	0.2	0.0	0.0	0.0	0.0	6.7	9.8	
<b>2002</b>	重量	592.9	21.2	6.1	31.6	0.3	0.0	10.0	0.0	2.9	9.6	674.6
	%	87.9	3.1	0.9	4.7	0.0	0.0	1.4	0.0	0.4	1.4	
<b>2003</b>	重量	96.3	16.7	92.3	11.6	0.2	0	3.3	0	0.4	0	220.8
	%	43.6	7.6	41.8	5.3	0.1	0	1.5	0	0.2	0	



<b>2004</b>	<b>重量</b>	80.3	72.2	71.9	205.7	3.4	0.5	23.6	5.5	8.3	0.9	472.3
	<b>%</b>	17.0	15.3	15.2	43.6	0.7	0.1	5.0	1.2	1.8	0.2	
<b>2005</b>	<b>重量</b>	17.5	45.5	184.9	113	0.5	0.5	9.3	0	3.0	0.4	374.6
	<b>%</b>	4.7	12.1	49.4	30.2	0.1	0.1	2.5	0	0.8	0.1	

SBT: ミナミマグロ ALB: ビンナガ YFT: キハダ BFT: メバチ BUM: クロカジキ SWO: メカジキ SKJ: カツオ SHA: サメ OTH: その他

### 海産哺乳類及び爬虫類

韓国SBTはえ縄漁業が偶発的に捕らえた海産哺乳類又は爬虫類のデータは利用可能ではない。2004年の科学的オブザベーションの航海中、鯨類を4回視認したことが報告されている。

### 海鳥及びその他混獲種を最小にとどめる緩和措置

#### 現行措置

##### 各船の義務的措置

現在、韓国政府は、まぐろはえ縄漁業による海鳥の偶発的漁獲を減ずるための義務的措置を講じていない。しかしながら、海洋漁業省(MOMAF)は、はえ縄漁業の海鳥及びサメ類の混獲を削減に資する国家行動計画を作成中である。NPOA-IUU漁業については終了しており、2005年にFAOに報告した。

##### 各船の自主的措置

韓国政府による海鳥の混獲削減の義務的措置がないなかで、漁業者は自主的にトリ・ラインと呼ばれる海鳥への妨害装置を採用している。漁業者からの聞き取りによれば、韓国のはえ縄船は、1990年代に、餌付きの鈎から海鳥を離す目的でトリ・ラインを自主的に装備し始めた。漁業者は、投縄時に海鳥の餌への接近を妨害することは、海鳥の死亡数を減少するだけでなく、彼らの漁業にとっても餌の減耗と努力量の喪失について、有益であると理解している。

2005年、MOMAFとNFRDIは、最新の情報とまぐろ漁業における混獲種の検索表を通じて、漁業者をサポートするために、ガイドブックとポスターを配布した。

## 開発及び試験中の措置

### **普及啓蒙活動**

まぐろはえ縄漁船による海鳥及び海亀の死亡を回避又は削減するため、それらの種に関する情報及びリリースの手引きについてガイドブック及びポスターを、2005年、まぐろはえ縄船を含む漁船に配布した。

### **教育**

NFRDIは、漁船の船長が航海の前に、はえ縄漁業団体を訪れた際、彼らのためにトレーニングセッションを開いている。セッションは、漁業活動の報告、対象魚種及び国際的な規制の導入などを幅広く包括している。また、混獲の報告の重要性も重要視され、奨励されている。

## 2004/2005年の台湾SBT漁業のレビュー

### 1. 序文

台湾は、1970年代からミナマガロ（以下、SBT）を漁獲している。一部はミナマガロを対象とした季節的な漁業により、また一部はビンナガ漁業の混獲種として漁獲されている。ミナマガロを対象とした季節的な漁業は、主に超低温冷凍庫を装備したはえ縄船によって行われており、6月から9月までと10月から翌年2月までの2期間に、南緯30-35度の海域で操業している。今までのところ、通年の操業は行われていない。2005年の年間総漁獲量の予備的な推定値は903トンで、2004年よりも395トン少ない。2004年に割当量を158トン超過したため、2005年の漁獲制限は982トンに設定された。

### 2. 努力量に関する操業上の制約

#### *規制措置*

台湾は、2002年にCCSBT拡大委員会のメンバーとなり、1,140トンの国別漁獲割当に合意した。SBTを季節的对象とする漁業及び混獲とする漁船に区分され、2つの漁業の個別漁船に対し個別漁獲枠を与えている。各漁船は、対象又は混獲漁業として、台湾マグロ協会に登録することが義務づけられ、これらの漁船はSBTの漁獲の前に政府の許可を受ける必要がある。2005年には、年間漁獲量の約98%が季節的对象漁船に割り当てられ、残り2%が混獲漁船に割り当てられた。

SBTの漁獲情報を速やかに収集し、総漁獲割当量を超過しないよう管理するため、1996年以降、SBTを漁獲するすべての漁船は、SBT漁獲重量と漁獲地点を毎週漁業当局に報告することが義務づけられている。この制度は、2002年により正確な漁獲情報を集めるために改善され、体長測定も報告されるようになった。2000年6月、台湾は、CCSBTが採択した貿易情報スキーム(TIS)の要件をみたす輸出用SBTに対するTISを導入した。2002年から、SBTを漁獲するすべての漁船は、監視センターに適宜漁船の位置を送信する衛星を利用した漁船監視システム(VMS)を搭載することが義務づけられた。科学委員会が指摘したSBT産卵場での操業は禁止されており、産卵親魚資源を保護するため、同水域からの漁獲物についてはTISを発行しないこととしている。

### 3. 漁獲量及び努力量

2005年漁期のSBT漁獲制限は982トンと設定され、季節的対象漁業と混獲漁業を含む65隻の実稼働漁船による漁獲実績は903トンであった。台湾のSBT漁獲量のおよそ94%がインド洋南部と中部で漁獲され、6%が大西洋の東境界線に及ぶインド洋南部及び西部で漁獲された。

#### 4. 過去の漁獲量及び努力量

1980年初頭のSBTの年間漁獲量は、250トン以下と比較的小規模であった。まぐろはえ縄船団の拡大及び漁場の開発に従い、年間漁獲量は顕著な増加をみた。1989年から1992年までの間、SBTの年間漁獲量は1,100トン超と著しく増加、うち1/4が流し網漁業によるものであった。1992年12月31日の世界の海洋の公海における大規模流し網漁業のグローバル・モラトリアムを求めた国連総会決議 46/215に従い、公海上での流し網漁業が1993年に禁止されて以降、SBTの年間漁獲量は一定のレベルまで減少し、過去10年間のSBTの年間漁獲量は800トンから1,600トンで推移している(表1)。

#### 5. 年間の船団規模及び分布

2005年には、65隻のはえ縄漁船がSBT漁業に従事し、その大半がインド洋で操業した。漁場は主に南緯20°から40°の水域で、6月から9月はインド洋の南部から中部に分布し、10月から翌年2月までの期間は大西洋の東境界線に及ぶインド洋南部及び西部に分布していた。

#### 6. 過去の船団規模及び分布

1993年の流し網漁業禁止の結果、SBT ははえ縄漁業のみによってインド洋を中心とする3大洋で漁獲された。漁船からの週間報告及び貿易業者の情報によれば、約140隻の台湾遠洋はえ縄漁船が1998年から2002年までの各年にSBTの水揚げを行い、その大半がインド洋で操業していた。

#### 7. 漁業の監視

以下の措置を通じて、漁業の理解を深め、監視を強化するための多大な努力が払われてきている。

1. SBT漁獲に関する週間報告を台湾マグロ協会経由で漁業署に提出することが義務付けられている。

務づけられている。2002年以降、SBT統計証明の申請に際し、週間報告に毎日の漁獲量、漁獲位置及び投棄量といった情報を提供することが義務づけられた。

2. 2002年4月から、漁船の位置を監視するため、SBTを漁獲する漁船はVMSを搭載することが義務づけられた。
3. SBT漁業に関する試験的な科学オブザーバー計画が2002年に開始された。2005年のオブザーバー・カバー率は漁獲尾数の11.3%であった。
4. 最新かつ詳細な漁獲情報を収集するためTISが実施されている。TIS文書の申請に際し、申請者は貨物運搬業者が発行した転載書類も提出することが義務づけられている。日本での水揚げの後、申請者は漁獲統計のさらなる検証のため、日本の税関が発行した報告書を漁業署に提出することとなっている。

## 8. その他の要因

### 市場

2005年、台湾漁船が漁獲した大半のSBTは日本の刺身市場に輸出された。国内消費は10.5トンであった。

### 海鳥の緩和措置

2006年5月、漁業署ははえ縄漁業における海鳥の偶発的漁獲を削減する国内行動計画(NPOA-Seabirds)を公表、同時に南緯28°以南の海域において操業するはえ縄漁船に対しトリラインの搭載を必要要件とする規則を導入した。

表 1. 1971年から2005年までの台湾遠洋はえ縄漁船及び流し網漁船によるSBTの年間漁獲量（2005年は予備データ）

単位 トン			
年	はえ縄	流し網	合計
1971	30		30
1972	70		70
1973	90		90
1974	100		100
1975	15		15
1976	15		15
1977	5		5
1978	80		80
1979	53		53
1980	64		64
1981	92		92
1982	171	11	182
1983	149	12	161
1984	244	0	244
1985	174	67	241
1986	433	81	514
1987	623	87	710
1988	622	234	856
1989	1,076	319	1,395
1990	872	305	1,177
1991	1,353	107	1,460
1992	1,219	3	1,222
1993	958		958
1994	1,020		1,020
1995	1,431		1,431
1996	1,467		1,467
1997	872		872
1998	1,446		1,446
1999	1,513		1,513
2000	1,448		1,448
2001	1,580		1,580
2002	1,137		1,137
2003	1,128		1,128
2004	1,298		1,298
2005*	903		903

## ニュージーランドの SBT 漁業のレビュー

### 1. 序文

国内のみなまぐろ(SBT)漁業は開始以来、EEZ の中で、手釣り、ひき縄及びはえ縄により行われてきた。近年では、ほとんどの SBT が表層はえ縄漁業により漁獲されており、ごく一部がひき縄又はホキを対象とした中層トロールにより混獲されている。国内漁業は様々な漁船によって行われており、これには数多くの個人所有の小型船、超低温機能を備えた何隻かの外国製の大型漁船及び 4-5 隻のニュージーランドに用船された日本の大型はえ縄船が含まれる。2004 年まで、用船された漁船及びニュージーランド漁船とともに、ニュージーランドに割り当てられた漁獲量を互いに競合しながら漁獲していた。

ニュージーランドの漁業年は 10 月 1 日から始まり、翌年 9 月 30 日に終了する。SBT は 3、4 月から 8 月又は 9 月まで季節的にニュージーランド水域に出現する。漁場は北島東岸沖南緯 42 度及び南島西岸沖南緯 42 度の二つである。南東西岸沖のはえ縄はもっぱら SBT を主対象にしており、北東東岸沖よりも SBT の高い釣獲率となっている。

2004 年 10 月 1 日から、漁獲枠管理制度(QMS)がミナマガロにも適用されるようになり、総商業漁獲可能量(TACC)は 413 トンと設定された。ニュージーランドの国別漁獲枠は 420 トンであり、残りは遊漁者、原住民、及びその他の死亡要因に当てられている。QMS の導入により、従来の「オリンピック」方式が変更され、また船団の整理統合につながったと見られている。

2004/05 年の漁獲量は過去 10 年間で最低であった(264 トン)が、その主な要因として 2 点が指摘されている。1 つはニュージーランドはえ縄漁業への新規加入魚の欠如にともなう漁獲されやすい資源量の低下、もう 1 つは国内船団及び用船船団の両方におけるはえ縄努力量の減少である。

### 2. 努力量に対する操業上の制約

#### 自主的な措置

1994 年以降、ニュージーランドの水産業界は、はえ縄漁業に関する「行動規範」に記載されているとおり、自主規制を実施してきた。漁具の仕様、環境基準、操業上の慣行、閉鎖水域などの規制が含まれる。これらの措置は以下を最小限にとどめることである。

- 混獲(例：海鳥及び海産哺乳類)
- 20 kg 以下の SBT の漁獲
- 他の国内まぐろ漁業への影響
- SBT はえ縄船間の漁具競合

「行動規範」に含まれていないその他の自主的な措置として、水域ごとの漁獲制限、海鳥が一定のレベルに達した場合の操業海域の変更、複数のトリ・ラインの使用及び規定以上の長さのラインの使用、夜間の投縄、海鳥を威嚇するための空気銃の使用などがある。

## 規制措置

ニュージーランドは、先に合意された国別漁獲制限の 420 トン(原魚重量)を引き続き課しているが、現在ではニュージーランド漁業において知られているすべての漁獲死亡に対しこの制限が適用されている。2004/05 漁期の前は、この漁獲制限がすべてのライセンス保有者間の競争的な制限となっていた。規則では年間の漁獲枠を規定し、漁獲制限に達した後の SBT の漁獲は違反となる。漁獲制限はニュージーランド漁業水域の内外において、10 月 1 月から 9 月 30 日までの「漁業年」に適用される。漁獲制限を超過した場合には、翌年に超過分が差し引かれる。

2000/01 年漁期の半ばまで、SBT の漁獲枠は SBT(*Thunnus maccoyii*) 及び太平洋クロマグロ(以前は *Thunnus thynnus*、現在は *Thunnus orientalis* と認められている)の双方に適用されていた。太平洋クロマグロに対する漁獲枠の制限は、この種が別個の種として確認され、形態学上の特徴及び DNA 分析により SBT と容易に区別できることが確認された 2000/01 年漁期末頃に撤廃された。2001 年 6 月までの SBT 水揚げ報告は、両種が SBT 漁獲枠内で算定されたにも関わらず、クロマグロ及び SBT に区別された。クロマグロとして報告された漁獲は太平洋クロマグロであった可能性が高い。クロマグロ(*Thunnus thynnus*) に対する漁獲枠規制は 2002 年に撤廃された。

SBT は 2004 年 10 月 1 日付けで、ニュージーランド漁獲枠管理制度(QMS)に導入された。QMS 管理へ移行した結果、ニュージーランドの SBT 漁業管理において何点か改善が見られた。漁獲量の監視を改善するため、3 種類の漁獲報告が義務づけられた(漁獲量、努力量及び水揚量、割当に対する漁獲量並びに漁獲物受取者の報告)。漁獲枠内の SBT 漁獲量を遵守しない漁業者に対しては多額の罰金が課せられることから、超過漁獲の可能性が抑えられている。さらに、漁期の拡大に合わせ、SBT が最も漁獲に適している時期に努力が集中することが期待されている。

太平洋クロマグロについても、2004 年 10 月から QMS が導入され、商業漁業の総許容漁獲量は 116 トンと設定された。

### 3. 過去の漁獲量及び努力量

ニュージーランドの SBT 漁業は当初手釣りとひき縄漁業であった。国内はえ縄漁業の開始(1990 年)以来、はえ縄漁業の努力量がひき縄及び手釣りの漁業の努力量にほとんど完全に取って代わった。ひき縄により若干の SBT 漁獲が引き続き行われており、少量の SBT が中層トロール漁業で混獲されている。表 1 に、暦年及び漁業年(10 月 1 日から 9 月 30 日)の SBT 総漁獲量をまとめた。

暦年、水域別の用船船団の努力量を図 1 に示した。大半の努力量が南東西岸沖に投下されている。2001 年から 2004 年の間、北島東岸沖漁場において SBT を対象となることはなかった(SBT 漁獲なし)。2005 年には、2 隻の用船が漁期後半に北島東岸沖で操業し、南島西岸沖より高い釣獲率をあげた。暦年、水域別の国内船団のはえ縄の努力量を図 2 に示した。1995 年から 2003 年にかけて両水域において努力量が急激に増加したが、それ以降、特に南島西岸沖で減少している。

すべての水域における漁船のノミナル CPUE を図 3 に示した。1997 年から 2002 年にかけて、用船の CPUE は平均で 1000 鈎当たり 3 尾の SBT であった。新規加入群の不足に関連して、CPUE は 2003 年において劇的に減少し、2004 年及び 2005 年においても歴史的低位にある。CPUE の若干の増加が 2005 年に見られたが、北島東岸沖漁場における努力量が増加したためである。国内漁船の CPUE は用船の CPUE と似たパターンで推移しているが、過去において上回ったことはない。



#### 4. 年間の船団規模及び分布

用船船団は主として南島西岸の南緯 42° 以南の水域で操業し、小型の国内操業船は主として北島東岸の南緯 42° 以北の水域で操業している。また、SBT はプレンティアー湾のメバチ対象漁業において混獲される。SBT の漁期は、両水域において基本的に同時期で、3/4 月に始まり通例 7 月に終了する。

用船の漁獲努力量及び SBT 漁獲量の空間的な分布を図 4 及び 5 に示す。用船の漁獲と努力量の大半は南島西岸沖に存在するが、2005 年には西岸沖の釣獲率が低調であったため北島東岸沖にいくらかの努力量が見受けられる。

国内船団の漁獲努力量及び SBT 漁獲量の空間的な分布を図 4 及び 5 にあわせて示した。大部分の対象努力量が北島東岸沖にあるが、主に 1 隻の大型国内漁船による実質的な国内漁業は従来南島西岸沖で操業していた。歴史的に、東岸の努力量の大半が、イースト・ケープの南側に投下されていたが、2004 年の QMS への SBT 導入後、努力量はイースト・ケープ水域周辺へより分布し、若干遅れて出現した(およそ 1 ヶ月)。

また、SBT 漁期外に操業するかなりの国内漁業がある。この漁業の努力量は分布のより北側となっており、少量の SBT を混獲する。漁獲(努力量に比べて)は、2005 年以前の北島東岸漁業と比較して、南島西岸漁業においてより比例して得られたものの、漁獲の分布は対象努力量と類似している。

SBT を漁獲する漁船隻数のピークは 2002 年であり、以降 2005 年にわずか 58 隻まで減少した。2006 年においてはさらに減少することを見込んでいる(表 2)。2005 年には、わずか 2 隻の用船がニュージーランド漁業水域において SBT を漁獲したが、これは近年で最も少ない。

#### 5. 過去の船団規模及び分布

SBT 漁業は、1980 年代初めに冬季の小型漁船からの手釣り及びひき縄漁業として、南島の西岸でスタートした。ニュージーランドの大半の操業は 7 月と 8 月に行われた。これらの漁法による漁獲は縮小し、手釣りの漁期が始まる前に SBT 漁獲枠の大半が競合して漁獲するはえ縄船で漁獲されるようになった。1980 年代から 1990 年代中盤の間、外国許可(日本)のはえ縄船が、ほとんどののはえ縄操業を行っていた。しかし、漁獲率の低下、漁獲可能期間の短縮及び EEZ における操業コストの増加にともない、外国許可船は 1995 年に操業を停止した。1991 年に国内のはえ縄漁業が開始され、漁船数は徐々に増え、2002 年には 150 隻以上となったが、現在では 58 隻を下回るまで減少している。

#### 6. 漁業監視

##### オブザーバー・カバー率

ニュージーランドは、国内及び用船のはえ縄漁船を包含する科学オブザーバー計画を有している。用船のすべての航海には、最低 1 名のオブザーバーが当てられ、一方、国内船団の目標カバー率レベルは、漁獲量の 10%を反映する努力量の 10%となっている。

2004 年には、12 名のオブザーバーを雇用、配置し(用船 4 隻、国内漁船 10 隻に展開)、2005 年は、10 名のオブザーバーを配置した(用船 2 隻、国内漁船 9 隻に展開)。カバー率は、監視される漁獲量(尾数)及び釣数の割合の 2 つの方法で評価される。漁獲量については、2004 年及び 2005 年において用船の漁獲の 98%超が監視(測定)された。国内船団については、2004 年に漁獲の 15%を監視したものの、2005 年はわずかに 9%であった。努

力量については、用船の釣数の 90%超が監視された。国内船団については、2004 年は努力量の 15%、2005 年は 12%が監視された。

#### *RTMP カバー率*

QMS による SBT 管理以前は、漁業省が SBT について漁期内の漁獲監視制度を実施してきた。この制度では、陸上の加工業者及び冷凍船(すべての用船も含む)が漁期中、漁獲量を漁業省に電子メール又はファックスで報告することが義務づけられている。漁獲割当の 25%に達した時点で週ごとの報告、50%に達した時点で毎日の報告が義務づけられている。漁業省は漁獲割当になるべく近い時点で漁期を終了するように、これらの報告の収集と分析を行う。漁期終了の通知はすべての SBT 漁業許可保有者に通知され、漁業年の残りの期間に SBT を漁獲することは違反となることが伝えられる。

2004 年 10 月 1 日から、ニュージーランドで漁獲枠を持つ他のすべての魚種に適用されている漁獲監視及び漁獲調整制度を SBT にも適用することになった。漁業者は毎月の漁獲収益を提示することが義務づけられ、これを個別の漁獲枠資格と照らし合わせる。漁獲枠以外の範囲で SBT を漁獲した漁業者には(月ごとに)罰金が科せられる。漁業者は漁業年末までに漁獲量と漁獲枠を調整する猶予が与えられるが、調整しなかった場合に罰金がさらに増える。漁業全体の漁獲量は年間ベースで査定し、ニュージーランドの国別割当と漁獲量の調整を次年度以降に行う。

#### *生物学的情報*

漁業省の科学オブザーバー計画のオブザーバーは、漁獲の特徴を確認するため、SBT 及び混獲種の生物学的データを収集する責任を持つ。SBT 及び主要な混獲種の体長、体重(製品重量及び全重量ともに)及び性別が通常記録される。

また、用船に乗船するオブザーバーは可能な限り多くの SBT の耳石を収集している。自国船は小型かつ異なる加工方法であるため、今のところ自国船から耳石を収集することは実現されていない。2004 年には、1153 尾の SBT から耳石を収集したが、2005 年にはわずか 429 尾に終わった。2004 年に比べ低調な数字であったのは、2005 年にはわずか 2 隻の用船しかなかったからである。2004 年の耳石のサブサンプルはすでに年齢査定を終えたが、2005 年の収集分については現在実施中であり、本年終盤に終えるであろう。

## 7. その他の要因

#### *輸入/輸出統計*

SBT の輸出に関する統計は税関がまとめ、統計省が要約する。輸出統計はニュージーランド・シーフード業界協議会でさらにまとめられ、ニュージーランド漁業の経済評価のためにデータベースとして維持される。

#### *市場*

EEZ で漁獲された SBT の唯一の市場は日本の刺身市場であり、国内消費はごくわずかである。

#### *緩和措置*

ニュージーランドの規則では、すべてのまぐろはえ縄船は海鳥威嚇装置(トリ・ライン)を使用することが定められている。トリ・ラインの最低基準は CCAMLR が当初設定したのと同じである。国内水産業界には、すべてのまぐろはえ縄船で夜間の投縄を行うこと、また大型まぐろはえ縄船では「リスクがある」海鳥の偶発的総死亡量に限度を設定するなど、自主的な行動規範を設けている。ニュージーランドは、現在、FAO の海鳥

に関する国際行動計画に対応するため、承認された海鳥に対する国家行動計画を実施している。

#### *遊漁及び原住民による SBT の漁獲*

ニュージーランド水域における SBT を対象とした遊漁は限られたものである。北島及び南島の双方からの遊漁漁獲の記録がある。マオリ族による非商業的漁獲の推定はない。しかし、ニュージーランドの国別配分の一部が、遊漁及び先住民による漁獲の分をカバーするための許容量として提供されている。

#### *IUU 漁業に関する決議及び CCSBT 漁船記録に関する決議*

ニュージーランドは、CCSBT 事務局に許可漁船リストを提示し、必要に応じて記録を更新できるシステムを導入した。リストにはニュージーランド船籍で、ニュージーランド漁業水域で SBT を漁獲できる許可を得ているすべての登録漁船が含まれている。SBT の漁獲はすべて記録され、ニュージーランド漁獲割当管理制度の一環として設置された制度のもとで監視されている。ニュージーランドで登録された漁船が IUU 漁業に従事していることを示唆する情報はない。ニュージーランドの企業に用船された外国船については、CCSBT 拡大委員会のメンバーでなければ SBT を漁獲してはいけないという手続きが設定されている。外国船がニュージーランド漁船として登録を受けるためには、過去の遵守歴について個々の査定を受けなくてはならない。

表 1. 暦年及び漁業年(10月1日から9月30日)ごとのニュージーランドの漁業水域における SBT 漁獲量(原魚重量、トン)

年	暦年	漁業年
1980	130.0	130.0
1981	173.0	173.0
1982	305.0	305.0
1983	132.0	132.0
1984	93.0	93.0
1985	94.0	94.0
1986	82.0	82.0
1987	59.0	59.0
1988	94.0	94.0
1989	437.2	437.1
1990	529.2	529.3
1991	164.5	164.5
1992	279.2	279.2
1993	216.6	216.3
1994	277.0	277.2
1995	436.4	434.7
1996	139.3	140.4
1997	333.7	333.4
1998	337.1	333.0
1999	460.6	457.5
2000	380.3	381.7
2001	358.5	359.2
2002	450.3	453.6
2003	389.6	391.7
2004	393.3	394.0
2005	263.8	263.8

表 2. 暦年及び漁業年(10月1日から9月30日)ごとのニュージーランドの漁業水域において SBT を漁獲する漁船隻数

年	暦年 漁船隻数	漁業年 漁船隻数
2001	132	132
2002	151	155
2003	132	132
2004	99	101
2005	57	58

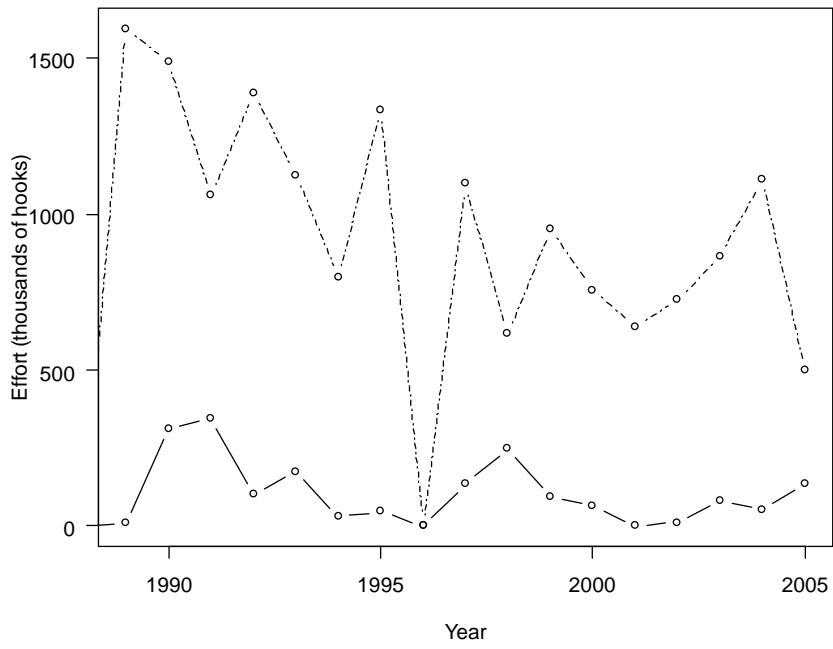


図 1. 北島東岸沖(実線)及び南島西岸沖(破線)の用船による努力量(1000 鈎)。北島東岸の SBT を対象としない努力量を含む。

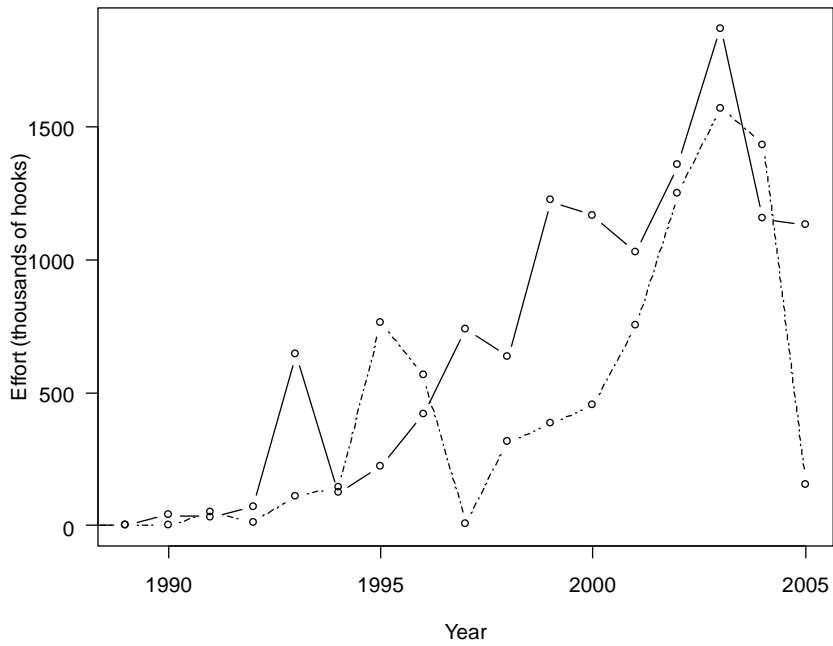


図 2. 北島東岸沖(実線)及び南島西岸沖(破線)の国内漁船による努力量(1000 鈎)。対象努力量は SBT を対象又は漁獲したセットの鈎数。

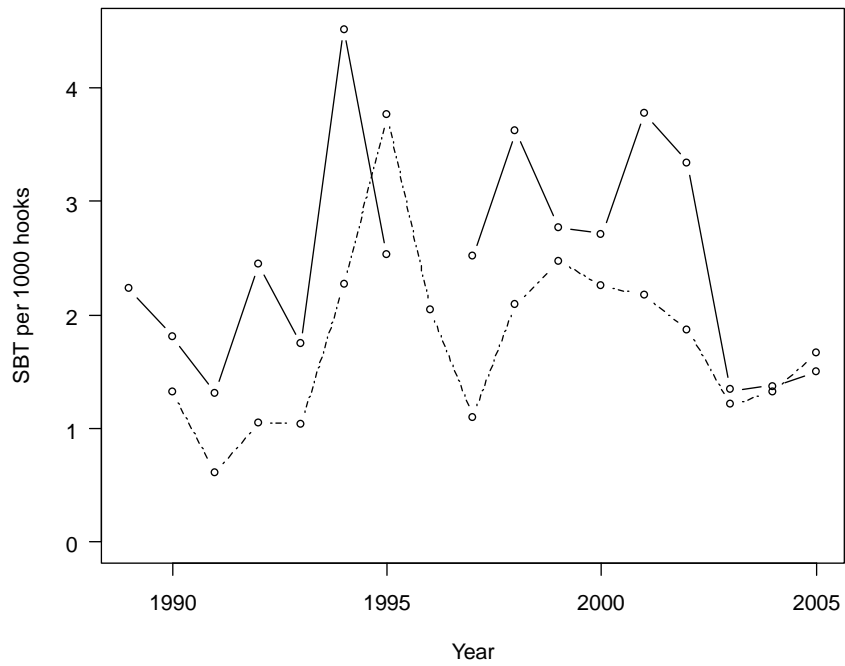


図 3. 暦年ごとの用船(実線)及び SBT を対象又は漁獲したセツの努力量に基づく国内はえ縄漁船(破線)の CPUE(1000 鈎当たりの SBT 尾数)。

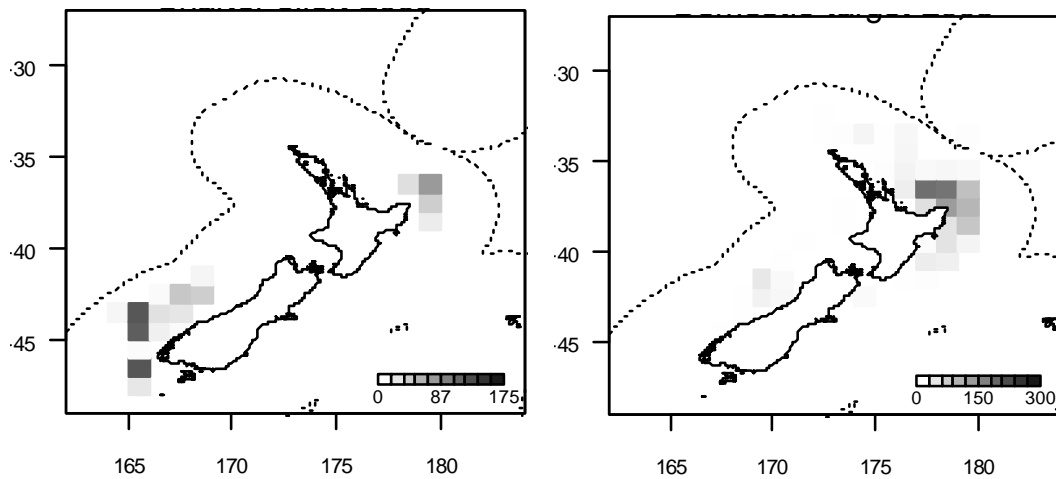


図 4. 2005 年における用船(左図)及び国内漁船(右図)のはえ縄努力量の分布(1 度区画当たりの 1000 鈎)。

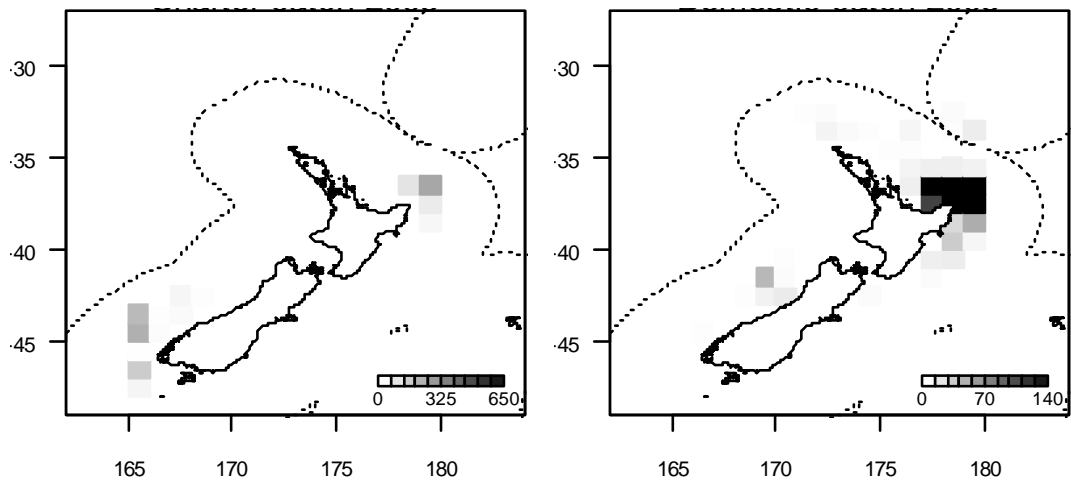


図 5. 2005 年における用船(左図)及び国内漁船(右図)のはえ縄漁獲量の分布(1 度区画当たりの尾数)。

## 2005 年漁期の日本の SBT 漁業のレビュー

### 1. 序文

2005 年の我が国のみなまぐろ（以下、SBT）の漁獲量は 7,855 トンで、我が国割当量の 6,065 トンを 1,790 トン超過する結果となった。我が国は、この超過漁獲を真摯に受け止め、今後、漁獲超過が再発しないように抜本的な管理制度の改正を行った。新制度は、漁業者別・漁船別の漁獲割当とするとともに、魚体へのタグ装着義務づけ、水揚げ港を指定する等の内容となっており、2006 年 4 月 1 日に施行した（詳細は別添 3 を参照）。なお、我が国は、2006 年漁期については、自主的に 6,065 トンから 1,542 トンを差し引き、4,523 トンとしている。

### 2. 努力量に関する操業上の制約

2005 年漁期、日本の水産業界は、3 つの操業小海区（タスマニア／シドニー沖公海、ケープ沖公海、インド洋南部の公海）の操業開始日を自主的に設定し、各小海区における合計隻数も制限した。

さらに、日本のまぐろ漁船を監視するため、日本政府は 3 つの海区に漁期前及び漁期終了後に取締船を派遣した。

### 3. 漁獲量及び努力量

2005 年、公海上の 3 漁場における操業実績は、タスマニア／シドニー沖：45 隻、879 トン、漁期終了日 2005 年 7 月 31 日、ケープタウン沖：119 隻、3,687 トン、漁期終了日 8 月 27 日、インド洋南部：58 隻、2,603 トン、漁期終了日 12 月 13 日であった。

我が国漁船から投棄の報告はなかった。また遊漁者による SBT の漁獲報告もなかった。日本のまぐろ漁船が漁獲した SBT は、すべて国内で消費されたものと見なした。

### 4. 過去の漁獲量及び努力量

- (1) 2000 年漁期、日本政府は自主的に漁獲枠を、1997 年に合意された国別漁獲枠の 6,065 トンから 1,487 トン差し引いた 4,578 トンに設定した。しかし、ITLOS の暫定措置が 2000 年 8 月に覆されたため、2000 年 9 月に自主的な漁獲枠を 6,065 トンに変更した。2000 年漁期の実績は 6,027 トンであった。
- (2) 2001 年漁期については、暫定的な漁獲枠として 6,065 トンで操業を開始し、その後日本政府は他の関係メンバーと協議した結果、自主的な漁獲枠を 6,421 トンとした。2001 年漁期の実績は 6,647 トンであった。



- (3)2002 年漁期は、暫定的な漁獲枠として 6,065 トンで操業を開始し、実績は 6,192 トンとなった。
- (4) 2003 年漁期においては、日本政府は自主的に漁獲枠を 6,065 トンから 226 トン差し引き、5,839 トンと設定した。漁獲実績は 5,770 トンであった。
- (5)2004 年漁期は、6,065 トンから 2002 年漁獲超過の 127 トンを差し引き、2003 年の未使用分 69 トンを追加し 6,007 トンとした。漁獲実績は 5,982 トンであった。

## 5. 年間の船団規模及び分布

2005 年漁期の SBT を対象に操業した漁船数は 168 隻であった。タスマニア／シドニー沖の公海で操業した漁船は 45 隻、ケープタウン沖が 119 隻、インド洋南部は 58 隻であった（3 海域ののべ合計隻数は 222 隻）。

## 6. 過去の船団規模及び分布

- (1) 1999 年漁期にはのべ 227 隻の漁船が操業した（1998 年漁期より 30 隻減）。これは日本が FAO で合意された行動計画に基づき、遠洋まぐろはえ縄船を減船したためである。
- (2) 2000 年漁期は、ITLOS の暫定措置に基づく漁獲制減に従い、SBT を対象とする漁船数を 172 隻に削減した。しかし、暫定措置が覆されたことを受け、9 月の漁獲枠が増加したことに伴い、27 隻が追加され、のべ 199 隻の漁船が SBT を対象とした操業を行った。
- (3) 2001 年、2002 年、2003 年、2004 年漁期については、のべ操業隻数はそれぞれ、227 隻、224 隻、221 隻、222 隻であった。

## 7. 漁業監視

2005 年漁期における漁業監視活動以下の通り；

- (1) 日本政府は、業界に対し、漁獲枠を管理するため、SBT を対象とするすべての漁船は 10 日ごとに漁獲量及び努力量の報告を行うよう通達した。
- (2) 日本政府は、漁場への取締船の派遣、無作為に選択した SBT 漁船への科学オブザーバーの乗船、すべての SBT 漁船への VMS 搭載の要請、日本政府に対する漁船位置の日報、漁業を管理・監視するために必要な措置を講じた。
- (3) 3 隻の取締船が SBT 漁場に派遣された。
- (4) 16 名の科学オブザーバーが派遣された。日本の SBT 漁船のオブザーバー・カバー率は、漁船数の 9.9%、釣钩数の 4.9%、SBT 漁獲尾数の 4.0%であった。オブザーバーを派遣するにあたり、総額約 4,344 百万円（395 千 US \$）を要した。

## 8. その他の要因

### 輸入／輸出統計

2005 年に日本に輸入された SBT は 9,774 トン（製品重量）で、2004 年を 1,599 トン下回る結果となった。輸入 SBT の大半は CCSBT メンバーからのものであった（1.

オーストラリア、2.台湾、3.ニュージーランド、4.韓国、5.フィリピン、6.インドネシア)。特にオーストラリアからの輸入は8,740トンとなり、SBT総輸入量の89.4%を占めた。

日本のみまぐる漁業の漁獲量及び漁獲努力量の傾向

		1999	2000	2001	2002	2003	2004	2005
漁獲割当	当初	6,065mt	4,578mt	6,065mt	6,065mt	5,839mt	6,007mt	6,065mt
	修正後		6,065mt(**1)	6,421mt(**3)				
実際の漁獲量		5,354mt	6,027mt	6,647mt	6,192mt	5,770mt	5,982mt	7,855mt
隻数	当初	227 隻	172 隻	227 隻	224 隻	221 隻	236 隻	222 隻
	修正後		199 隻(**2)					

注： SBT の漁期は 3 月から 2 月までである。

(\*\*1) 当初の漁獲割当は、ITOLS が定めた暫定措置が仲裁裁判所により破棄されたため、修正された。

(\*\*2) 当初の隻数は、ITOLS が定めた暫定措置が仲裁裁判所により破棄されたため、修正された。

(\*\*3) 当初の漁獲割当は、関係国と協議した後、修正された。

## 日本のSBT輸入統計

## 国・地域別SBT輸入量(生鮮・チルド・冷凍)

(単位: kg)

	1995 1月-12月	1996 1月-12月	1997 1月-12月	1998 1月-12月	1999 1月-12月	2000 1月-12月	2001 1月-12月	2002 1月-12月	2003 1月-12月	2004 1月-12月	2005 1月-12月
オーストラリア	3,272,990	3,195,903	6,125,027	6,256,201	6,987,421	7,831,621	8,185,820	8,237,206	6,368,352	9,748,627	8,740,606
台湾	1,276,474	1,396,915	516,055	1,481,378	1,611,250	1,357,906	1,478,751	1,005,656	991,599	1,089,597	765,758
韓国	75,836	562,573	671,497	1,649,851	1,056,953	785,426	932,889	954,285	491,446	138,277	51,752
ニュージーランド	202,636	128,249	88,640	120,176	213,576	212,316	199,813	240,338	260,731	228,905	147,431
インドネシア	207,758	317,687	368,634	282,265	310,552	127,012	77,528	181,322	48,825	23,899	23,744
セイシェル					1,129		32,435	176,740			
フィリピン		182		4,415	69,170	15,041	16,197	54,828	44,678	84,897	44,835
中国*	9,183				373	3,738	3,172	15,173	35,004	1,508	
南ア									4,201		
ホンジュラス	146,574	179,918	55,286	144,138	244,423	17,048					
シンガポール	1,968	43,835	17,199	18,936	21,827	3,423					
グアム		680	454	3,673	2,429	1,900					
フィジー	445		396	181	972	526					
赤道ギニア				130,846	32,258	446					
パラオ		569	690		1,073	166					
タイ		333	376		645	125					
ベリーズ	3,380	9,534	278	91,849	39,580						
カンボジア				17,301	4,374						
マレーシア				271	836						
ギリシャ					502						
ウルグアイ	342	102	1,028		186						
トンガ	138				162						
米国	1,320			2,062							
パナマ			212,632								
クロアチア			729							9,980 <sup>1</sup>	
ミクロネシア連邦			195								
モルジブ			163								
ニューカレドニア			119								
ポルトガル			93								
バヌアツ		17,855									
フランス		2,995									
チリ		334									
クック諸島		140									
スペイン	11,061										
チュニジア	124									47,144 <sup>1</sup>	
合計	5,210,229	5,857,804	8,059,491	10,203,543	10,599,691	10,356,694	10,926,605	10,865,548	8,244,836	11,372,834	9,774,126

出典:財務省、日本貿易統計

<sup>1</sup>この数字はクロマグロと考えられることから、全世界SBTの一部ではない。

## 日本の新たな SBT 漁業制度

2006 年 4 月 1 日から施行された新たな制度の概要。

- 新制度は個別の漁船に対し SBT の個別割当システムを採用した。2006 年漁期については、142 隻が個別割当の配分を受けた。
- 漁業者に対し漁獲した個別の SBT にタグを付すことを義務づけるタギングシステムを含み、タグはシリアルナンバーと漁船のコールサインが記されてなければならない。
- また、漁業者は指定された 8 港のみで SBT を水揚げすることが義務づけられ、すべての水揚げされる SBT は水産庁の漁業監督公務員による検査を受けることとなる。
- 新制度では、漁業者のみならず違法に漁獲され水揚げされた SBT と知りながら、購入又は加工した企業(バイヤーや販売業者)も、罪を犯したものとみなされ、罰せられる。罰則は 2 年以下の懲役又は最高 50 万円以下の罰金。
- 重大な違反の場合、当該漁業者は以後 5 年間割当を受けることができない。

Commission for the Conservation of  
Southern Bluefin Tuna



みなまぐる保存委員会

別紙 13

# 第 11 回科学委員会 報告書

2006 年 9 月 15 日  
日本、東京



## SBT漁業のレビュー

## 第7回資源評価グループ会合 及び第11回科学委員会合報告

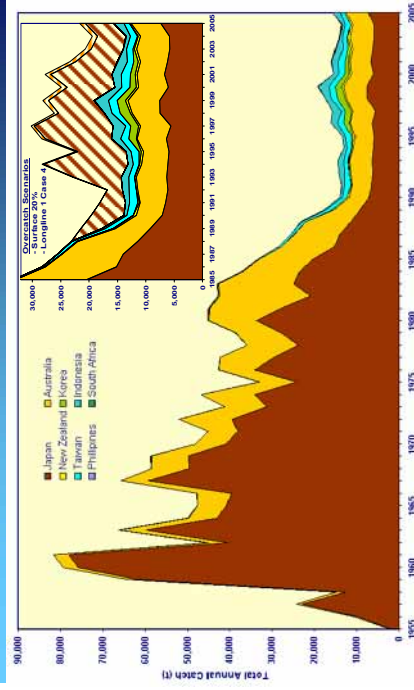
2006年9月4 - 15日、東京



### 漁獲量評価に関連する問題点

- 市場及び蓄養の不調和報告書によって明らかとなった過去の過剰漁獲の科学及び管理への影響は、漁獲量評価に関するほかの何よりもはるかに大きい。
- 過去の過剰漁獲の指摘されている規模は、主要な指標の多くを危険にさらし、デザインされ調整されたSBTオペレーティングモデルの根拠に言を及ぼし、SBT MP案の再評価を必要とさせる。
- 過去の過剰漁獲の規模と原因に関する不確実性を減じ、またオペレーティングモデルを調整するために、妥当な過去の漁獲量とCPUEトレンドの推定値を提供するため力を注ぐ必要があった。
- 漁業指標として用いる正確な漁獲データ及びCPUE指標を将来において主要なSBT漁業分野から得ること並びにMPに用いる信頼しうる豊度指標の提供することを確保することが極めて重要である。

### 全世界SBT漁獲量：1950 - 2005年





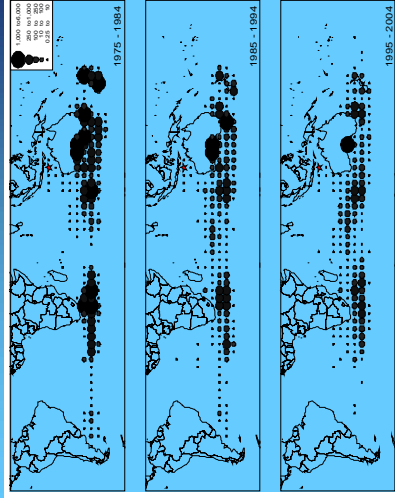
## 漁業指標のレビュー

## 指標における不調和漁獲の影響

指標	不調和漁獲の影響
過去の総SBT漁獲量の推定	影響する
日本のはえ縄漁業のCPUEトレンド	影響する
日本のはえ縄漁業の年/年齢群別CPUE	CPUEに影響する、年齢組成に潜在的に影響する
日本のはえ縄漁業の体長頻度	潜在的に影響する
条約による標識放流 (LI報告率)	潜在的に影響する
ニュージーランドの国内及び用船LL漁業のCPUE及び体長頻度	影響なし
インドネシアの漁獲量、年齢組成及びCPUE	影響なし
漁業独立航空調査	影響なし
商業目視指標	影響なし
音響調査指標	影響なし
ひき縄調査	影響なし



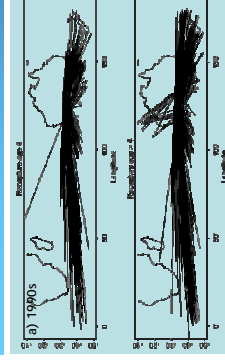
## SBT漁場分布：1975 - 2004年



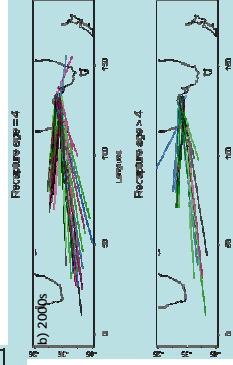
1975年以降、5°区画の漁場数が3分の1減少した。このことが分布の縮減を表すのか、未報告漁獲の結果であるのかは定かではない。



## SBT移動経路：1990年代及び2000年代



a) 1990年代の西オーストラリア及び南オーストラリアにおける条約による標識放流の放流場所及びはえ縄により返却された標識を再捕時の年齢別に示した再捕場所。SBTがかなり東まで回遊することを示している。



b) 2000-2005年の西オーストラリア及び南オーストラリアにおける条約による標識放流の放流場所及びはえ縄により返却された標識の再捕場所、ほとんどがタスマン海以東には回遊していない。





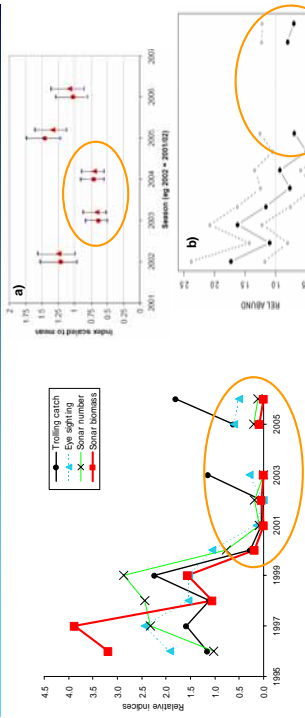
## 加入量指標

- 航空調査: 航空目視調査及び商業目視の指標は、1994-1998レベルを下回る平均加入量の減少といずれも矛盾しない。
- はえ縄CPUE: 日本のノーマルLL CPUEは、2000及び2001年級群が乏しいことを示しているが、2002年級群以降の若齢魚については増加を示している。
- 体長頻度: NZ及び日本のLL漁業における体長頻度は引き続き2000及び2001年加入群が貧弱であることを示唆。
- 標識データ: 近年のSRPタギングからの3歳及び4歳魚について推測された高い死亡率は、それらの年における低い加入量と一致している。

**要約すると、加入量指標は、2000及び2001年級群が貧弱な加入であったこと、及び現在の加入量が1994-1998レベルを下回っているという従前の証拠を引き続き支持している。**



## 加入量指標

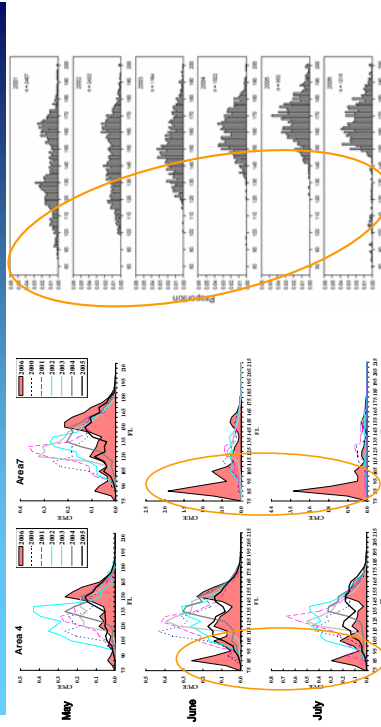


南西オーストラリア沖の7歳魚に関する4つの音響調査の数値は1999年以降加入量が低いことを引き続き示している。

オーストラリア大湾における2-4歳魚のa)商業目視及びb)航空線状調査の豊度は1999年以降低くなっていることを示している。



## 加入量指標



日本のはえ縄漁業2000-2006年における体長組成は、1999-2001年級群から減少していることを示すが、2006年において115cm以上の魚が再び出現している。

ニュージーランドの用艇の体長分布は、1998年のコホートがほとんど見られなかったを示すが、2006年において小型魚が観察される。



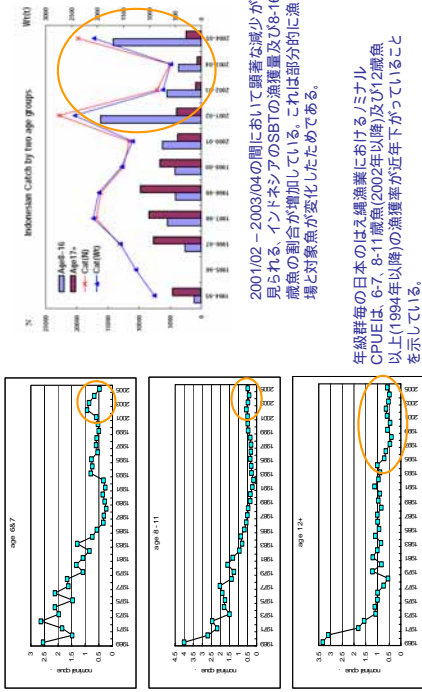
## 産卵親魚資源量指標

•はえ縄漁獲割合\*: 日本のはえ縄漁業における12歳魚又はそれ以上の魚の産卵親魚資源における漁獲割合は引き続き1995年レベルまで落ち込んでいる。日本のはえ縄漁業のCPUEは資源豊度の主要指標となっているため、潜在的な不調和によって産卵親魚資源の状況は昨年より確実に少なくなっている。

•インドネシアの漁獲: インドネシアの漁獲トン数同様にその漁獲におけるSBT割合が増加していることは、SBTを対象とする船団が産卵場の南側に移動したと関係している。この変化は、産卵親魚資源に対する漁獲の年齢と体長の解釈を複雑にしている。



## 産卵親魚資源量指標



## 漁獲可能資源指標

- はえ縄CPUE\*: 全年齢に対する日本のはえ縄漁業のCPUEは、過去10年間で、漁獲可能資源量がかなり安定していたことを示していたが、過去と比較して低いものである。
- 1992年位から8-11歳魚のCPUEは増加しているが、2003及び2004年にわずかな減少を示し、2005年にはわずかに増加した。
- 4-7歳魚のCPUEは1980年代中頃から増加したものの、近年減少している。

**不調和漁獲に関する不確実性のため、この指標の信用はかなり損なわれている。**



## 資源状態の評価



## 委員会の要求した助言

問題	選択
市場不調和	ケース1: 1996 - 2005 過剰漁獲: 1996-2002: 10,374トン / 年、2003: 8,999t、2004: 6,139トン、2005: 3,667トン
蓄養不調和	ケース2: 1985 - 2005 過剰漁獲: 1986-1995: 6,424トン / 年、1996-2002: 12,145トン / 年、2003-2005: 7,506トン / 年
ノミナルCPUE	ケース1 - 1992 - 2005 現状 = 0 過剰漁獲、10% 過剰漁獲、20% 過剰漁獲 ケース2: 表7.18 オーストラリア蓄養レビューレポート、過剰漁獲のレンジを18%から49.5%として1999-2005年に適用し、1992年まで推定する。 0-100% 現存ノミナルCPUEシリーズを一定比ではえ縄不調和漁獲に適用

"SAG/SCはこれらのシナリオのみに基づく助言を提供することなく、より妥当と思われる代替シナリオに基づき助言を提供するよう努めた。"



## 2006年のシナリオモデリング手法

- さまざまに選択しうる過去の漁獲シナリオの信用性については高い不確実性があるうえ、委員会は過去の過剰漁獲の原因又はCPUEへの影響について指針を示さなかった。
- この不確実性のため、SAGIは2006年において正式な評価を実施できなかった。正確には、過去の漁獲量とCPUEに関する異なる仮定の下、オペレーティングモデルによって選択しうるシナリオのレンジが評価された。
- 委員会が求めた助言は潜在的に100を超えるシナリオに相当し、一旦組み合わせと技術的解釈は検討された。可能な時間内にすべてを評価することは出来なかった。



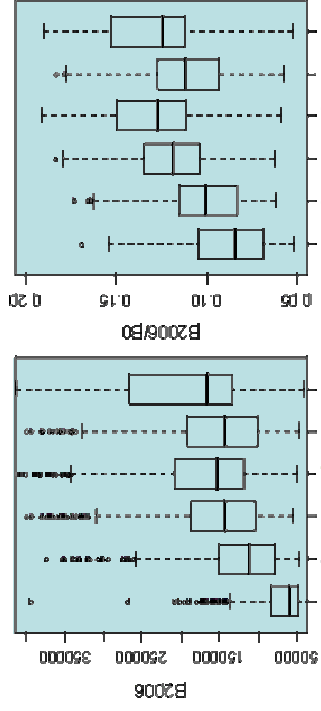
## 助言のためのシナリオ選択

- 始めに、委員会シナリオ(及び過剰漁獲なし)のうち3つが、SAG前に評価された多くのシナリオに見られた拳動のレンジを測るために選択された。
- その後、オペレーティングモデルへの入力のため、追加のシナリオが委員会シナリオの解釈に関する技術的要件を処理するために評価された。
- これらのうちの5つが管理助言の根拠として拳動のレンジを測るために選ばれた。

シナリオ リアレンジ	CPUE	2004・2005 CPUE テーグ	表層魚 年齢組成変化	70-30 遅延 LLI 未報告漁獲	幼稚魚 M <sub>0</sub> 重量
b	25%	Yes	Yes	Yes	-
c	50%	Yes	Yes	Yes	-
d	75%	Yes	Yes	Yes	-
c-	50%	Yes	Yes	Yes	Yes
g	50%	-	Yes	Yes	-



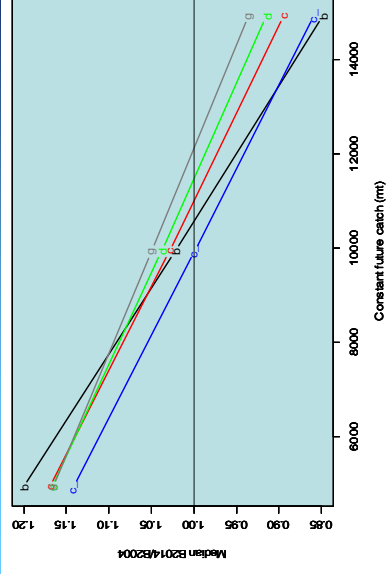
## シナリオ評価結果



2006年の推定産卵雌魚資源の分布(左図)、過剰漁獲がなかった場合(0)のB<sub>2006</sub> / B<sub>0</sub> (右図)及び検討された5つのシナリオ。



## シナリオ評価の結果



3つの将来の一定漁獲レベルの下での5つの最終シナリオとして予測された中央値B<sub>2014</sub>/B<sub>2004</sub>の比較: 4,925トン、9,925トン及び14,925トン。



## 資源状態に関する結論

- シナリオの評価結果は、概して2005年評価と矛盾しておらず、SBT産卵資源量は元の資源量に対し低位にあり、1980年レベルをかなり下回り、さらにMSYを達成するレベル以下であることを示唆した。
- 不調和漁獲を統合した結果として、すべてのシナリオが、2006年の産卵資源量の中央値レベル(110,000トン - 170,000トン)が2005年の推定値(50,000トン)よりかなり上回っていることを示した。
- しかしながら、すべてのシナリオは、依然として中央値 $B_{2006}/B_0$  レベル10%及び13%と相当な枯渇状態を示している。



## 資源状態に関する結論

- 14,925トンを超過する漁獲を続けることは、産卵資源減少を継続する結果となるであろう。
- 14,925トンの漁獲レベルは、長期における再生を導くことは出来ず、またどのシナリオにおいても目標に合致せず、減少が継続する結果に終わるであろう。
- 2014年の産卵資源量が2004年より多くなる確率を50%とする短期の目標に帰着しうる推定漁獲レベルは、9,900 ~ 12,100トンという比較的狭いレンジにある。
- しかしながら、9,925トンの一定漁獲量の下でも、プロジェクトは、漁獲をさらに削減する他の何らかのフィードバックメカニズムがなければ、2014年までに産卵資源がさらに減少する確率が40%あり低い加入を引き起こす可能性を示唆している。



## 管理助言



## 2006年管理助言の基礎 (根拠)

- 大規模な過去の不調和漁獲の発覚は、昨年の助言の再考に繋がった。2006年管理助言は、選択しうる過去の漁獲シナリオを評価したレンジの結果に基づくものである。
- 評価されたシナリオは、特定の一定漁獲レベル及び現在の状況において、資源の現状、加入量トレンド及びプロジェクトされた資源量のそれぞれについて、適当に一致しており、最適な科学助言の基準になりえる。
- シナリオは、資源規模のさらなる減少への短期(2014年までの)リスクを減じるために、漁獲量を14,925トン以下にする意味のある削減が必要であることを示している。また加えてすべての未報告漁獲の排除を確実にしなければならない。



## 2006年管理助言の基礎(根拠)

- テストされたレンジ(4,925-14,925トン)を超える一定漁獲量は、依然として、さらなる産卵資源の減少の高い危険性をはらんでいる。
- 現在のように低位な資源状態及び近年の低加入量という状況から、さらなる資源減少が回復の可能性を危険にさらすリスクが存在する。
- 信頼できるデータ及び高感度のフィードバックシステム(MPのような)がないため、将来の一定漁獲レベルの下での妥当な再生の可能性を確保するにはTACをより低くしなければならぬ。
- 当面の漁獲量削減のレベルが大きければ、さらなる産卵資源減少のリスクは低くなる。



## 2006年管理助言

SBT産卵資源の持続性と再生を高い可能性で確保するには、3つのステップが必要、

1. さらなる資源減少の可能性を減らすため、総漁獲量を14,925トン以下に即時削減する。
2. 総漁獲量及びCPUEシリーズの推定の信頼を修復するための速やかな対応。加入及びインドネシア漁業の監視を継続し、可能であれば、改善する。
3. その後における高い資源再生の可能性を確実にする完全な管理手続きをとる。暫定的な管理手続きを次の3-5年以内に採択する必要がある。

(次の数年間において加入量指標が2000及び2001年のように低位になる場合、さらに相当量の漁獲量削減が必要となる。)



## 短期のパフォーマンスデータ

異なる将来の漁獲量レベルにおける短期(2014年までのパフォーマンスデータ、評価したシナリオのレンジの平均。

将来の漁獲量(ト)	短期のパフォーマンスデータ		
	可能性 B <sub>2014</sub> > B <sub>2004</sub>	B <sub>2014</sub> /B <sub>2004</sub> 中央値	B <sub>2014</sub> /B <sub>2004</sub> 10パーセンタイル
14,925	0.25	0.89	0.72
12,425	0.41	0.96	0.78
9,925	0.57	1.03	0.85
7,425	0.69	1.10	0.89
4,925	0.81	1.17	0.94

(示されたレベル間の影響は補間法によって確認)

## 管理手続きの影響



## 管理手続きの影響

- 産卵資源の再生を達成する管理の成就是、資源が引き続き減少する場合、豊度におけるトレンドの管理及び将来の漁獲量を削減する能力にかかっている。これはMPの役割である。
- 2005年のSBT MP提案のデザインは、それまでに報告された過去の漁獲量及び努力量データを根拠とし、MP決定ルールに基づく指標としてLL1 CPUEを用いた。
- 市場及び蓄養の不調和レポートにおける過去の過剰漁獲の影響により、このMPIは完全にデザイン及び評価し直される必要がある。このプロセスは5年弱かかるであろう。
- 前述のとおり、MPは漁獲可能資源の最良の指標としてLL CPUEを用いることとなり、依然として信頼できるLL CPUE指標の将来の可能性が条件となる。



## 暫定管理手続き

- 反応の良い管理を提供するため、次の2-3年以内に“暫定管理手続き (IMP)”が置かれる必要がある。会期間のワークショップ開催を遂行する。
- IMP候補をテストする基準としてSAG7で開発されたシナリオのための手段として既存のオペレーティングモデルを使用する可能性を検討する。
  - IMPに入力されるであろう指標(オーストラリア大湾航空調査のような)の将来的有用性を定め、それらの指標の適切な統計的な評価を指定するプロジェクトウェアの一般化。
  - IMP候補の可能性が単純な操作手続きの構造について議論し、評価を目的とした適切なパフォーマンスデータを特定する。



## SRPのレビュー及び2007年作業計画



## SRPのレビュー

- 元来、2006年にSRPの完全なレビューを行うことが予定されていた。しかし、不調和漁獲の影響の評価に努めるため延期された。
- 過去にあったとされる過剰漁獲の影響は、2007年SC会合において注意深くレビューしなければならぬ。ISRPのさまざまな成分である。
- 特に、漁獲量評価、CPUEモデリング、オペレータープログラム、標識放流計画及びこれらのSRP要素の関連についてレビューが必要である。



## 2007年作業計画案及び予算案

行動	Approximate Period	Budgetary Implications
他の地域漁業管理機関及びFAOへの報告	2006年11月	-
表層漁業継続放流計画	2006年12月 - 2007年3月	\$460,000 タグ配置のため
標識交換総費を含む、事務所の標識放流調査費	通年	\$183,000
データ交換	2006年10月 - 2007年6月	-
CPUE モデリングワークショップ 日本、清水	2007年5月初旬、SAGの前、5日間	\$38,000
暫定IPワークショップ アメリカ、シアトル	2007年5月下旬、SAGの前、4日間	\$33,000
第8回資源評価グループ会合	2007年9月第1週、5日間	\$332,225
第12回科学委員会会合	2007年9月第2週、5日間	上記SAG費用に含まれる
CCSBT14の拡大委員会において報告書を発表する	2007年10月	-



終わり



Commission for the Conservation of  
Southern Bluefin Tuna



みなまぐろ保存委員会

別紙 15

## 第 6 回生態学的関連種作業部会会合 報告書

2006 年 2 月 20 - 23 日  
台湾、高雄



2007年CCSBT作業計画

この作業計画表には事務局の通常業務は含まれていない。

資源評価	データベースの取り組み	標識放流計画	漁獲証明スキーム	合意されたMCS措置	合意されるMCS措置	オーストラリアSBT蕃養調査	ERS WG	統計情報スキーム	許可船リスト
2006 11月	データ交換	6年目の標識放流の実施	事務局によるCDS案の作成	(転載)VMS		実験手法の最終化と導入		スキームの管理とデータ記録の維持	協力的非加盟国の承認船を含む許可船リストの保持
12月			遵守委員会	遵守委員会	遵守委員会	実験の実施			
2007 1月						CCSBTへの当初結果の提出			
2月		標識放流の完了経過報告	遵守委員会	遵守委員会	遵守委員会	実験デザインの修正	ERSWG 会合		
3月						ESCによる検討			
4月						CCSBTによる検討			
5月	メンバーク国科学者による分析								
6月		SCによる計画のレビュー							
7月									
8月	SAG/SCによる資源評価								
9月									
10月	CCSBTによる検討	CCSBTによる検討	CCSBTによる検討	CCSBTによる検討	CCSBTによる検討				

\* 議題にあげられたすべての漁業の管理措置を含んでいる一例 漁獲量管理、SBT標識放流、国際オペレーター、データ収集の改善等